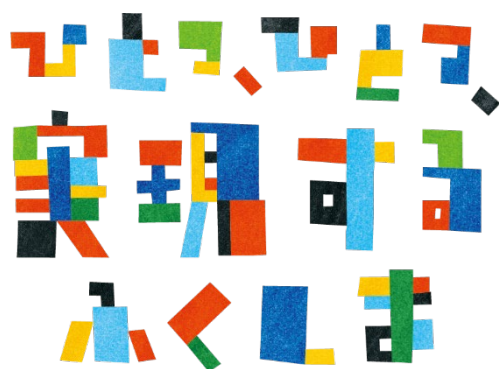


ふくしまの復興・創生に向けた
提案・要望



令和6年6月7日

福島県

東日本大震災と原子力災害から13年余りが経過しました。帰還困難区域では、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組が進められているほか、県全体におきましても、移住者数や新規就農者数が過去最多を更新し、県産品の輸出額も過去最高を記録するなど、福島の復興は着実に前進しております。

このような中、国においては、脱炭素とエネルギー安全保障の両立に向けた、「エネルギー基本計画」の見直しの議論がなされておりますが、検討に当たっては、当県における過酷な原発事故の現状と教訓を踏まえ、国民の安全・安心を最優先に考え、丁寧に議論を進めることが、福島の復興に向けた取組に対する信頼にもつながります。

当県といたしましては、引き続き、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を基本理念に掲げ、全力で復興に向けた挑戦を続けてまいります。

福島県においては、今もなお多くの県民がふるさとを離れ、避難生活を続けておられるほか、避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題に加え、復興のステージが進むにつれて新たな課題も顕在化するなど、いまだ多くの困難を抱えております。

さらに、度重なる自然災害からの復旧に加え、急激に進む人口減少や長期化する原油価格・物価高騰への対応など、全国的な課題にも同時に対処していく必要があります。

こうした、世界にも類を見ない困難を抱える福島の復興は、長く厳しい戦いとなることから、今後も粘り強く挑戦を続けていかなければなりません。

このため、当県の総合計画や福島復興再生計画に掲げる取組を一つ一つ着実に実現していくとともに、福島の復興・創生の加速化に向け、第2期復興・創生期間後も切れ目なく、安心感を持って復興への挑戦を続けることができるよう十分な財源の確保や進捗状況に応じたきめ細かな対応が不可欠であります。

国におかれましては、福島復興再生特別措置法に掲げる責務を果たすとの強い決意の下、県や市町村の声を真摯に受け止め、最後まで責任を持ち、総力を挙げて福島の復興と地方創生の推進に取り組んでいただきますよう、次のとおり要望いたします。

令和6年6月7日

福島県知事 内堀 雅雄

目 次

<最重点要望項目>

<全般的事項>

- I 第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化・・・1

<個別事項>

- II 避難地域・浜通りの復興・再生・・・・・・・・・・・・・・6
- III 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出
・・・・・・・・・・・・・・18
- IV 原子力発電所事故への対応・・・・・・・・・・・・・・33
- V 風評払拭・風化防止対策の強化・・・・・・・・・・・・・・45
- VI 県民の健康と安全・安心を守る取組・・・・・・・・・・・・・・50
- VII 産業再生、インフラ整備の推進・・・・・・・・・・・・・・57
- VIII 持続可能な県づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・66

＜重点要望項目＞

I	全般的事項	7 2
II	避難解除等区域等	9 9
III	生活環境	1 0 0
IV	保健・医療・福祉	1 1 2
V	商工労働・観光交流	1 2 8
VI	農林水産業	1 3 4
VII	県土整備	1 5 4
VIII	教育	1 7 6

<全般的事項>

I 第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化

1 復興に向けた総合的な施策の推進

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、医療・福祉・教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、除染の推進、廃炉と汚染水・処理水対策、風評払拭・風化防止対策、福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネルギー社会構想の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的発展に向けた基盤づくり等、多岐にわたっており、今後も中長期にわたってあらゆる挑戦を粘り強く続けていかなければならない。

こうした中、当県の更なる復興・再生に向けては、その要である福島復興再生特別措置法や、同法に基づく福島復興再生基本方針及び福島復興再生計画における取組等を推進していくことが不可欠であり、各地域によって復興の進捗が大きく異なるなど、当県特有の深刻化・複雑化する課題等に対して、現場の実情に応じてきめ細かに対応し、福島12市町村の将来像提言や福島県総合計画等で示された目指すべき将来の姿の実現を図る必要がある。

については、第2期復興・創生期間以降においても、当県の復興・再生が実現するまで、引き続き、国が前面に立ち最後まで責任を持って取り組むこと。

また、復旧・復興事業の財源については、今年3月に見直しがなされた「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「原子力災害被災地域については中長期的な対応が必要であり、復興のステージが進むにつれ、新たな課題や多様なニーズが生じていることから、適切な時期に見直しを行い、必要な復興事業の実施に支障を来すことがないように、財源を確保する」と明記された。

避難地域への移住等の促進や福島国際研究教育機構（F-R E I）の設立、特定復興再生拠点区域・特定帰還居住区域の整

備など、令和2年7月の復興財源フレーム決定後に生じた課題やニーズに対応するための経費が生じていることに加え、現下の物価高騰の影響等により、財源が不足する懸念が生じている。このため、財源フレームを適切に見直し、第2期復興・創生期間の最終年度となる令和7年度において当県の復興・創生をさらに進めるために必要な事業の執行に支障が生じないように、予算を十分に確保すること。

さらに、原子力災害に伴う当県特有の困難な課題はいまだ山積しており、今後も中長期にわたる継続的な取組に加え、復興の進捗に伴って生じる新たな課題やニーズへの対応が必要である。特に、次の5年間は、福島イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想を更に発展させながら、いまだ進行形である避難者の帰還、生活環境の整備や産業・生業の再生等を一層進めなければならない、まさに勝負の期間であり、これまで以上に力強い取組が必要である。このため、第2期復興・創生期間後においても、地元の声を丁寧に聞きながら、当県の現状・課題をしっかりと捉えた上で復興需要を把握し、今後も切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けるために必要となる十分な財源と枠組み、復興を支える制度を引き続き、しっかりと確保すること。

あわせて、当県は、東日本大震災以降、急激に進む人口減少を始め、度重なる自然災害からの復旧や長期化する原油価格・物価高騰などの課題にも同時に対処しなければならず、他の都道府県には無い困難な対応が引き続き求められていることから、復興・創生が遅滞することがないように、引き続き人的・財政的に十分な支援を行うこと。

いまだ諸外国における当県産農林水産物等の輸入規制措置が続いているなど、原子力災害による影響は、現在進行形で県内全域に及んでいる。加えて、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、新たな風評が生じる懸念は払拭できず、継続して風評・風化対策に取り組んでいかなければならない。国においては、復興庁が司令塔となって、関係省庁と連携し、当県における原子力災害という特殊事情を十分踏まえ、地元の声にしっかりと耳を傾け、「現場主義」を徹底し、福島の復興・創生に向けた取組を県内全域にわたり一体的・中長期的に推進すること。

2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

令和7年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 普通交付税算定の特例措置の継続

令和8年度以降の普通交付税の算定においては、令和7年国勢調査等の調査結果（人口等）が測定単位となるが、避難地域12市町村では、原子力発電所事故の影響等により、いまだ住民の帰還が進んでいない状況である。

このため、令和7年国勢調査における人口等を測定単位として普通交付税を算定した場合、行財政運営に支障を来すおそれがあることから、普通交付税算定の特例措置を継続すること。

(3) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（こども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、移住希望者のニーズに応じた効果的な支援を行うため、移住・定住促進事業を継続するとともに、面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件の緩和など、運用の弾力化を図ること。

あわせて、住民帰還や移住等の復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、柔軟で使いやすい制度とすること。

(4) 被災者支援総合交付金の予算確保等

避難生活の長期化や復興公営住宅等への移転後のコミュニティ形成、被災者の心身や子どもの体力の回復など、各地域の被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、見守り・相談支援、交流機会の提供、心のケア、子どもの健康支援、避難者に対する情報提供等の様々な施策により、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続していく必要があることから、被災者支援総合交付金については、被災者の実情を踏まえた柔軟な運用を行うとともに、長期的かつ十分な予算を確保すること。

(5) 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

度重なる自然災害からの早期復旧や長期化する原油価格・物価高騰など、広範かつ多額な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、安定的な財政基盤が重要であることから、令和7年度以降においても地方一般財源総額を確実に確保し充実させること。

3 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

<個別事項>

Ⅱ 避難地域・浜通りの復興・再生

4 避難地域の復興実現

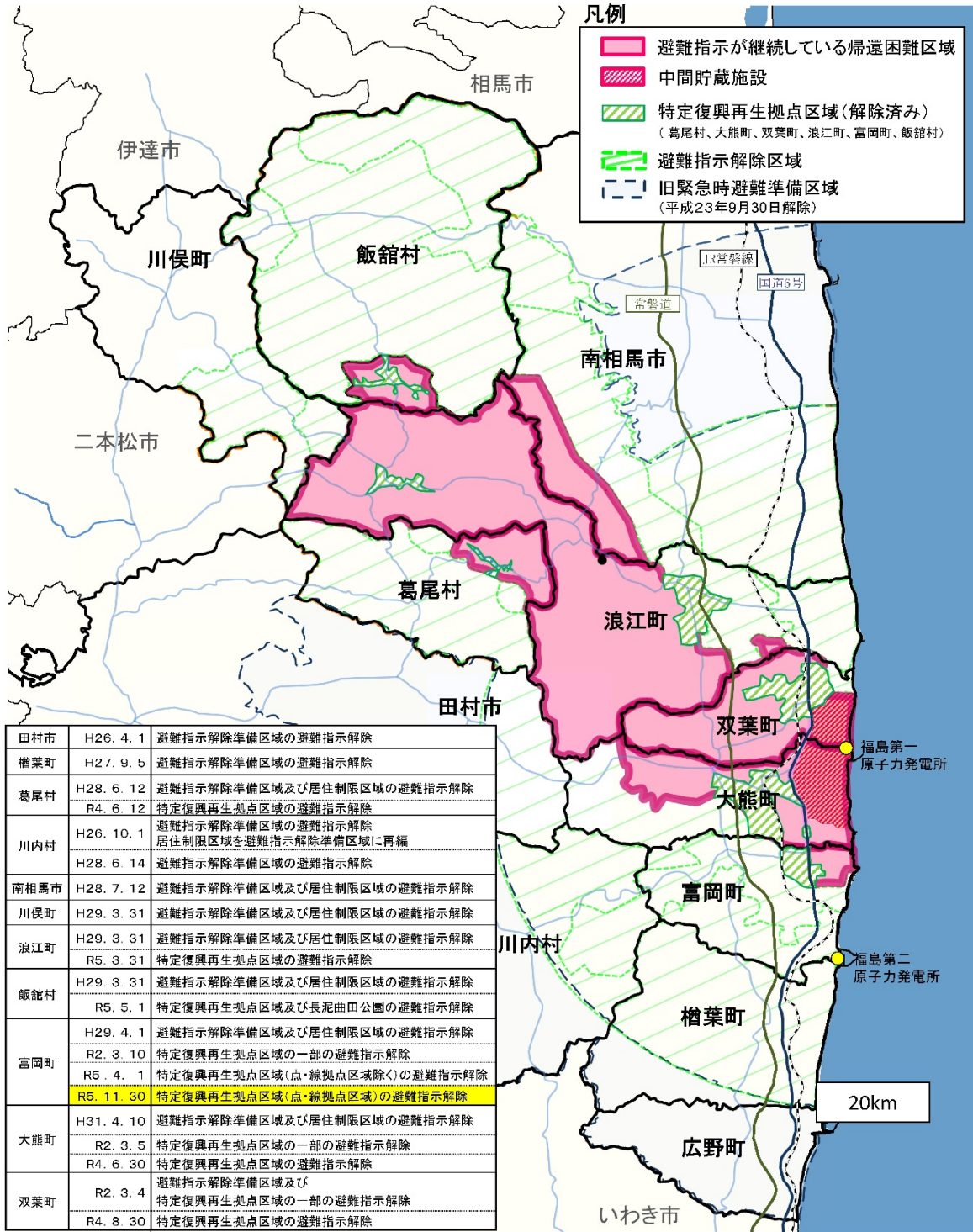
【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、教育、交通、住まい、買い物、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策、情報通信等の生活環境整備や、商業施設の運営支援、物流機能の回復、営農再開の加速化、産業・生業の再生、新産業の創出、移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を更に進めていく必要がある。

また、いまだ避難指示区域が存在している自治体があるほか、避難指示が解除され、日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面しているなど、自治体ごとに復興の進捗が大きく異なっており、それぞれの実情を踏まえた対応が求められている。

このため、原子力災害における国の責務として、中長期的な財源を確実に確保し、被災自治体への人的支援を継続するとともに、様々な機会において地元の意見を丁寧に聞きながら、新たな課題にしっかりと対応し、福島12市町村の将来像の具現化に向けた中長期的な取組を支援すること。

避難指示区域の概念図



5 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

特定復興再生拠点区域について、避難指示解除後も引き続き、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点づくりを確実に進めるために必要な予算を十分に確保するとともに、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるよう支援すること。

また、特定帰還居住区域について、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分に踏まえながら、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、早期の避難指示解除に向けた除染等の確実な実施に加え、インフラ整備や営農再開に向けた取組等をきめ細かに支援し、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任を持って取り組むこと。

さらに、両区域外の残された土地・家屋等の扱いや森林・農村の適切な保全、避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

6 避難地域等の事業・生業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、中小企業庁】

(1) 被災事業者等の支援

避難地域12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）が事業者の個別訪問等を通じて、課題に合わせた活動支援を強化しているところであり、引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

あわせて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業及び原子力災害被災地域創業等支援事業について、第2期復興・創生期間以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

特に、特定復興再生拠点区域等における事業再開や創業を促進するため、地域の実情を踏まえた支援策を継続すること。

(2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の解除に伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれることから、第2期復興・創生期間以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

7 避難地域の営農再開に向けた支援

【復興庁、農林水産省】

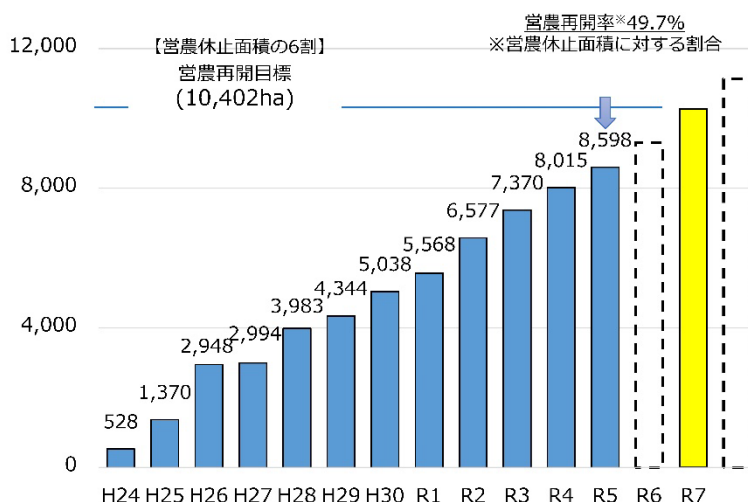
東日本大震災から13年が経過し、避難指示解除が早かった地域を中心に営農再開が着実に進みつつある一方、避難指示解除が遅かった地域では営農再開が十分に進んでおらず、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域で営農再開がようやく進み始めた段階にあるなど、それぞれの地域で進捗が大きく異なる。

避難地域の営農再開を滞りなく進めるには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であることから、被災地域農業復興総合支援事業を始めとした営農再開関連事業について、第2期復興・創生期間以降も継続し、十分な予算を確保すること。

特に、福島県営農再開支援事業については、基金の残高が不足する状況であることから、事業実施に必要な額を確実に積み増すこと。

また、「市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想」を実現し、営農再開を加速するため、福島県高付加価値産地展開支援事業の実施に当たっては、引き続き、避難地域で農業法人の参入促進に取り組むとともに、十分な予算を確保し、県・市町村・関係機関と一体となって産地形成を支援すること。

避難地域の営農再開目標



8 避難地域等の鳥獣被害対策の推進

【復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 生活環境整備に向けた鳥獣被害対策の推進

イノシシやニホンザル等の市町村をまたいで移動する野生鳥獣に対しては、広域的な対策が重要であることから、引き続き、避難地域12市町村を一つの地域として、地域全体で取り組めるよう、福島生活環境整備・帰還再生加速事業の十分な予算を確保すること。

また、帰還困難区域に生息している野生鳥獣が特定復興再生拠点区域等に出没し、住民帰還を妨げることをしないよう、引き続き、生息状況調査を踏まえ、最大限の捕獲に取り組むこと。

(2) 農作物被害防止のための取組への支援

深刻・広域化する野生鳥獣による農作物被害を防止するため、侵入防止柵の整備や捕獲活動の強化などの取組に必要な予算を十分に確保すること。

また、住民が主体となった集落ぐるみの総合的な対策をコーディネートできる専門的な人材の確保や育成に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

9 避難地域等における医療提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難地域等の医療提供体制については、避難指示が解除等された各市町村において、少なくとも1施設の診療所が開設・再開したほか、救急医療を担う「ふたば医療センター附属病院」が開院したが、いまだ十分な医療の確保がされている状況にはない。

帰還した住民が安心して保健・医療、介護・福祉サービスを受け、さらに専門医療や在宅医療（医療・介護の連携）等の幅広い医療ニーズにも対応するためには、引き続き、医療施設等の復旧や医療従事者等の確保等、中長期的な医療提供体制の再構築に向けた取組が必要である。

これらの取組は、原発事故を由来とする特殊事情を原因としたものであることから、第2期復興・創生期間以降も国において以下の措置を行うこと。

(1) 避難地域等の医療提供体制の再構築に向けた財源の措置

避難地域で再開・開設した医療機関の約6割が人件費・運営費の支援を受けて稼働するなど厳しい状況の中で診察を継続しているが、経営環境の急速な改善は困難な見通しであるほか、専門医療（人工透析や特定の診療科等）の確保も困難な状況である。

また、近年避難指示が解除された大熊町、双葉町を始めとする避難地域での医療機関等の再開・開設に必要な施設・設備整備費への支援等に加え、新たなニーズも想定される。

さらに、避難地域においては、医療提供体制が不十分であることから、いわき市や南相馬市など浜通り一帯を生活圏にする傾向が一層強まり、近隣地域の医療機関では、避難地域からの専門医療の患者に加え、夜間初期救急の患者についても受入れを行っている。

については、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて、近隣地域の医療機能の強化に係る支援等を含め、中長期的に取り組むために必要となる予算を安定的かつ十分に確保するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を認めること。

(2) 医療従事者の安定的な確保及び県内定着促進への支援

避難地域においては、医師派遣や看護職員の住宅確保等、医療機関に対する緊急的な人材等の支援を実施することで医療提供体制を維持しているが、人材確保が困難な状況が今後劇的に好転するとは考えにくく、必要な施策を講じなければ、人材の地域偏在はより深刻化すると見込まれる。

このため、避難地域における医師確保事業等を始めとした人材確保・地域定着策を着実に実施し、医療提供体制を安定的なものとするために必要となる予算を十分に確保すること。

(3) 双葉地域における中核的病院への支援

復興の進捗に伴い帰還者や移住者が増加する避難地域における医療提供体制を確保し、復興を支えていくためには、双葉地域における中核的病院が不可欠であることから、整備及び運営に必要となる予算を十分に確保すること。

特に、複数年の施設整備であり、整備費総額を確保する必要があることに加え、中核的病院は双葉地域の住民や自治体等から早期の整備を強く求められており、工期短縮を図る必要があるほか、医療従事者を開院前から複数年をかけて確保する必要があることから、開院までの整備及び準備のために必要となる財源を一括して交付すること。

さらに、第2期復興・創生期間以降も地域医療再生基金を継続するとともに、中核的病院の運営に必要となる予算を十分に確保すること。

10 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から13年が経過した今もなお、双葉町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、地元での学校再開に向け、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

このため、子どもたちが通いたい、また、保護者が通わせたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるとともに、避難地域12市町村における地域の特色を活かした魅力的な教育プログラムを開発するための経費について、引き続き予算を確保すること。

さらに、帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。

(2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

当県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、生徒が引き続き安心して学ぶことができるよう、寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流、グローバル探究や大学と連携した先進的なカリキュラム開発など魅力ある教育活動への支援を継続すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導等のきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、第2期復興・創生期間以降も教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、第2期復興・創生期間以降も「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続するとともに、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組や心のサポートに資する学習支援に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員の十分な配置ができるよう、予算の確保・拡充を図ること。

11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備に対する支援 【内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるための「ふくしま復興再生道路」等について、避難地域等の復興はいまだ途上であり、今後も継続して中長期的な対応が必要となることから、復興事業が完了するまで必要な予算の確保を行うこと。

(2) 常磐自動車道（仮称）小高スマート I C の整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマート I C について早期整備が図られるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

(3) 常磐自動車道を始めとする浜通り軸の強化

東日本大震災からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野 I C～山元 I C 間」のうち、4車線化として事業化された区間「広野 I C～ならば S I C 間」、「浪江 I C～南相馬 I C 間の一部区間」及び「相馬 I C～新地 I C 間」の早期完成や、残る区間について早期事業化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道 6 号の交通量の増加等に対応する 4 車線化などの機能強化を図るとともに、国道 6 号勿来バイパスの早期整備及び常磐バイパスにおける渋滞箇所の解消を図ること。

(4) 第 2 期復興・創生期間以降のインフラ整備の予算確保

避難指示解除に伴う帰還や復興まちづくり等に向けて、特定復興再生拠点区域間等のアクセス強化や生活に必要な道路、人家等を守るための砂防施設及び治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐ河川が不可欠である。

については、避難地域の復興を成し遂げるため、第 2 期復興・創生期間以降におけるインフラの整備・修繕に必要な社会資本整備総合交付金（復興）の予算を確保すること。

12 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、令和7年度の供用に向けて全面的な財政支援を講じること。

Ⅲ 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指すものとして、福島復興再生特別措置法において国家プロジェクトとして法定化され、福島復興再生計画にも位置付けられている。

原子力災害からの福島の復興・再生は、国の社会的責任を踏まえて進められるべきものであることに鑑み、国と共に策定した産業発展のビジョンである「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえて認定された福島復興再生計画に基づく各取組について中長期的に対応していく必要があることから、構想実現のために必要な体制や財源などについて、国が責任を持って十分に確保しながら、国全体での一層の連携強化の下、県と密接に連携し、産業集積や人材育成、交流人口拡大などの事業により一層取り組み、構想の具体化を推進すること。

加えて、「福島イノベーション・コースト構想推進分科会（復興庁、経済産業省、福島県が共同議長）」において、これまでの取組をフォローアップするとともに、青写真のバージョンアップなど本構想の更なる発展に向けた議論を行い、本構想の一層の推進を図ること。

(1) 研究開発等の推進・産業集積の促進

① 廃炉・放射線分野の研究開発等の推進

廃炉・放射線分野においては、櫛葉遠隔技術開発センターや廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

② 廃炉関連産業の育成・集積

本構想の実現に向け、廃炉関連分野における地元企業の更なる参入を確実に進めるため、国や国の関連団体が主体的に取組を推進するとともに、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、公益社団法人福島相双復興推進機構及び東京電力の三者からなる福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局の運営や、マッチング会・現地見学会の開催、地元企業の技術力向上、参画意欲を示す企業間の連携強化、資格取得への支援等を行うために必要な予算を確保すること。

③ 福島ロボットテストフィールド（R T F）の運営等

ア R T F の運営支援

R T F の安定的な運営を図るため、運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

イ 拠点の機能強化

R T F の優位性を発揮するため、利用者のニーズや関連業界の動向を踏まえ、必要な設備の追加・更新・強化を行うとともに、より広域での気象観測や動態管理に向けたシステム構築を検討すること。

ウ R T F の利用促進と産業集積

ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運航管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）による空飛ぶクルマなどの次世代モビリティに関連する研究開発事業の実施に当たり、R T F を最大限活用すること。

また、国内外の民間資金・企業を呼び込むとともに、拠点の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。特に、2025年のワールドロボットサミットが地域と一体となって盛り上がり、R T F の利活用促進とロボット関連産業の集積につながるようしっかり取り組むとともに、i - C o n s t r u c t i o n やロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においても、研修会や講習会等について、R T F を積極的かつ継続的に利用すること。

さらに、R T F を活用した消防・防災訓練の利用を促すため、必要な事業を実施できるよう施設の整備や訓練の実施に係る十分な予算を確保すること。

加えて、R T F の防災訓練での利用促進について、当県では実際に消防機関等の訓練にR T F を利用しており、施設の利活用の周知に協力するとともに、R T F を有効活用し、災害対応におけるドローンその他消防ロボットの活用の促進に取り組むこと。

エ R T Fを活用した制度整備と社会実装支援

各種ロボットに関する認証制度等の構築を進めるとともに、構築に当たって必要な試験等をR T Fで行うこと。

特に、R T Fは、ドローンのナショナルセンター化を目指し、技術基準や運用ガイドライン等の作成を進めているところであり、これらの検討への参加、業界への活用の働き掛け、制度への位置付けを検討すること。

また、全国からの利用者の試験環境を向上させるため、R T Fに試験空域を設定するなどの研究開発者向け制度整備を行うこと。

さらに、空飛ぶクルマについて、空の移動革命に向けたロードマップに基づきR T Fを試験飛行拠点として充実させるため、関連する試験設備を新たに整備するとともに、ドローン・ロボット、空飛ぶクルマの研究開発、制度整備、社会実装のためにR T Fの利用を促すこと。

特に、2025年大阪・関西万博において計画されている空飛ぶクルマの飛行は、被災地から生まれる最新技術を発信する好機であることから、飛行試験等での積極的な活用を推進すること。

④ エネルギー・環境・リサイクル関連産業の集積

浜通り地域を中心に、エネルギー・環境・リサイクルを核とした産業の集積を進め、カーボンニュートラルの実現に向けた動きを加速し、経済と環境の好循環を東日本大震災からの復興につなげていくため、県内企業によるネットワーク構築から新規参入、研究開発、事業化及び販路拡大までの一体的な支援に必要な予算を確保すること。

⑤ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の普及・導入の促進

避難地域等の農林水産業の本格的な再開を進めていくため、本構想に基づいた技術の開発、実証の継続及び社会実装のために必要な予算を十分に確保すること。

⑥ 医療関連分野の支援

浜通り地域等への医療関連産業の集積のため、新規参入の促進や研究開発支援、事業化支援、販路開拓支援など必要な事業を実施できる十分な予算を確保すること。

また、浜通り地域等の企業等が開発・製品化した医療・福祉機器等の同地域の医療機関や高齢者福祉施設等における利用を促進し、企業の販路開拓を支援する取組に対し、必要な支援を行うこと。

⑦ 航空宇宙分野の支援

浜通り地域等での更なる航空宇宙産業の育成・集積のため、航空機の技術革新や社会実装が進む次世代航空モビリティなど、新たな航空宇宙関連産業の動きに対応しつつ、引き続き、普及・啓発、認証取得、人材育成、取引拡大、マッチング支援、クラスター体制や新たな企業間連携の構築等、浜通り地域等に立地する企業の技術力の向上や競争力の強化に必要な支援を講じること。

⑧ 地域復興実用化開発等促進事業等の拡充

廃炉やロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙など本構想の重点分野において、地元企業等と県内企業等との連携を促進し、新規案件の発掘を行いながら持続的に新技術の実用化・事業化を進めるため、地域復興実用化開発等促進事業や重点分野等事業化促進事業について、令和7年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

(2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、自立的・持続的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援、地元企業等と地域外企業とのマッチングや、進出企業の定着支援、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産の活用に関する支援など、必要な予算を十分に確保すること。

(3) イノベーション創出促進のための環境整備

「起業・創業」する企業・個人等を強力に呼び込み、浜通り地域等をあらゆるチャレンジが可能な地域とするため、試作品開発や市場調査等を行うための助成金を始め、専門家によるビジネスプラン策定や経営アドバイス等の支援、産学官金等の関係者からなる連携体制の構築と事業化への支援など、プロジェクトの掘り起こしから事業化に至るまでの総合的な支援をするための十分な予算を確保すること。

(4) スタートアップの創出

福島県浜通り地域等をスタートアップ創出の先進地とするため、革新的な技術で地域課題の解決と地域経済を牽引するスタートアップの社会実装に至るまでの成長フェーズに応じた施策を推進するとともに、実証フィールドの整備、「スタートアップ育成5か年計画」による取組の具現化など、同地域にスタートアップや支援者等と呼び込む施策の充実を図ること。

(5) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、農林水産業、工業、商業の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、学校が企業、研究機関・地域と連携を図るためのコーディネートや各校のプログラムの進捗支援のほか、学校間連携及び成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を第2期復興・創生期間以降も確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線教育、プログラミング教育及びふるさとへの理解を深める教育等を推進するための予算を第2期復興・創生期間以降も確保すること。

さらに、F-R-E-Iが地域に定着し長期的に発展するためには、地域人材の育成を推進する必要がある。地元の小中学校・高校等を始めとする教育機関や構想を支える教育・人材育成を実施している福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携して連続的な人材育成に取り組むとともに、中期計画に基づく地域との対話による人材育成ニーズの把握等を通じて、地域における外国語教育や探求的な学びの充実など、研究開発のみにとどまらない地域の人材育成の推進に取り組むよう支援すること。

加えて、全国の大学等の「復興知」を活用した浜通り地域等における教育研究活動については、原子力災害に伴う条件不利の現状が継続し、依然として人材育成・確保等の課題がある中で、参加した学生が本活動後に当該地域等で就職するなど、復興を担う人材育成に直接寄与しているほか、本活動を契機として、大学キャンパス設置が計画されるなど、人材育成基盤の構築に大きく貢献している。また今後、本活動を通じて引き続き多くの大学等の参画を促すことで、将来的に、福島や世界の課題解決を担うF-R-E-Iへの人材輩出も期待できる。さらに、本活動は交流人口の拡大や地域経済への波及効果も有していることから、第2期復興・創生期間以降も、復興の進捗に応じた特色ある教育研究プログラムを継続することが必要であり、各大学等の活動を支援するとともに、地元の市町村や企業等との連携、ワークショップの開催等に必要となる予算を十分に確保すること。

(6) 浜通り地域等への交流人口・消費の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進の取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備、地域公共交通の確保が必要である。

そのため、デジタル技術の活用も視野に入れた地域が連携したプロモーションや来訪者向けの電子決済ポイント還元事業の展開、誘客コンテンツ開発・広域マーケティング支援、福島空港等を活用した国内外からの人の呼び込み、当県復興のシンボルであるJヴィレッジの利活用など、浜通り地域等への交流人口の流れを促進させ、消費拡大につなげるための取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うとともに、自治体等の意見を踏まえながら、当県及び経済産業省でとりまとめた交流人口拡大に向けた取組を推進するアクションプランの着実な実行に向け、広域連携による取組の推進やデジタルプロモーションによる一元的な情報発信、データ活用基盤の構築など、各アクションに必要な予算の確保に取り組むこと。

また、新たな技術やビジネス創出に向けたチャレンジを行う企業・研究機関等を積極的に呼び込むため、研究者を始めとする従業員の移住・定住促進に係る予算を確保すること。

あわせて、交流・関係人口拡大のため、イノベ地域へ来訪者を呼び込む取組や国内外への情報発信の強化、情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）を核とした交流人口拡大推進等の取組に対し、引き続き必要な予算を確保するなど支援すること。

(7) 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく唯一無二の施設であるとともに、県内各地の伝承施設や現在整備が進められている復興祈念公園等とも連携しながら、避難地域等における交流や情報発信拠点としての役割を担う施設でもあることから、その役割を永続的に担えるよう、資料収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修の各事業や伝承館を核とした交流促進の取組等に加えて、人材確保に必要な予算を継続的に確保すること。

また、必要な資料の収集について、省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

(8) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への支援

福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担っている。

東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構への国職員の派遣による体制強化や、F-R-E-Iとの連携強化など構想の推進に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

福島イノベーション・コースト



廃炉関連施設(JAEA) ⑥大熊分析・研究センター (大熊町) (2018年3月一部運用開始)
⑦廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町) (2017年4月本格運用開始)
⑧楡葉遠隔技術開発センター (楡葉町) (2016年4月本格運用開始)



14 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、
国土交通省、環境省】

F－R E Iは、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」として、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させる役割を果たし、浜通り地域等を始め県全体の一体的、総合的な復興に資する拠点としての機能の発揮にとどまらず、イノベーションの力により日本の産業競争力を強化する世界に誇る研究成果を福島の地から生み出し、その成果の還元等を通じて、産業集積・人材育成を図りながら、地元に着し、親しまれる存在となることが重要である。

具体的には、F－R E Iにおいて、福島の優位性を発揮できる5分野における研究開発の推進や国内外の優れた研究者等の集積につながる魅力的な研究開発環境の整備、県内外の企業が積極的かつ柔軟に参画できる産学連携体制の構築、研究開発成果の活用促進など、世界に誇る最先端の研究開発等の推進を早急に進める必要がある。あわせて、地域の声を踏まえた原子力発電所事故後の福島が抱える中長期的な課題の解決に向けた取組、本施設稼働前からの県内での活動や県内の実証フィールド、施設、設備等の最大限の活用、福島イノベーション・コースト構想の先行的取組との緊密な連携、地元大学や高専を始め県内外の教育機関等との連携、地域との対話を通じた人材育成ニーズの把握、地域の人材育成の推進、県内の様々な主体とのパートナーシップの構築、F－R E Iの設置効果の広域的な波及、地域の復興・再生に裨益する取組など、地域に根差した取組についても、しっかりと進めていく必要がある。

F－R E Iが地域と共に世界に誇る研究開発成果を実現し、福島の復興・再生に資するため、特に以下のことについて取り組むこと。

(1) 省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援等

F－R E Iがその機能を最大限に発揮できるよう、政府を挙げて中長期的な枠組みで必要な予算を、既存の復興事業に支障のないよう別枠で確保するとともに、毎事業年度終了後、適切にF－R E Iの取組の評価を行うなど、復興庁の総合調整機能の下、省庁の縦割りを排し、関係省庁が連携して、F－R E Iが長期・安定的に運営できるよう、総合的かつ安定的な支援を行うこと。

(2) F-R E I の施設の円滑かつ確実な整備等

F-R E I の施設については、施設基本計画を踏まえ、地元と連携した円滑かつ確実な整備を行い、可能な限りの前倒しに努めること。

また、実証・実装フィールドの整備に取り組むとともに、その際には最先端技術の活用や規制緩和等を進めること。

さらに、国際研究産業都市の形成に向け、F-R E I の研究者等が安心して生活できる生活環境等の充実に国が責任を持って取り組むとともに、F-R E I や県、市町村、その他事業者がそれぞれ行う生活環境等の充実に必要な予算を十分に確保し、その取組を全面的に支援すること。

15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」を実現するため、県内全域における再生可能エネルギーの更なる導入拡大等に向けて、関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力に支援すること。

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大に係る支援

再生可能エネルギー主力電源化に向けて、地域の需要家を供給先とする再生可能エネルギー発電設備の新增設や自家消費型発電設備の導入への支援など、再生可能エネルギーの導入拡大と地産地消に向けた予算を継続的に確保すること。

あわせて、次世代の国産技術として期待されるペロブスカイト太陽電池の導入拡大に向け、当県での公共施設等での先行的な活用や、社会実装に向けた取組を全面的に支援すること。

また、阿武隈地域等における風力発電等の最大限の導入のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大に当たって、出力制御が増加傾向にあるなどの課題が生じていることから、地域間連系線等の系統整備や家庭用・業務産業用・系統用蓄電システムの導入などの出力制御対策パッケージを着実に進めること。

加えて、再生可能エネルギーの導入を進める上では、法令を遵守し、地元の理解や地域との共生を図ることが重要であることから、今般の再エネ特措法等の改正による「地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化」について、周知徹底と適切な運用を図るとともに、今後も社会情勢の変化等に合わせ、必要な対策を講じること。

(2) 再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に係る支援及び産総研福島再生可能エネルギー研究所との連携

再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けた、県内企業のネットワーク構築から、新規参入、人材育成・研究開発、事業化、販路拡大、海外展開を含む一体的・総合的な支援や、産総研福島再生可能エネルギー研究所が県内企業の技術高度化を進めるために行う被災地企業や被災地企業を核としたコンソーシアム等に対する技術開発支援、事業化に向けたプロジェクト支援、さらに同研究所の研究開発機能強化などに対して、引き続き必要な予算を確保すること。

16 水素先進県の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

東日本大震災及び原発事故後、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」において、2040年頃を目途に県内エネルギー需要の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーから生み出すことを目指し、福島新エネ社会構想等においても水素の実証や導入等の推進を明確に位置付けていることから、当県が水素先進県となることを実現するため、以下の取組を支援すること。

(1) 水素の製造量拡大に向けた支援（水素を「つくる」）

① 県内全域における水素製造装置の導入推進

当県は、再エネ由来水素を中心に今後水素需要の飛躍的な増加が見込まれることから、県内全域において十分な水素供給量を確保していくため、需要や地域特性に応じた水素製造装置導入補助等に必要な支援を行うこと。

② 福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）の持続可能な運営

世界有数の水素製造能力を有するFH2Rを活用した世界最大の水素イノベーション拠点の創出のため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が開発を進めている高効率で低コスト、かつ再エネを最大限活用する水素製造システムに必要な予算を確保するとともに、NEDOでの実証終了後も、FH2Rが浪江町のまちづくり等におけるエネルギー供給の中核的な役割を担えるよう支援を行うこと。

(2) 効率的・安定的な水素供給・貯蔵に向けた支援

（水素を「はこぶ」「ためる」）

RE100産業団地やカーボンニュートラルポート等において検討されている水素パイプラインの導入及び維持管理に必要な支援を行うこと。

また、水素配送車両等の導入や水素の運搬に必要な経費への支援を行うこと。

(3) 水素利活用の飛躍的な拡大に向けた支援（水素を「つかう」）

企業・工場等における熱利用工程の脱炭素化に向けて、水素ボイラーの導入等に必要な予算を確保すること。

また、当県が2030年までに目指す県内での水素ステーションの20基整備や、FCモビリティ導入をより一層加速させるため、国の水素ステーション整備における重点地域について、大きな需要が見込まれる福島での支援方針を示し、水素ステーションの運営費等の補助制度の拡充や、運営コスト削減のための技術開発・規制緩和を進めるとともに、化石燃料と水素燃料代との価格差に着目した支援を行うこと。

さらに、水素の普及啓発や需要拡大を図るため、鉄道事業者の意向等を踏まえ、県内の非電化路線で燃料電池により走行する列車の導入に向けた必要な予算を確保するとともに、燃料電池の導入や水素利活用のモデル構築に関する取組を支援すること。

加えて、福島新エネ社会構想に基づき、RTFにおける燃料電池ドローンの開発・実証環境の強化に必要な支援を行うこと。

あわせて、県内の高速道路サービスエリア等におけるカーボンニュートラルに向けた水素利活用を促進すること。

(4) 県内大学等と連携した水素関連人材の育成・研究活動に向けた支援

地域が持続可能な形で水素社会実現に向けた取組を進めていくに当たっては、水素関連の研究や人材育成が継続して行われていく必要があることから、産総研福島再生可能エネルギー研究所やF-REI等の研究機関や県外大学との連携を通じた、県内大学等における高度な研究活動や人材育成に必要な支援を行うこと。

(5) 水素関連産業の育成及び集積

避難地域12市町村等において、東日本大震災及び原発事故により失われた産業・雇用を創出するため、当県と連携して水素関連産業を誘致するとともに、県内企業が水素関連産業へ参入できるよう、水素関連機器の設計、施工、メンテナンス等に関する研修体制を県内に整備するなど、新規参入の促進のために必要な支援を行うこと。

(6) 福島発の取組、技術、モデルの国内外への発信

当県における水素社会実現に向けた取組について、引き続き情報発信するとともに、当県の水素技術等を国内外へ発信するため、水素に関する国際会議等を定期的に県内において開催すること。

17 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

当県は、医療関連産業の育成・集積を進め、産業の再生と雇用の確保に取り組んでおり、今後は、福島イノベーション・コースト構想の重点分野として支援拠点を活用した産業復興も強力に進める必要があることから、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

(1) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターは、当県企業の医療関連産業集積の拠点であるとともに、電気・物性等安全性試験と生物学的試験がワンストップで実施できる国内唯一の施設であり、国が推し進める医療関連産業の振興に資するものであることから、センターの安定的な運営のため、第2期復興・創生期間以降の必要な予算を確保し、継続的に支援すること。

また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が策定する各種プロジェクトにおいて、国が進める高度で先進的な医療技術・医療機器の研究・開発における安全性評価試験やコンサルティングにふくしま医療機器開発支援センターを活用すること。

(2) 医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターに対する支援

福島県立医科大学医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターは、経済産業省バイオ関連国家プロジェクトの集大成と位置付けられており、センターの事業成果等を発展的に活用していくことにより、感染症やアレルギー等に対する抗体医薬品・診断薬の研究開発に貢献するとともに、ベンチャー企業等の設立が促進されるなど、浜通り地域を始めとする当県の関連産業の集積と雇用創出が図られることから、センターが先進的な事業を展開するための第2期復興・創生期間以降の必要な予算を確保し、継続的に支援すること。

18 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援 【経済産業省、国土交通省】

当県では、航空機用エンジンを製造する中核企業や航空宇宙産業の国際認証規格の取得企業が多く立地するなど関連企業の集積が進んでおり、次世代を担う産業として航空宇宙産業を新たな柱に位置付けている。

これまで、関連産業への参入に向けて、普及啓発や認証取得支援、公設試験研究施設（県ハイテクプラザ）の機能強化等を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた航空機産業は回復の途上にあることから、当県産業の復興・再生が遅滞しないよう、取組の継続・更なる深化のために必要な支援を行うこと。

また、航空機の技術革新や社会実装が進む次世代航空モビリティ、産業の拡大が本格化している宇宙分野など、航空宇宙関連産業を取り巻く環境は大きな変化の時を迎えており、こうした動きを的確に把握し、将来を見据えた新たな取組を行うことが重要である。

については、新たな航空宇宙関連産業の動きに対応し、県内関連企業の競争力強化を図るため、技術力向上、サプライチェーン及び販路の拡大や高度人材・中核企業の育成等に加え、「空の移動革命に向けたロードマップ」に試験飛行の拠点として位置付けられたRTFを活用し、空飛ぶクルマなどの実証や関連企業の誘致、県内企業とのマッチング支援、新たな企業間連携の構築を進めるなど、将来に向けた航空宇宙関連産業の育成・集積への取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

IV 原子力発電所事故への対応

19 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が、県民や国民の理解の下、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは当県復興の大前提である。

一方で、増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染、放射性物質を含む水の漏えいに加え、屋外舗装の掘削工事中に電源ケーブルを損傷させ、重要施設を一時停電させるなどの県民に不安を与えるトラブルが繰り返し発生している。

2号機における燃料デブリの試験的取り出しの着手が再度延期される中、今後の燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、安全かつ着実な廃炉の実現に向けて、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて以下の措置を講じること。

また、原子力政策については、二度と当県のように過酷な事故を起こしてはならないということを経験の原点として、東京電力福島第一原子力発電所事故の現状と教訓を踏まえるとともに、住民の安全・安心を最優先とし、国の責任において検討すること。

(1) 廃炉に向けた取組

① 中長期ロードマップの目標達成や進捗管理

今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われるため、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えることのないよう東京電力を指導・監督するとともに、安全かつ着実な廃炉の実現に向け、引き続き、中長期ロードマップの目標達成や進捗管理にしっかりと取り組むこと。

特に、2号機における燃料デブリの試験的取り出しについては、まず、テレスコピック式試験的取り出し装置による着手を安全かつ確実に実施するとともに、ロボットアームの開発を着実に進めた上で格納容器の内部調査等を進め、あわせて、進捗状況を丁寧に情報発信するよう、東京電力を指導・監督すること。

② 施設・設備の安全対策等

頻発する自然災害に備えるため、施設・設備等について、地震・津波等の自然災害対策に取り組むとともに、経年劣化や外的要因による設備の損傷状態を適切に評価し必要な対策を講じるよう、東京電力を指導・監督すること。

あわせて、これまでも設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、トラブルの未然防止の観点の下、主要設備を含む発電所全体の施設・設備の信頼性向上に向け、作業を自動化できるシステムの構築など、必要な対策を講じるよう東京電力を指導・監督すること。

また、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるよう東京電力を指導・監督すること。

③ 廃炉作業を担う作業員の安全な労働環境の整備等

今後は使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどが行われることから、更なる被ばく対策を講じる必要がある。

特に、作業員が放射性物質により身体を汚染する事案が繰り返し発生していることから、現場管理体制の充実強化や遠隔で監視できる設備の導入など設備面での被ばく低減対策に取り組むよう、東京電力を強く指導・監督するとともに、国も一体となって取り組むこと。

また、作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境の整備全般について東京電力を指導・監督するとともに、国も一体となって取り組むこと。

さらに、廃炉に向けて、燃料デブリの取り出しや管理など高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

④ 県民に不安を与える不祥事・トラブルの防止

廃炉と汚染水・処理水対策は、長期にわたる取組であり、県民や国民の理解が極めて重要である。県民等に不安を与える不祥事やトラブルが繰り返されることはあってはならないことから、トラブル等の未然防止の観点に立った再発防止対策の徹底や安全管理体制の構築など、県民目線に立った取組や管理が徹底されるよう、東京電力を強く指導・監督すること。

- ⑤ 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物の県外処分
中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、まず、原子炉内部の正確な状況把握、燃料デブリの取り出し方法、一時保管、県外処分の在り方などのプロセスを具体的に精査し、より精緻なロードマップを作り上げることが重要であることから、これらのプロセスを着実に前に進めること。
その上で、原子力政策を推進してきた国の責任において、燃料デブリの保管方法や県外における放射性廃棄物の処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。
また、これらの取組の進捗状況や今後の見通し等について、県民目線に立った分かりやすい情報発信を行うこと。
- ⑥ 正確で分かりやすい情報発信
情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害に対する安全対策や重大トラブルが発生した場合の対応等について、県民目線に立った正確で分かりやすい情報を発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に取り組むよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも積極的に取り組むこと。
特に、大規模地震などの自然災害においては、緊急事態に該当しない場合であっても、県民の安全・安心の確保に向け、国においても発生事象の評価を的確に行い、迅速かつ分かりやすい情報発信を行うこと。
- ⑦ 福島第二原子力発電所の廃炉
福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力を指導・監督するとともに、使用済燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
また、廃止措置中に県が監視業務を行うために必要な予算を十分に確保すること。

(2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な支援をするほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国主導の下、関係機関と調整を行うこと。

また、自然災害と原子力災害の複合災害時に、道路の寸断による孤立集落の発生や家屋倒壊により屋内退避が困難となる状況を想定し、指定避難所等において、屋内退避を継続できるよう、必要となる物資の備蓄や設備の設置等に要する費用に係る十分な財政支援を含め、環境整備について支援を強化すること。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が行われている中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安払拭のため、国において以下の措置を講じること。

① 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金の確保

県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。

② 国が実施するモニタリングの継続及び充実

国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、避難指示区域及び避難解除区域においては、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえ、放射線量の低減状況や廃炉作業に伴う影響など、住民の不安払拭に向けたモニタリングを充実させること。

- ③ リアルタイム線量測定システムの運用
リアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。
- ④ 放射線監視等交付金の確保
県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。
- ⑤ ALPS処理水に係る環境モニタリングの確実な実施等
ALPS処理水の海洋放出に伴う環境モニタリングに当たっては、引き続き、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いなどを通じて、信頼性、客観性、透明性を確保しながら確実に実施するとともに、モニタリング結果については、人や環境への影響について科学的な評価を加え、国内外へ分かりやすく発信すること。
また、県が独自に実施するモニタリングに対して必要な予算を確保すること。

20 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制委員会、原子力規制庁】

ALPS 処理水の海洋放出については、福島県だけではなく、日本全体の問題であることから、国が前面に立って、関係省庁がしっかりと連携し、行動計画に基づき政府一丸となつて、以下の措置も含め、万全な対策を徹底的に講じ、最後まで全責任を全うすること。

(1) 安全確保の徹底

ALPS 処理水の海洋放出は長期間にわたる取組であり、今後も想定外の事態があつてはならないことから、希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、浄化処理について、その過程の透明性を確保した上で、確実に実施するとともに、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、県民目線に立った正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

(2) 国内外への正確な情報発信

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果に加え、ALPS 処理水に含まれる放射性物質の濃度や希釈放出設備の運転状況などについて、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、IAEA等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に取り組み、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

また、海洋放出により空になったタンクの解体手順や作業管理、中長期的なタンクの解体や敷地の利用計画を明らかにし、分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。

(3) 万全な風評対策

県内には新たな風評への懸念や生業継続への不安など様々な意見がある上、一部の国における輸入規制の強化などの影響が生じていることから、農林水産業はもとより、観光業を始めとした県内の幅広い業種に対する、万全な風評対策に責任を持って取り組むこと。

特に、水産業については、漁業関係者が安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう必要な対策の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を機動的に講じること。

さらに、そうした対策を講じてもなお、風評被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

(4) 汚染水発生量の更なる低減

処理水の元となる汚染水発生量の更なる低減は重要な課題であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、原子炉建屋貫通部の局所止水の実証試験の効果等を踏まえ、原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入抑制対策に着実に取り組むなど、汚染水発生量の更なる低減に向け、確実に結果を出すよう取組を進めること。

(5) 処理技術の継続的な検討

トリチウムの分離技術について、これまで東京電力が技術を公募しているが、いまだに実用化に結びつくものがないことから、国自らがトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、新たな技術動向の調査や研究開発に積極的に取り組み、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るなど柔軟に対応すること。

21 除染等の推進

【内閣府、復興庁、農林水産省、環境省】

帰還困難区域を除き除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入が概ね完了し、特定復興再生拠点区域の避難指示の解除や特定帰還居住区域の除染の開始など、環境回復の取組が進捗してきた中で、除染等に関する以下の課題について、国として責任を持って確実に取り組むこと。

(1) 仮置場の原状回復等の確実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除去土壌等の搬出完了後の仮置場における農地の地力回復も含めた原状回復、森林の放射線量低減のための取組等について、安全かつ確実に実施するよう、必要な措置を講じること。

また、仮置場の返地後に支障が生じた場合には、速やかに必要な措置を講じ、適切に対応すること。

(2) 搬出できない現場保管除去土壌等への対応

埋設場所の上に設置した工作物等が支障となり、搬出できない現場保管除去土壌等について、現場の状況に応じて、搬出・輸送及び原状回復の方法を柔軟に検討するなど、搬出を促進させるよう対応すること。

(3) 帰還困難区域の除染等

特定帰還居住区域において、安心して生活できるよう、面的に十分な除染を着実に行うとともに、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地や家屋等の扱いについても、市町村等の意向を十分に汲み取り、速やかに方針を示すこと。

また、避難指示が解除された区域において、きめ細かい空間線量のモニタリングを行うとともに、空間線量が局所的に高い箇所については、フォローアップ除染を実施すること。

さらに、災害復旧及びインフラ整備に伴い発生する高線量の土壌等について、復興の妨げになることのないよう、国が主体的に責任を持って、事業実施前に除染を行うなど、必要な措置を講じること。

22 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進

【復興庁、環境省】

除去土壌等の県外最終処分は、中間貯蔵施設受入れという苦渋の決断に際し、その前提として国が約束し、法律に定められた国の責務である。

県外最終処分に向けては相当の期間を要する一方で、約束の2045年3月まで残された期間は限られていることから、以下について国として責任を持って確実に取り組むこと。

(1) 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の加速化

国の「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」においては令和7年度以降の工程が明示されていないことから、空白の期間が生じないよう具体的な方針・工程を速やかに明示し、県民や国民の目に見える形で残された期間における進捗管理をしっかりと行いながら、取組を加速させること。

(2) 国民の理解醸成

国の責務である除去土壌等の県外最終処分に向けて、県民や国民の理解を深める取組を更に推進すること。

(3) 中間貯蔵施設の安全・確実な運営

中間貯蔵施設への全ての除去土壌等の搬入が完了するまで、安全・確実かつ円滑な輸送の実施に万全を期すとともに、現場管理を徹底し、住民に不安が生じることがないように、施設を安全・確実かつ適切に運営すること。

23 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

【復興庁、環境省】

放射性物質に汚染された廃棄物については、特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）において昨年10月末をもって埋立が終了し、クリーンセンターふたばにおいて昨年6月から特定復興再生拠点区域で発生した特定廃棄物の搬入・埋立が開始されたところである。

特定廃棄物等の処理に向けては、安全・確実かつ速やかに取組を進めることが重要であることから、引き続き、以下について確実に取り組むこと。

(1) 特定廃棄物等の埋立処分の円滑な実施

特定廃棄物埋立処分施設及びクリーンセンターふたばにおいて、引き続き、安全・確実な搬入・埋立・管理を行うこと。

また、埋立処分事業の円滑な実施には、地元の理解が何より重要であることから、事業計画や運用状況を分かりやすく伝えるなど、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

(2) 指定廃棄物の処理

特定廃棄物埋立処分施設の埋立期間終了後に県内で新たな指定廃棄物の確認も想定されることから、処分が滞り環境回復の支障となることのないよう、処理方針を速やかに決定すること。

24 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

(1) 中間指針第五次追補決定等を踏まえた適切な対応

中間指針第五次追補決定等を踏まえた追加賠償について、賠償請求未了者の掘り起こしを積極的に行うとともに、被災者に寄り添った丁寧かつきめ細かな対応を徹底し、最後の一人まで確実な賠償がなされるよう東京電力への指導を強化すること。

また、中間指針は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、指針で示されなかった項目や地域についても、相当因果関係がある損害と認められるものは、全て賠償の対象となるよう指導すること。

さらに、原子力損害賠償紛争審査会においては、現地視察等を通して当県の現状をしっかりと把握した上で、引き続き、適時適切な中間指針の見直しを行うこと。

(2) ALPS処理水の処分に係る風評被害等への賠償

ALPS処理水の処分について万全な対策を講じてもなお、被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

(3) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施

営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に真摯かつ丁寧に対応することはもとより、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、一括賠償後の取扱いについては、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

(4) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、請求手続きの簡素化に取り組みながら、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、公平な賠償を行わせること。

また、財物に関する損害におけるインフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても、県や市町村等の状況を十分に踏まえ、柔軟に対応させること。

(5) 消滅時効への対応

東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

(6) 住民帰還に向けた支援策の実施

いまだ原子力災害からの復興が途上にあることを踏まえ、住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

V 風評払拭・風化防止対策の強化

25 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、これまで継続的に粘り強い努力を積み重ねてきたが、農林水産物をはじめとした県産品の全国平均との価格差は、震災前のポジションに戻らないまま固定化されているほか、震災前と比較して、観光目的の宿泊者数は7割、教育旅行の宿泊者数は6割にも満たず、いまだ根強い風評が残っている。加えて、長期間にわたる廃炉においては、今後、燃料デブリの取り出しなどの困難な作業が行われることから、新たな風評が生じる懸念も払拭できず、継続して長期的な風評・風化対策に取り組んでいかなければならない。このため、農林水産物を始めとした県産品の流通促進と販路回復・定番化、国内外からの観光誘客の促進、ホープツーリズムの定着、教育旅行の回復等に向けた継続的な風評払拭・風化防止の取組が重要であることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の継続的な取組に必要な財源を十分に確保すること。

また、ALPS処理水の処分については、福島県だけではなく、日本全体の問題であるとの認識の下、国においては、購買意欲や訪問意欲の減退、農林漁業者における生産意欲や観光事業者の事業意欲の減退等により、回復傾向にあった農林水産物の価格の下落や担い手の減少を生じさせないための取組、教育旅行を始めとした観光誘客等に影響を与えないための取組など、万全の対策に必要な財源を確保すること。

さらに、当県に対する関心が低下する風化の傾向が年々進んでおり、社会情勢の影響によって加速する懸念があることから、原子力災害に関する教訓等の伝承や、当県の現状及び正確な情報の国内外への更なる発信に必要な財源を確保すること。

加えて、当県は食の安全性・信頼性の確保に向け、農業生産工程管理を行うGAP認証取得や、HACCPと放射性物質管理の情報発信を組み合わせた「ふくしまHACCP」の導入促進など、生産から製造・加工、消費に至る各段階での取組を推進していることから、国においても生産者、食品製造・加工業者及び流通業者、消費者等の理解促進に取り組むなど、県の取組を積極的に支援すること。

(2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」や「ALPS処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に関連して、当県が「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき取り組む、県外に対して当県の地域の魅力を継続的に発信する各種施策等や、地域が主体となって情報発信する取組等について、必要な財源を十分に確保すること。

また、継続的に実施している放射線リスクコミュニケーションの更なる推進を図るとともに、ALPS処理水の処分については、漁業者を始めとする関係者や市町村、県内外のあらゆる声をしっかりと受け止め、正確な理解を促す安全・安心のためのリスクコミュニケーションを強力に推進すること。

さらに、国や関係機関等の広報媒体を始め、国主催の各種会議や2025年大阪・関西万博など、あらゆる機会を最大限に活用し、国内外に正確な情報を分かりやすく繰り返し発信すること。

加えて、福島復興再生特別措置法に基づき、当県産農林水産物等の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働き掛け等、必要な措置を講じるとともに、外国人観光客の誘致等を更に強化すること。

26 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化 【内閣府、復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

(1) 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化のための財源確保

原子力災害後、当県産農林水産物の市場における地位は低下したまま全国との価格差が回復せず固定化しており、農業産出額も他県と比べて大きく伸び悩んでいる状況にあり、さらに、依然として、一部の国・地域において輸入規制が継続されていることから、いまだ根強い風評を払拭するための取組を今後も継続していかなければならない。加えて、震災以降、他の産地ではブランド化等により産地の競争力を高めてきた中、当県では復旧・復興に全力を注いできたことから、産地の競争力を回復するため、風評対策にも取り組みながら立ち後れているブランド化に取り組む必要がある。

このため、第2期復興・創生期間以降も引き続き放射性物質検査及び生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査の結果や情勢の変化に応じ、「福島ならでは」のブランドの確立・強化に必要な予算を継続して確保すること。

(2) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県産農林水産物の販売不振の実態と要因を明らかにするため、国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

27 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) ALPS処理水の処分に係る風評対策

ALPS処理水の処分について、観光事業者の不安を払拭するため、観光業への風評を把握する調査の更なる充実、当県の正確な情報や観光の魅力などを発信する取組等を継続して実施すること。

(2) 浜通り観光再生への支援

浜通り地域においては、観光客入込数が震災前の水準まで回復していないほか、観光地としてのコンテンツや観光に携わる事業者も十分ではない現状があることから、ホープツーリズムの拡充やブルー・ツーリズムの推進等の誘客促進の取組を通じて、観光基盤を育む必要があるため、引き続き、十分な予算を確保すること。

(3) 風評払拭による観光誘客促進への支援

当県への観光に不安を抱く国内外の方々に対して行う、これまでの風評払拭の取組に加えて、ALPS処理水による新たな風評への懸念を踏まえた当県が行うコンテンツ造成や観光キャンペーンなどの情報発信、福島ならではの観光誘客の取組等に必要な予算を確保すること。

(4) 教育旅行回復への支援

震災前の水準まで回復していない教育旅行について、モニターツアーや情報発信等の誘致促進の取組に必要な予算を確保すること。

(5) インバウンド回復への支援

震災後、全国の水準に達していないインバウンド需要について、海外での福島に対する風評払拭に向けた取組に必要な予算を確保すること。

(6) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種大規模イベントについて、当県の現状を知っていただく絶好の機会となることから、当県で開催できるよう誘致等に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

28 福島への復興に向けた未来志向の環境施策の推進

【環境省】

当県の復興・再生に向けては、東日本大震災からの環境回復に最優先で取り組むとともに、当県の優れた自然環境や地域資源を活用した取組、再生可能エネルギー先駆けの地を目指した取組など、未来志向の環境施策を引き続き進める必要がある。

については、令和2年8月に環境省と締結した連携協力協定に基づく取組の充実・強化を一層図るため、以下の措置を講じること。

(1) 「ふくしまグリーン復興構想」等の着実な推進

「ふくしまグリーン復興構想」の実現に向けては、当県の国立・国定公園の魅力向上や更なる情報発信を行うことが重要であることから、県や市町村が行う利活用事業に対して支援を行うとともに、国においても構想実現に向けた取組を推進すること。

また、老朽化した登山道等の施設の再整備に必要な予算を十分に確保すること。

(2) 復興と共に進める地球温暖化対策の推進

浜通り地域を始め当県の復興の加速化に向けて、県内における地球温暖化対策の実効ある取組を推進するため、人的・技術的支援を行うとともに、再生可能エネルギーの導入に資する「脱炭素×復興まちづくり推進事業」に必要な予算を継続的に確保すること。

VI 県民の健康と安全・安心を守る取組

29 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（賃貸型応急住宅等を含む）から安定した住宅への円滑な移行支援やコミュニティ形成支援などの取組に対して、被災者支援総合交付金の予算を確保すること。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間については、避難指示が継続している区域等の避難者が安定した住まいへ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、国による東京電力への指導を含め、住宅の確保等において不均衡が生じないように必要な措置を講じること。

(3) 避難を継続している県民への支援

避難生活の長期化等に伴い、生活や心身の健康など、避難者の抱える課題は個別化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し、引き続き被災者支援総合交付金の予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行など当県が実施している情報提供の取組に対する予算を確保するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても、引き続き被災者支援総合交付金の予算を確保すること。

(4) 高速道路無料措置の延長等

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、令和7年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、令和7年3月31日まで実施されている原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

(5) 災害援護資金の償還期限の柔軟な措置等

東日本大震災に係る災害援護資金については、急激な物価高騰の影響を始めとした経済的な要因等により、当初の計画どおりの償還が困難となる事例が増加していることから、被災者の円滑な生活再建に向けて、市町村が被災者に対して償還を猶予したときは、国への償還期限も延長されるよう、必要な措置を講じること。

また、償還に係る市町村の経費や市町村が償還を免除した場合の県の負担分に対して必要な財政支援を講じること。

(6) 被災者の心のケアへの支援

東日本大震災から13年が経過し、避難生活の長期化により県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にあり、帰還後も生活環境やコミュニティの変化などによって、抱える不安や悩みは複雑化・個別化している。

ふくしま心のケアセンターを設置し、被災者への個別相談や市町村支援に取り組んでいるところであるが、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、当該事業（被災者支援総合交付金）の継続に向けた必要な予算を確保すること。

また、避難の有無にかかわらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に長期的に取り組むことができるよう、国において自殺対策に必要な予算を確保すること。

30 安心して子どもを生み育てやすい環境の整備

【こども家庭庁、復興庁、環境省】

当県では、原発事故発生以降、18歳以下の子どもの医療費無料化を始め、給食の安心確保や子どもの心のケアへの対策など、子どもが安心して健やかに成長できる環境の確保に向けて積極的に取り組んできたところであるが、いまだに根強い風評や子育て現場に残る不安が完全には払拭されていない。

国においては、こうした福島の特異な現状をしっかりと受け止め、県・市町村が切れ目なく安心して子育てしやすい環境の整備を継続できるよう、第2期復興・創生期間以降においても長期的な視点に立って安定的かつ十分な予算を確保すること。

31 県民の健康回復に係る総合的推進の継続

【復興庁、文部科学省、厚生労働省】

(1) 県民の健康回復を総合的に推進するため必要な財源措置の継続

復興・再生を成し遂げるため、当県で安心して暮らし、子どもを生き育てることができる生活環境を実現し、県内全域における放射線による健康上の不安解消ができるよう、当県が「食・運動・社会参加」を3本の柱に、子どもから高齢者等まで、全世代に対して被災者支援の観点で取り組む健康関連に関する、復興公営住宅等の避難者支援・避難地域の健康支援体制をサポートする取組、子どもの心身の健康を長期に見守り安心を提供する取組、復興を支える県民の健康づくりを通じた地域活力を再生する取組や高齢者等が安心して暮らせる地域のつながりを再構築する取組について、第2期復興・創生期間以降も安定的かつ十分な予算を確保すること。

(2) 県民の健康不安解消に向けた研究開発

当県においては、いまだ原子力災害に起因する放射線による健康不安が根強く、その解消が課題となっている。その解消に向けては、迅速かつ最先端の治療を可能とする医療提供体制が不可欠であり、特になん等への不安を解消するための万全の備えが必要であることから、福島県立医科大学内の先端臨床研究センターでは、国内随一の医療用中型サイクロトロンを用いて、アスタチンを用いた放射性薬剤の研究開発を推進しているところである。令和4年度から治験を開始しているが、臨床現場での先進的な治療の早期実現に向けて着実に進捗させる必要があることから、第2期復興・創生期間以降の臨床研究の実施に当たり、必要な予算を確保すること。

32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化 【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

東日本大震災後に著しく低下した子どもの体力と増加した肥満傾向児の出現率について、全国との差は改善傾向にあるものの、いまだ肥満傾向児の出現率は、震災前の水準まで回復していないことから、運動習慣や食習慣を自ら改善するための健康マネジメント力を育む事業の継続的な実施が可能となるよう、必要な予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

東日本大震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

(4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

(5) 個別支援教育の推進

DVやネグレクト、ヤングケアラー等の自らの力だけでは解決が困難な課題を抱える児童生徒が増加している中、当県では、原発事故等の影響による心のケアを始め、特別な支援が必要な児童生徒への対応が継続的に求められていることから、標準法を改正し特別支援学級の編制基準の引下げを行うなど、小・中・高できめ細かな教育が行えるよう、体制整備に向けた十分な支援を行うこと。

(6) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

33 復興・再生に向けた治安の維持

【警察庁、復興庁、総務省、国土交通省】

特定復興再生拠点区域の避難指示解除や特定帰還居住区域の設定に伴うインフラ整備など、復興の進捗に伴う交通流の変化に適切に対応するため、交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示の解除等による住民の帰還が進む一方、帰還困難区域を含む被災地域における窃盗などの犯罪や交通事故が増加傾向にあることから、被災地域の情勢変化に対応した警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

さらに、今後も変化し続ける被災地の治安情勢に対応し、避難者や帰還する住民などの安全・安心を確保するため、第2期復興・創生期間後も警察官の期限付き増員を継続すること。

Ⅶ 産業再生、インフラ整備の推進

34 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

【復興庁、厚生労働省】

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、風評払拭事業等の原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、第2期復興・創生期間以降も実施期間を延長するとともに、帰還者の就業を促進するため、被災求職者の要件を緩和すること。

(2) 事業復興型雇用確保事業の継続

事業復興型雇用確保事業については、被災求職者の生活の安定と当県産業の復興を推進するために必要な事業であることから、第2期復興・創生期間以降も実施期間を延長すること。

35 企業誘致の促進

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた当県全域の産業復興を図るためには企業誘致の促進を通じた産業の集積が極めて重要である。

こうした中、浜通り地域等においては、地域の再生に向けた働く場の確保は必須の課題である一方、産業の復興・再生はいまだ十分でないことから、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については、令和7年度以降も制度の継続と十分な予算の確保を図るとともに、市町村の意見を踏まえて地域の実情に応じた制度運用を行うこと。

また、長期にわたる原子力災害や度重なる自然災害の影響により分譲再開が遅れている浜通りの産業団地に対する支援策を講じること。

さらに、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、令和7年度末が事業完了期限となっているところであるが、事業者の責に帰さない事情により完了できない事業が想定されることから、事業完了期限を適切に延長すること。

36 農業・農村再生のために必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

(1) 農業・農村の再生

避難指示区域等における帰還促進や営農再開、地域コミュニティの再構築等、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けた当県の農業・農村の再生は、今後も長い時間が必要となることから、農地集積の更なる促進や農地の大区画化・汎用化に向けたほ場整備、営農再開に向けた農業水利施設の管理体制構築、県民の安全・安心につながるため池の放射性物質対策などの復興事業について、第2期復興・創生期間以降も事業が完了するまでに必要な予算を確保すること。

(2) 新規就農者の育成

避難指示や高齢化等により農業者が著しく減少しており、農業再生に向けては新たな担い手の確保が重要な課題である。このため、当県では、就農・定着から経営発展に至る様々な相談に対応する窓口として農業経営・就農支援センターを開所し、相談件数が大幅に増加するなど効果を発揮しているところであり、新たな担い手の確保に向けた体制を継続できるよう当センターの運営に要する予算を確保すること。

あわせて、新規就農者の確保・定着を進めるためには長期の伴走支援が重要であることから、「就農コーディネーター」等の設置や専門家の派遣、研修会の開催等を支援すること。

さらに、新規就農者が地域の担い手として定着するまでの間、技術研鑽を図りながら安心して農業経営を展開するため、新規就農者育成総合対策の予算を確保すること。

37 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保

【復興庁、農林水産省、林野庁、環境省】

原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図る上で欠かすことのできない「ふくしま森林再生事業」を始めとした各種復興施策について、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

特に、放射性物質の影響を受けた広葉樹林については、きのこ原木林等の循環利用が図られるよう、計画的な再生に向けた伐採・更新等の取組を推進する必要があることから、ほだ木等原木林再生のための予算を確保すること。

38 水産業再生に係る取組の強化

【復興庁、農林水産省、水産庁、経済産業省】

当県水産業は、令和3年4月に本格的な操業に向けた新たな段階へ大きく踏み出したものの、沿岸漁業全体の生産量は震災前に比べて低い水準に留まっている。

水産業に関わる事業者が、安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう、国が前面に立ち、万全な風評対策はもとより、生産から流通、消費に至る水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を引き続き講じること。

また、近隣県に比べて生産回復が大きく立ち後れている現状を踏まえ、長期的な視点に立ち十分な予算を確保するとともに、情勢の変化に対応し、必要な対策を講じること。

さらに、水産業関係者はALPS処理水の海洋放出に対して、新たな風評への懸念や生業の継続に不安を抱えていることから、「水産業を守る」政策パッケージについては、引き続き、現場の実態に即して迅速かつ柔軟な運用を図ること。

39 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を加速するための農業基盤整備等の復旧・復興事業を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保するとともに、インフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数の特例措置を継続すること。

また、国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業、砂防事業及び港湾事業について、当県の復興・再生や持続可能な地域社会の形成には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

さらに、国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、水産物供給基盤整備事業等）の財源を十分に確保すること。

特に、資材価格や労務単価等が上昇している状況においても、必要な事業規模を確保すること。

40 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

県土全域の復興と将来像を見据えた活力ある社会基盤の構築に向けて、広域的な地域連携を促進する道路ネットワーク強化のため、6本の連携軸である会津軸・中通り軸・横断道軸・南部軸の基幹的な道路である会津縦貫道や国道4号、国道13号、国道49号、国道289号などの各事業について早期整備を図ること。

(1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫道の早期整備・早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

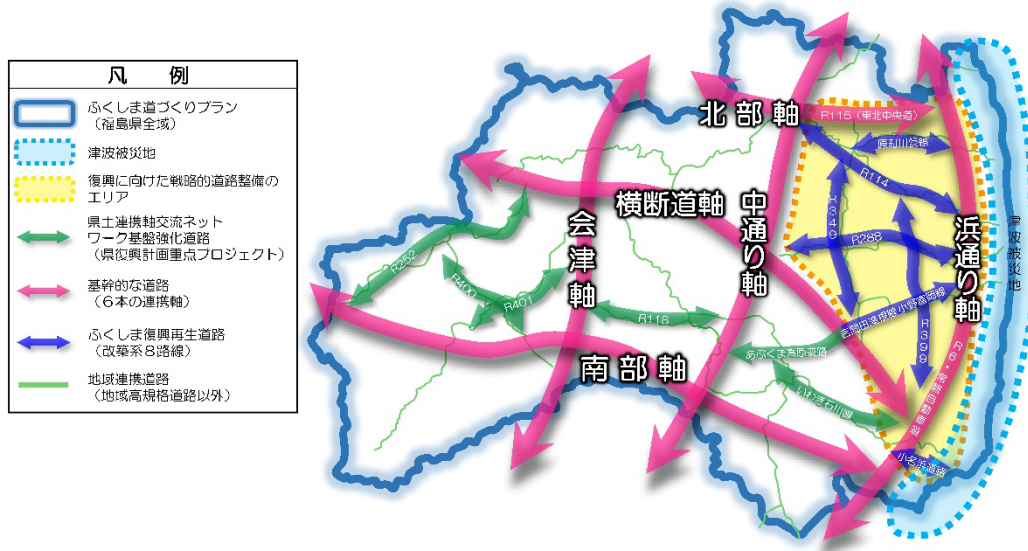
(2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

① 中通り軸として、国道4号（矢吹鏡石道路）及び国道13号（福島西道路Ⅱ期工区）の早期完成を図るとともに、国道4号矢吹町以南の早期の全線4車線化を図ること。
また、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、国道4号福島北道路の早期事業化を図ること。

② 横断道軸として、磐越自動車道の4車線化優先整備区間「会津若松IC～安田IC間」のうち、事業化となった「会津坂下IC～西会津IC間」、「西会津IC～津川IC間の一部区間」及び「三川IC～安田IC間」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図るとともに、「安田IC～新潟中央JCT間」についても、4車線化優先整備区間に選定すること。
また、国道49号（北好間改良、会津防災事業、好間三和防災）の早期整備を図ること。

③ 南部軸として、国道289号で唯一交通不能区間の八十里越の早期完成に向け、引き続き国直轄権限代行事業の整備促進を図るとともに、県施行区間の整備に必要な予算を確保すること。

復興・創生を支える交通基盤(6本の連携軸)の整備



県土の復興に向けた道路ネットワーク構築のための主な整備箇所



41 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【復興庁、経済産業省、国土交通省】

(1) 特定貨物輸入拠点港湾小名浜港の整備促進

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港については、産業と生活に必要な資源、復興に必要なエネルギー関連物資等を安定的かつ安価に供給するとともに、次世代エネルギーの需要増加などに対応するため、東港地区の活用が必要であることから、沖防波堤等の整備を更に促進すること。

(2) 重要港湾相馬港の整備促進

重要港湾である相馬港については、復興支援道路である相馬福島道路の全線開通により、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ安全で円滑な荷役を可能にするために必要な南防波堤整備の予算を確保するとともに、沖防波堤の嵩上げを促進すること。

(3) カーボンニュートラルポート形成の推進

小名浜港及び相馬港において「カーボンニュートラルポート」を形成するため、県が行う港湾脱炭素化推進計画の策定や港湾計画の改訂、民間事業者が進めるカーボンニュートラルに向けた取組に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

VIII 持続可能な県づくりの推進

42 地方創生・人口減少対策の推進等

【内閣官房、内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、国土交通省、経済産業省、農林水産省、環境省、厚生労働省】

国が「地方創生」を推進することとしてから10年が経過したところであるが、当県を含む地方では急激に進む少子高齢化や若者の県外流出等により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にある。

コロナ禍において、生活様式の変化やテレワークの普及等により東京一極集中から地方回帰への流れが一時的に見られたものの、直近では再び元の傾向に戻り、東京を除く46道府県の全てにおいて人口が減少している。

当県の人口は、1998年の214万人をピークに、現在は176万人となり、国の推計では、2050年に125万人まで減少するとされている。また、直近の転出超過数は全国ワースト4位であり、4月に人口戦略会議が公表した消滅可能性自治体にも33市町村が該当しており、当県の人口減少は厳しい状況にある。

こうした現状により、地域経済の縮小のみならず、地域社会を維持することがより困難な状況となり、特に、東日本大震災と原発事故からの復興・再生と地方創生を同時に進めていかなければならない当県は大きな危機に直面している。

については、地方創生及び人口減少対策を更に推進するため、以下の措置を講じること。

(1) 人口減少対策の司令塔となる組織の設置と東京一極集中の是正

地方から若者が流入する東京圏では、他の地域と比べて合計特殊出生率が低く、東京一極集中が日本全体の人口減少に拍車をかける要因になっており、国は人口減少の問題を地方の問題として捉えるのではなく、広域的な視点から一体的に是正していく必要がある。

このため、人口減少対策を総括推進するための司令塔となる組織体制を整備するとともに、人口減少対策のための政策を総動員し、東京一極集中の是正を図ること。

(2) デジタル田園都市国家構想推進のための人口減少対策・地方創生関連予算の確保

持続可能な経済社会を目指し、人口減少に歯止めをかけていくためには、デジタル田園都市国家構想総合戦略の下、結婚・出産・子育ての支援や若者の県内定着、地方への移住・定住の促進、女性活躍推進などの取組を国と地方が一体となって推進していくことが重要であり、これまでのデジタルの力によらない地方創生の取組の継続に加えて、デジタルの力により取組を発展・加速化させていくことが必要不可欠である。

このため、県及び市町村が自主性・主体性を最大限に発揮しつつ、地域の実情に即した実効性の高い取組を安定的かつ円滑に展開できるよう、デジタル田園都市国家構想交付金を始めとする地方創生関連予算を大幅に拡充するとともに、地方財政措置を継続すること。

また、自治体が実施する結婚支援等に活用している地域少子化対策重点推進交付金や地域の女性の活躍推進に資する取組を支援する地域女性活躍推進交付金について十分な予算を確保すること。

さらに、地方はデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案しながら地域の実情に応じた地方版総合戦略を策定する必要があるが、策定に当たっては、地方に過度の負担を強いることのないようにするとともに、必要な財政措置や助言等の支援措置を講じること。

(3) 企業版ふるさと納税の適用期限の延長

人口減少・少子高齢化が進み、地域の社会課題が複雑化する中で、県や市町村のみならず、民間企業の力も活用しながら地方創生を推進していくことが重要である。

こうした中、今年度末が適用期限となっている企業版ふるさと納税の税額控除の特別措置について、地方創生を停滞させることなく、長期的な視点で活用していく必要があることから、当該制度の適用期限を延長し、恒久化を図ること。

(4) 原油価格・物価高騰への対策

長引く原油価格・物価高騰は、国民生活や社会経済活動に深刻な影響を与えているため、今後も経済状況等を踏まえ、必要に応じて適時・適切に生活者や事業者に対する支援策を講じるとともに、地方が地域の実情に応じた対策を実施できるよう、必要な財政措置を講じること。

(5) 物流「2024年問題」への対策

物流は国民の生活を支える重要な社会インフラであることから、トラックドライバーの長時間労働の改善や賃金水準の向上、適正な運賃収受等による事業者の経営安定化、デジタル技術の活用等による物流の効率化など、物流改革に向けて必要な措置を講じること。

43 カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化

【総務省、環境省】

当県では、「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」を設立し、産学官金が連携して再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー対策の徹底など、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進している。

については、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を更に加速化するため、以下について十分な支援を行うこと。

(1) 地域の脱炭素に向けた取組の推進

地域の脱炭素化に向けた取組を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）も活用し、自治体への大規模かつ安定的な財政措置を実施すること。

特に、地域脱炭素推進交付金などの予算を十分に確保するとともに、地域の実情に応じた柔軟な運用を図ること。

また、公共施設等のZEB化や省エネルギー改修などを推進するため、脱炭素化推進事業債の事業期間を延長すること。

(2) 脱炭素社会の実現に向けた機運の醸成

脱炭素社会の実現に向けては、脱炭素先行地域のみならず、全県的な機運醸成と具体的な取組の実践が重要であることから、国において令和4年に立ち上げた「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」などにより機運醸成等を推進するとともに、自治体の取組についても安定的かつ継続的に実施するための財政支援を行うこと。

(3) 地域気候変動適応センターの運営等の支援

熱中症や農林水産業対策などの適応策に関する情報収集・分析・調査・発信を持続的かつ発展的に推進するため、地域気候変動適応センターの運営等に十分な予算を確保するとともに、人的・技術的な支援を継続すること。

44 食料安全保障の強化に向けた支援

【農林水産省】

食料安全保障の強化に向けては、食料供給を担う農林水産業の持続的発展が不可欠であり、国と地方が一体となって食料の安定供給の確保や食料自給率の向上を図ることが重要である。

こうした中、根強い風評により、県産農林水産物の価格が依然として全国の水準まで回復していない現状を踏まえ、燃油・生産資材等の価格の高止まりにより影響を受けている農林漁業者等に対する支援の継続に加え、安定的な調達・供給に向けた取組を強化するとともに、再生産に配慮した適正な価格形成を推進するための仕組みを構築し、生産費用の増加を価格へ転嫁できるよう、消費者等の理解醸成を図ること。

また、食料自給率の向上や食料の安定供給に向けて、輸入に大きく依存する麦、大豆、飼料作物などの水田等を有効活用した生産拡大、園芸・畜産を含めた生産基盤整備等を支援し、農産物における国内生産の増大と国産農林水産物の消費拡大を推進すること。

さらに、避難指示等により当県の農林漁業者数は著しく減少していることから、多様な人材を農山漁村に呼び込みながら、就業希望者等が農林水産業を職業として選択し、安定的な経営を将来にわたり展開することができるよう農林水産業の担い手の確保・育成に必要な予算を十分に確保するとともに、スマート技術を活用した営農や気候変動に適応した取組など、将来にわたって持続可能な農林水産業の実現に向けた支援を強化すること。

45 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

(1) 防災・減災、国土強靱化のための対策

当県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風や福島県沖地震など、幾度も甚大な被害を受けており、気候変動に伴う頻発・激甚化する大規模自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県国土強靱化地域計画に位置付ける国土強靱化関連事業について、公共施設の防災・減災推進のための取組に必要な予算を確保すること。

また、予防保全に向けた老朽化対策の加速化を含め「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるための必要な予算を確保するとともに、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な財源を確保すること。

さらに、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」完了後においても、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害状況も踏まえた上で、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な財源を通常予算とは別枠で確保すること。

加えて、冬期間の安全な交通確保や老朽化する防雪・消雪施設についても計画的な対策が必要であることから、雪寒事業を「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」及び国土強靱化中期計画の対象事業に位置付けること。

(2) 流域治水の推進

令和元年東日本台風による災害への対応として、頻発・激甚化する水災害への集中的な対策を講じる必要があるため、阿武隈川上流の河川大規模災害関連事業として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の更なる推進を図ること。

特に、阿武隈川上流遊水地群の早期整備に当たっては、阿武隈川流域の住民への理解醸成に向けた取組を推進するとともに、整備地域での合意形成に取り組むこと。

また、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」に必要な予算を十分に確保すること。

さらに、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、県管理河川の特定都市河川への指定を踏まえた流域水害対策計画の策定など、当県における流域治水の推進への取組に対して引き続き支援すること。

<重点要望項目>

I 全般的事項

1 震災復興特別交付税措置の継続

【復興庁、総務省、財務省】

令和7年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

2 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

【総務省】

度重なる自然災害からの早期復旧や長期化する原油価格・物価高騰など、広範かつ多額な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、安定的な財政基盤が重要であることから、令和7年度以降においても地方一般財源総額を確実に確保し充実させること。

3 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域 12 市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

4 普通交付税算定の特例措置の継続

【総務省】

令和 8 年度以降の普通交付税の算定においては、令和 7 年国勢調査等の調査結果（人口等）が測定単位となるが、避難地域 12 市町村では、原子力発電所事故の影響等により、いまだ住民の帰還が進んでいない状況である。

このため、令和 7 年国勢調査における人口等を測定単位として普通交付税を算定した場合、行財政運営に支障を来すおそれがあることから、普通交付税算定の特例措置を継続すること。

5 過疎対策事業債の必要額の確保

【総務省】

過疎地域の持続的発展が図られるよう、過疎対策事業債の必要額を確保すること。

6 地方公共団体の税収減に係る賠償

【総務省、文部科学省、経済産業省】

原子力発電所事故との因果関係が明らかな地方税の減収分について、「中間指針」に定める「特段の事情」に当たるとの見解を示し、速やかに賠償を行わせること。

7 被災した私立高等学校等の児童、生徒等に対する授業料等減免事業の継続

【文部科学省】

当県においては、原子力発電所事故による避難生活の長期化が見込まれることから、被災幼児児童生徒に対する授業料等減免事業を令和7年度以降も継続すること。

8 震災・原発事故の影響に対する幼児児童生徒等の心のケアの継続

【文部科学省】

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして私立学校等に派遣し、心のケア等を行う事業を令和7年度以降も継続すること。

9 生活基盤を築くための私立高校生等の就職支援の継続

【復興庁】

進路アドバイザー等を私立高校等に派遣し、就職決定支援や新規就職者への相談を行う事業を継続すること。

10 放射線医学に係る拠点の運営への財政支援の継続

【復興庁、環境省】

県民の健康を長期にわたり見守る役割を果たすための放射線医学を担う人材を育成する部門の運営費について、引き続き財源を措置すること。

11 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が、県民や国民の理解の下、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは当県復興の大前提である。

一方で、増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染、放射性物質を含む水の漏えいに加え、屋外舗装の掘削工事中に電源ケーブルを損傷させ、重要施設を一時停電させるなどの県民に不安を与えるトラブルが繰り返し発生している。

2号機における燃料デブリの試験的取り出しの着手が再度延期される中、今後の燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、安全かつ着実な廃炉の実現に向けて、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて以下の措置を講じること。

また、原子力政策については、二度と当県のように過酷な事故を起こしてはならないということを経験の原点として、東京電力福島第一原子力発電所事故の現状と教訓を踏まえるとともに、住民の安全・安心を最優先とし、国の責任において検討すること。

(1) 廃炉に向けた取組

① 中長期ロードマップの目標達成や進捗管理

今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われるため、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えることのないよう東京電力を指導・監督するとともに、安全かつ着実な廃炉の実現に向け、引き続き、中長期ロードマップの目標達成や進捗管理にしっかりと取り組むこと。

特に、2号機における燃料デブリの試験的取り出しについては、まず、テレスコピック式試験的取り出し装置による着手を安全かつ確実に実施するとともに、ロボットアームの開発を着実に進めた上で格納容器の内部調査等を進め、あわせて、進捗状況を丁寧に情報発信するよう、東京電力を指導・監督すること。

② 施設・設備の安全対策等

頻発する自然災害に備えるため、施設・設備等について、地震・津波等の自然災害対策に取り組むとともに、経年劣化や外的要因による設備の損傷状態を適切に評価し必要な対策を講じるよう、東京電力を指導・監督すること。

あわせて、これまでも設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、トラブルの未然防止の観点の下、主要設備を含む発電所全体の施設・設備の信頼性向上に向け、作業を自動化できるシステムの構築など、必要な対策を講じるよう東京電力を指導・監督すること。

また、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるよう東京電力を指導・監督すること。

③ 廃炉作業を担う作業員の安全な労働環境の整備等

今後は使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどが行われることから、更なる被ばく対策を講じる必要がある。

特に、作業員が放射性物質により身体を汚染する事案が繰り返し発生していることから、現場管理体制の充実強化や遠隔で監視できる設備の導入など設備面での被ばく低減対策に取り組むよう、東京電力を強く指導・監督するとともに、国も一体となって取り組むこと。

また、作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境の整備全般について東京電力を指導・監督するとともに、国も一体となって取り組むこと。

さらに、廃炉に向けて、燃料デブリの取り出しや管理など高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

④ 県民に不安を与える不祥事・トラブルの防止

廃炉と汚染水・処理水対策は、長期にわたる取組であり、県民や国民の理解が極めて重要である。県民等に不安を与える不祥事やトラブルが繰り返されることはあってはならないことから、トラブル等の未然防止の観点に立った再発防止対策の徹底や安全管理体制の構築など、県民目線に立った取組や管理が徹底されるよう、東京電力を強く指導・監督すること。

⑤ 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物の県外処分

中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、まず、原子炉内部の正確な状況把握、燃料デブリの取り出し方法、一時保管、県外処分の在り方などのプロセスを具体的に精査し、より精緻なロードマップを作り上げることが重要であることから、これらのプロセスを着実に前に進めること。

その上で、原子力政策を推進してきた国の責任において、燃料デブリの保管方法や県外における放射性廃棄物の処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

また、これらの取組の進捗状況や今後の見通し等について、県民目線に立った分かりやすい情報発信を行うこと。

⑥ 正確で分かりやすい情報発信

情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害に対する安全対策や重大トラブルが発生した場合の対応等について、県民目線に立った正確で分かりやすい情報を発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に取り組むよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも積極的に取り組むこと。

特に、大規模地震などの自然災害においては、緊急事態に該当しない場合であっても、県民の安全・安心の確保に向け、国においても発生事象の評価を的確に行い、迅速かつ分かりやすい情報発信を行うこと。

⑦ 自然災害や重大トラブル発生時の体制強化

避難地域の復興状況の変化を踏まえ、自然災害や重大トラブル発生時の現地における体制強化を検討するとともに、引き続き県へのリエゾン職員の派遣を行うなど、国と県の連絡体制の強化を図ること。

⑧ 福島第二原子力発電所の廃炉

福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力を指導・監督するとともに、使用済燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。

また、廃止措置中に県が監視業務を行うために必要な予算を十分に確保すること。

(2) ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応

ALPS 処理水の海洋放出については、福島県だけではなく、日本全体の問題であることから、国が前面に立って、関係省庁がしっかりと連携し、行動計画に基づき政府一丸となって、以下の措置も含め、万全な対策を徹底的に講じ、最後まで全責任を全うすること。

① 安全確保の徹底

ALPS 処理水の海洋放出は長期間にわたる取組であり、今後も想定外の事態があってはならないことから、希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、浄化処理について、その過程の透明性を確保した上で、確実に実施するとともに、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、県民目線に立った正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

② 国内外への正確な情報発信

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果に加え、ALPS処理水に含まれる放射性物質の濃度や希釈放出設備の運転状況などについて、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、IAEA等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に取り組み、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

また、海洋放出により空になったタンクの解体手順や作業管理、中長期的なタンクの解体や敷地の利用計画を明らかにし、分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。

③ 汚染水発生量の更なる低減

処理水の元となる汚染水発生量の更なる低減は重要な課題であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、原子炉建屋貫通部の局所止水の実証試験の効果等を踏まえ、原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入抑制対策に着実に取り組むなど、汚染水発生量の更なる低減に向け、確実に結果を出すよう取組を進めること。

④ 処理技術の継続的な検討

トリチウムの分離技術について、これまで東京電力が技術を公募しているが、いまだに実用化に結びつくものがないことから、国自らがトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、新たな技術動向の調査や研究開発に積極的に取り組み、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るなど柔軟に対応すること。

(3) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な支援をするほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国主導の下、関係機関と調整を行うこと。

また、自然災害と原子力災害の複合災害時に、道路の寸断による孤立集落の発生や家屋倒壊により屋内退避が困難となる状況を想定し、指定避難所等において、屋内退避を継続できるよう、必要となる物資の備蓄や設備の設置等に要する費用に係る十分な財政支援を含め、環境整備について支援を強化すること。

(4) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が行われている中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安払拭のため、国において以下の措置を講じること。

① 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金の確保

県及び 12 市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含め、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。

② 国が実施するモニタリングの継続及び充実

国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、避難指示区域及び避難解除区域においては、市町村や住民の意向を踏まえて、放射線量の低減状況や廃炉作業に伴う影響など、住民の不安払拭に向けたモニタリングを充実させること。

③ リアルタイム線量測定システムの運用

リアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。

④ 放射線監視等交付金の確保

県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。

⑤ ALPS処理水に係る環境モニタリングの確実な実施等

ALPS処理水の海洋放出に伴う環境モニタリングに当たっては、引き続き、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いなどを通じて、信頼性、客観性、透明性を確保しながら確実に実施するとともに、モニタリング結果については、人や環境への影響について科学的な評価を加え、国内外へ分かりやすく発信すること。

また、県が独自に実施するモニタリングに対して必要な予算を確保すること。

12 廃炉・放射線分野の研究開発等の推進

【文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

廃炉・放射線分野においては、櫛葉遠隔技術開発センターや廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

13 国土強靱化地域計画に基づく取組への継続的な支援

【内閣官房】

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の交付金・補助金については、東日本大震災や令和元年東日本台風等を始め、度重なる大規模災害の被害を受けた当県や被災自治体に配慮して運用するとともに、能登半島地震を始め激甚化・頻発化する災害に備えるため、これまで以上に強力に国土強靱化対策を推進する必要があることから、必要な予算・財源が例年以上の規模で確保されるよう関係省庁に働きかけを行うこと。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるための必要な予算が実施期間である令和7年度までの5か年総額で確実に確保されるよう関係省庁に働きかけるとともに、国土強靱化基本法の改正を踏まえ、5か年加速化対策後も切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保すること。

14 消防体制維持等の支援

【復興庁、総務省、消防庁】

(1) 消防施設の復旧に向けた支援

当県では、避難指示区域の解除が進むなど復興の進展が見られる一方で、現在も避難指示が継続している地域もある。

避難指示が解除された区域や今後解除が見込まれる区域では、住民帰還に合わせ、消防防災施設等の復旧事業の実施を予定している自治体がある。また管轄消防本部では令和9年4月の運用に向け、消防本部庁舎の建築準備を進めている。

このため、消防防災施設（設備）災害復旧費補助金について、令和7年度の予算の確保はもとより、第2期復興創生期間以降についても事業完了まで必要な財政措置を講じること。

また、当該補助金に係る地方負担分については、引き続き全額を震災復興特別交付税の対象とするなど、十分な財政措置を行うこと。

(2) 原子力災害避難指示区域における消防活動に対する支援

避難指示区域で火災等が発生した場合は、消防団員が活動できず、大規模化することが懸念されることから、管轄消防本部の消防体制の更なる充実強化を図りながら、県内外の消防本部に応援を求める必要がある。

このため、訓練を含め、避難指示区域内での消防活動に対する財政的支援としての原子力災害避難指示区域消防活動費交付金について、令和7年度の予算の確保はもとより、第2期復興創生期間以降についても継続して必要な財政措置を講じること。

(3) 消防団の充実強化に対する財政支援の拡充

消防団員の年額報酬に係る財政措置については、令和4年度から制度の見直しが行われたが、当県においては、山間部等に居住地が点在するなど、人口密度に比して活動範囲が広範囲となっており、5割を超える市町村が特別交付税の対象となっていることから、引き続き、普通交付税の算定方法の改善や特別交付税の拡充など市町村の実状に応じた財政措置の拡充を図ること。

また、災害の激甚化・頻発化に伴い、消防団活動が多様化していることから、災害対応力の更なる向上を図るため、消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）の補助対象設備の拡充及び補助率の引き上げを行うとともに、団員の技能向上が図られるよう人材育成に対する支援を強化すること。加えて、現場のニーズや近年の災害に対する有効性等を考慮した装備品が装備できるよう、無償貸与品の更なる充実を図るほか、地方交付税の拡充など十分な財政措置を行うこと。

さらに、消防団車両の購入、更新は市町村にとって大きな財政的負担になっていることから、無償貸付車両の貸付台数の拡大に加え、緊急防災・減災事業債の恒久化及び交付税措置率の嵩上げなど、市町村の財政負担がないよう、必要な財政措置を講じること。

(4) 消防団員確保対策の推進

① 消防団入団促進に向けた支援

能登半島地震など災害が激甚化・頻発化している中、地域防災力の中核を担う消防団の維持は全国的に喫緊の課題であり、団員の入団促進に向け国民の更なる消防団活動への理解促進が重要であることから、国の様々な機関や民間企業と連携した多様な情報発信など、消防団活動への理解促進のための主体的かつ実効的な広報活動に取り組むこと。

また、地方公共団体においても、広報や効果的・継続的な消防団員の確保対策に取り組めるよう、自治体個別の実情に応じた適切な助言が行えるアドバイザーの継続的な派遣など人的支援を強化するとともに、財源の恒久化や予算額の増額など必要な財政措置を講じること。

② 消防団員が活動しやすい環境の整備

当県の消防団員の約 8 割が被雇用者という現状の中、消防団活動に対する雇用事業者の理解は不可欠であり、県内では 23 市町村が消防団協力事業所として認証する制度を設けているが、未導入市町村が半数を上回っており、雇用事業者の理解も進んでいない。

今後、協力事業所数を増加させるためには、国が関係機関と連携し、協力事業者の社会的な認知度を高める広報を強化するとともに、経済団体や雇用事業者への一層の働き掛けを行うほか、協力事業所に対する支援の充実に向けた減税制度や補助金制度の実施、入札の優遇措置等を国の施策として取り組むこと。

③ 消防団員の処遇改善

消防団員の報酬等の基準については見直しがされてきたところであるが、能登半島地震を始め災害の激甚化・頻発化に伴い、活動の危険性及び団員の負担が増加していることから、消防団員の処遇の改善が図られ活動意欲が促されるよう、年額報酬基準及び出動報酬基準の更なる見直しを図るとともに、市町村の財政負担が増加しないよう必要な財措置を講じること。

また勤務年数の長い団員が引き続き勤務したいと思えるよう、退職報償金制度について、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に基づき政令で定める支給額表の見直しを図り、現在最高額の区分である「勤務年数最高 30 年以上」に加え、「30 年以上 35 年未満」「35 年以上 40 年未満」及び「最高 40 年以上」の区分を新たに設けるとともに、市町村の財政負担が増加しないよう地方交付税の算定方法の改善等も併せて行うこと。

(5) 常備消防の機能強化に対する財政支援の拡充

消防本部が整備する消防車両等の設備整備に対する緊急消防援助隊設備費補助金について、令和 6 年 4 月 1 から補助基準額が見直されたが、示された基準額でもなお実勢価格と大きく乖離している。激甚化・頻発化する災害に備え、緊急消防援助隊の活動が円滑に行えるよう、基準額の更なる引き上げや補助率を嵩上げすること。

(6) 消防防災ヘリコプターの安全運航に対する支援

消防防災ヘリコプターの二人操縦士体制維持のための人件費のほか、操縦士の養成費、訓練飛行に要する費用や修繕費用など多額の費用について、財政措置の更なる充実を図ること。

15 激甚化・頻発化する災害に備えた防災体制の充実・強化 【内閣府、総務省、消防庁】

(1) 防災・減災対策に関する財政措置

① 緊急防災・減災事業債の恒久化

激甚化・頻発化する災害に備え、住民の生命を守るための避難所の機能強化や行政機関の業務継続等の防災・減災対策の更なる推進が必要であることから、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債を恒久的な制度とするとともに、交付税措置率の嵩上げ等を講じること。

② 防災・減災事業に係る財政支援の拡充

平成23年6月の中央防災会議の専門調査会における「最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべき」との提言を踏まえ、当県では、令和4年に国と同様に最大クラスの災害を想定し新たな被害想定を策定した。

激甚化・頻発化する災害に備え、耐震化・火災対策などの防災・減災事業の更なる推進を行うため、都道府県独自の被害想定を踏まえた防災・減災事業に要する費用に対しても、特別措置法に基づく事業と同等の国の負担又は補助率の嵩上げを行うなどの財政措置を講じること。

(2) 孤立集落対策の充実・強化

能登半島地震では、道路等の寸断により集落の孤立が多数発生し、支援物資の供給や救出が困難となっただけでなく、停電や通信ケーブルの被災により、携帯電話やインターネット等の通信網や、テレビ・ラジオ等の送受信が途絶するなど、孤立集落との連絡体制や情報提供の寸断が発生した。

孤立のおそれがある地域に対する食料や発電機等の備蓄品の充実や、衛星携帯電話・衛星通信、ヘリポート等の整備に係る財政措置を講じるとともに、通信・放送インフラの強靱化を図ること。

(3) 避難環境の整備

① 被災地への物資等の支援体制の構築

大規模災害時においては、道路の寸断等による輸送障害に加え、多数の避難者が発生したことにより、自治体側の調整能力を超える支援が必要となっている。

水・食料を始め、生活必需品等の支援物資が被災地に十分に行き届かない事態が生じるおそれがあることから、都道府県レベルでは対応できない事態に備え、国はあらかじめ事業者や関係団体との体制を構築するとともに、大規模災害時にはあらゆる手段を活用して必要な物資の調達や輸送を行うことができるよう、国が主体的に対策を講じること。

② 被災地の衛生環境の整備に係る財政支援の強化

大規模災害時においては、衛生環境の悪化による感染症の拡大や被災者の健康維持等の課題が顕在化することから、トイレの確保を始め、衛生環境の改善に必要な資機材の整備について、財政支援を強化すること。

③ 二次避難の円滑な実施

能登半島地震において、生活環境が十分に整備されていない一次避難所から、インフラ等の環境が整っている旅館・ホテル等の二次避難所への円滑な避難が進まなかった。

大規模災害時には避難の長期化に伴い災害関連死等の発生を引き起こすだけでなく、一次避難が継続することにより被災地の復旧・復興にも支障が生じることから、二次避難が円滑に進むよう、旅館・ホテル事業者等と連携した体制を構築するなど対策を講じること。

また、災害救助法の一般基準額を、宿泊環境を考慮した適正な金額に見直すとともに、特別基準についても柔軟な運用を行うこと。

(4) 災害救助法の見直し

① 救助対象の明確化

都道府県が安定的に救助を実施できるよう、災害救助事務取扱要領や事前の協議・相談において対象外と整理されていない救助については、国庫負担の対象外とすることがないよう運用すること。

② 被災者目線に立った救助項目や上限額の見直し

災害救助法の上限額について、物価高騰や人件費上昇、ライフスタイルの変化等を踏まえた見直しを行うこと。

また、被災者支援の充実の観点から、応急修理の範囲を拡大するとともに、在宅避難や車中避難など避難所以外へ避難した被災者に提供される入浴サービスを始め、避難生活基盤に対する支援についても、災害救助法に基づく救助の対象とすること。

③ 救助対象業務の拡大と事務費上限額の撤廃

能登半島地震では、当県を含め多数の自治体から対口支援として住家被害認定調査のために職員の応援派遣を行ったが、住家被害認定調査業務（り災証明書交付事務を含む）は災害救助法の救助対象外とされている。

住家被害認定調査は、被災者の救助・生活再建支援に不可欠な業務であることから、避難所運営支援と同様、災害救助法の業務の対象とすること。

また、他の自治体から応援派遣された職員が、避難所運営等の災害対応の時間外勤務に従事した場合の超過勤務手当等について、救助事務費の上限を撤廃し全額措置すること。

(5) 被災者生活再建支援制度の見直し

① 被災者生活再建支援制度の拡充

被災者生活再建支援金の支給額の増額や支給対象範囲を半壊世帯まで拡大するとともに、地方負担が増加しないよう国庫負担割合を拡大すること。

また、能登半島地震では、石川県の一部の市町村において、高齢者世帯、障がい者のいる世帯、資金の借入れや返済が困難な若者・子育て世帯を対象とした新たな交付金制度が設けられたが、被災者の生活再建には多額の費用を要することを踏まえ、対象となる災害や地域、世帯を限定しない恒久的な支援措置を検討すること。

② 短期間に複数回被災した世帯への特別な支援

短期間に度重なる自然災害に見舞われ、連続して住家被害を受けた被災者は、住宅の再建や家財の購入等、経済的な負担を強いられることから、被災者生活再建支援金の加算を行うことや、被災者生活再建支援法の支援対象とならない被害に対する支援措置を講じる等の負担軽減策を検討すること。

③ 被災者支援制度の抜本的な見直し

被災者支援については、複数の法制度等による趣旨の異なる制度が混在し、被災自治体や被災者にとっても分かりにくく、また救済される被災者も制度により異なることから、被災者支援施策について国において抜本的に検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない、統一かつ持続的な救済制度を検討すること。

(6) 災害ケースマネジメントの実施に係る支援

大規模災害時には被災者の自立・生活再建が長期にわたることが予想されていることから、「災害ケースマネジメント」による被災者一人一人の課題や実情に則した継続的な支援が重要である。

そのため、平時から、個別訪問の実施や支援計画の作成に係る専門的人材の育成を始めとした自治体における実施体制の構築に要する費用等について、財政措置を講じること。

(7) 災害時の死者の氏名等公表基準の明示

災害時の死者の氏名等公表については、安否不明者と異なり個人情報ではないという理由で基準が示されておらず、県域を越える広域的な災害が発生した場合、都道府県によって異なる取扱いが行われ混乱を招くおそれがあることから、国において明確な基準を示すこと。

16 早期避難を推進するための支援

【内閣府、気象庁】

(1) 避難行動の実効性を高めるための支援

① 早期避難に向けた効果的な情報発信

台風や大雨等の風水害に備え、市町村が躊躇することなく避難情報を発令できるよう、線状降水帯に関する情報等の各種気象情報の発生予測や精度を高めるとともに、住民の避難行動を起こすきっかけとなるよう、効果的な情報発信の更なる充実を図ること。

② 個別避難計画に基づく避難に対する財政支援の拡充

避難行動要支援者が安全に早期避難を行うため、災害救助法の適用の有無にかかわらず、個別避難計画に基づく避難を実施した場合の費用に対し、災害救助法と同等の財政措置を講じること。

(2) 後発地震注意情報が発表された場合の事前の避難所設置に係る財政措置

日本海溝・千島海溝地震に係る後発地震注意情報が発表された場合、市町村は、避難までに時間を要する避難行動要支援者等の安全が確保できるよう事前避難に係る避難所を設置する意向を示していることから、南海トラフ地震での措置と同様に、市町村が事前避難に係る避難所の開設等に要する費用等について、災害救助法と同等の財政措置を講じること。

17 地域情報通信基盤の整備促進

【総務省】

(1) 光ファイバ網の高度化支援

工場内 I o T、クラウドの活用等企業活動のデジタル化や、新型コロナウイルス感染症を契機に普及が進んだテレワーク等により、需要が高まっている光ファイバ網について、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できるよう、過疎・中山間地域等を始め、条件不利地域の光ファイバ網の高度化や公設設備の民間移行が円滑に進むよう、引き続き必要な支援を行うこと。

(2) 5G環境の整備促進

5Gはデジタル時代において活用が期待される基幹インフラであり、当県においては、東日本大震災からの復興の後押しとなることが期待されることから、基地局の整備が地域間で偏りなく行われるよう、引き続き財政支援を行うとともに、携帯電話事業者を指導すること。

(3) 携帯電話不通話エリア解消

携帯電話は県民生活に不可欠なサービスであるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用不可能な地域が残存している。

また、帰還困難区域内の自由通行道路や緊急輸送道路等（トンネルを含む）、災害時の避難路における安全安心の確保が必要である。

このため、国において、引き続き必要な予算を確保するとともに、地元市町村の意向を踏まえ、携帯電話事業者が「携帯電話等エリア整備事業」及び「電波遮へい対策事業」に積極的に参画するように協力依頼や働き掛けを行うこと。

(4) ラジオ難聴区域の解消

県民が県内の放送局からの放送を受信できるよう、難聴を解消しようとする事業者及び市町村に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

(5) 地上デジタルテレビ放送共聴施設及び公共ケーブルテレビ放送施設等への支援

地上デジタルテレビ放送の共聴施設及びケーブルテレビ放送等の設備（それらと一体的に整備された光ファイバ網を含む）については、少子高齢化・人口減少により設備の更新・維持管理が困難になってきていることから、更新・維持管理等に係る支援制度を設けるなど、必要な支援を行うこと。

18 自治体情報システムの標準化・共通化

【総務省】

県及び市町村が利用する基幹業務システムについて、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を円滑かつ確実に実現できるよう、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムの移行期限を柔軟に設定するなど、県及び市町村の状況に応じたきめ細やかなフォローアップや国によるベンダーへの協力依頼など、必要な支援を行うこと。

また、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムの移行期限を柔軟に設定すること。

さらに、標準準拠システムへの移行経費を支援するデジタル基盤改革支援補助金については、移行経費に不足が生じることがないように、市町村の実情に応じた柔軟な財政支援を行うこと。

加えて、移行後の運用においても、県及び市町村の過度な負担になることがないように、必要な支援を行うこと。

19 石炭火力発電の温室効果ガス削減に向けた支援

【資源エネルギー庁】

火力発電の今後の在り方については、温室効果ガス削減のため、第6次エネルギー基本計画において、「できる限り電源構成に占める火力発電比率を引き下げていくことが基本」であり、「非効率な石炭火力のフェードアウトを着実に推進していくこと」が明記されている一方、当県の石炭火力発電所は、これまで長きにわたり東北・首都圏地域の電力の安定供給を支え、地域経済を牽引してきた。

については、石炭火力発電所の立地地域の実情を踏まえ、雇用や経済に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、火力発電事業者の他電源への転換に必要な新設・改修への支援など、脱炭素化に関する取組を積極的に推進すること。

20 Jヴィレッジの利活用

【復興庁、人事院】

Jヴィレッジは、原発事故の発災時から約8年にわたり、事故対応拠点としての役割を担い、平成31年4月に全面再開を果たした。東京2020オリンピックでは聖火リレーのグランドスタート地点となり、Jヴィレッジが歩んだストーリーが国内外から注目を浴びるなど、いまだ途上である当県の復興に挑む姿を体現する「復興のシンボル」として、県民にとって不可欠な存在となっている。

一方、相双地域に位置するJヴィレッジは、ホープツーリズムや教育旅行等の訪問先として、同地域における交流人口拡大を担う役割としても、存在感を高めている。

相双地域の復興には長い期間が必要である中、Jヴィレッジを起点に、当県の復興をより一層発信していくため、国、県等が一丸となった取組が必要である。

このような状況を踏まえ、国においては、Jヴィレッジを拠点とした国家公務員の団体研修や各種会議等の開催など、当県復興の状況を実際に感じる機会を作ること。

21 浜通り地域の復興に向けたJR常磐線の利便性向上

【復興庁、国土交通省】

令和2年3月に全線復旧したJR常磐線は、地域住民の生活、産業、観光などを支える基幹的な交通基盤であり、福島イノベーション・コースト構想の具体化など、浜通り地域の復興に向けては首都圏や仙台地方とのアクセス向上が重要となってくることから、JR常磐線の高速化を始め、利便性の向上について、JR東日本に対し指導すること。

22 福島大学の「復興・再生」に向けた取組に対する総合的な支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省】

福島大学は、長期化する原子力災害による影響に対応するため、再生可能エネルギーの研究、双葉郡の教育復興支援、農林水産業を担う人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及に取り組むとともに、若者の定着・還流、コミュニティの形成や地域経済活性化など、地方創生に資する重要な役割を担っているところである。

福島大学が当県の復興・再生や地方創生に向けて果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、今後とも安定的・継続的に運営され地域貢献ができるよう、以下の総合的な支援を講じること。

(1) 運営費交付金の十分な確保

当県の復興・再生や地方創生に向けた取組、復興の担い手育成及び福島県の課題解決に資する研究の基盤となる運営費交付金を十分に確保すること。

(2) 「食農学類」「発酵醸造研究所」「食農科学研究科」への支援

当県の農業の復興・再生に加え、高度で専門的な知見や研究手法を用いて農業振興における課題解決が期待できる「食農学類」の教育研究機能の強化、被災地域に根付く農林水産・食品産業の活性化に資する「食農学類附属発酵醸造研究所」の取組、並びに、食農学類の学びを継続・発展させ、当県の農林水産業と食料・食品関連産業の発展に貢献し、地域の課題に対応できる力を持った高度専門職業人・研究者を養成する「食農科学研究科」の取組に必要な予算を確保すること。

(3) 東日本大震災復興に向けた取組の継続と機能強化への支援

当県の復興・再生に加え、人口減少・少子高齢化時代における社会づくりへの貢献が期待される「地域未来デザインセンター」の運営や取組の推進のために必要な予算を確保すること。また、「環境放射能研究所」の安定的・継続的な運営のために必要な予算を確保すること。

さらに、当県の復興・創生を牽引する人材を育成する「『地域×データ』実践教育推進室」の運営や教育プログラムの実施に係る予算を確保すること。

(4) カーボンニュートラルの実現に資する「水素エネルギー総合研究所」の機能強化に向けた支援

当県と福島大学との間で締結した「2050年カーボンニュートラルの実現にむけた福島県と国立大学法人福島大学の連携に関する協定」に基づき、福島大学が設置した「水素エネルギー総合研究所」の機能を強化・拡充するために必要な予算を措置すること。

(5) 「福島国際研究教育機構（F-R E I）」との連携への支援

福島大学がF-R E Iと連携して、福島をはじめとした東北の復興、福島や世界の課題解決を実現するための教育研究活動を実施できるよう、教育研究環境の整備、活動に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

23 NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした 復興・被災者支援事業の継続

【内閣府】

NPO等が持つ様々な得意分野やネットワークを活かした、被災者支援、風評・風化対策などの取組は、行政の施策を補完するだけでなく、相乗効果をもたらし当県の復興・創生を加速させるものとして極めて重要である。

このため、NPO等による復興支援活動等の継続的な実施を支援できるよう、「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業」を継続すること。

24 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく唯一無二の施設であるとともに、県内各地の伝承施設や現在整備が進められている復興祈念公園等とも連携しながら、避難地域等における交流や情報発信の拠点としての役割を担う施設でもあることから、その役割を永続的に担えるよう、資料収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修の各事業や伝承館を核とした交流促進等に加えて、人材確保に必要な予算を継続的に確保すること。

また、必要な資料の収集について省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

25 震災と復興を語り継げる人材育成支援事業

【内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、復興庁】

震災・原子力災害の記録や教訓等の情報発信拠点である伝承館での震災等関連学習を定着させ、福島県民として必要とされる基礎知識の伝承につなげるため、伝承館での現地学習に取り組む県内中学校に対し必要な予算を継続的に確保すること。

Ⅱ 避難解除等区域等

26 子ども・被災者支援法による支援施策の予算確保等

【内閣府、復興庁】

子ども・被災者支援法による支援施策については、被災地の意見等を踏まえ、必要に応じて基本方針の見直しを検討するとともに、健康や医療の確保、子育て支援、被災者の生活再建に向けた住宅支援など、地方公共団体の財政的な負担が生じることのないよう、継続的かつ十分な予算を確保すること。

27 安全で安心な消費生活の確保

【復興庁、消費者庁】

(1) 地方消費者行政推進交付金の予算の確保

東日本大震災と原発事故から 13 年が経過し、記憶の風化が懸念されるところであるが、当県はいまだ有事であり、30～40 年にわたって廃炉作業、ALPS 処理水の海洋放出が続くことを考慮すれば、消費者に対し、これまで以上に放射能に関する正確かつ丁寧な情報の提供と県産食品の安全性についての情報発信が重要である。

放射線への不安解消と安全と安心の確保はまさに復興とくらしの土台となるものであることから、引き続き、地域の声やニーズを把握し当県が実施する食の安心・安全に関する事業等について、令和 7 年度以降も十分な予算を確保すること。

(2) 地方消費者行政強化交付金（推進事業）の予算の確保

消費者の安全・安心を確保するため、県内市町村では消費生活センターにおける相談体制の整備に取り組んでいるところであるが、未曾有の複合災害に見舞われた本県では、避難 12 市町村等においてようやく住民の帰還も進み新たな移住の動きも活発になるなど、他県とは異なる状況にある。ついでには、避難地域をはじめとする未整備町村において、令和 7 年度以降も地方消費者行政強化交付金（推進事業）を活用して、新規に消費者相談体制の構築が図れるよう必要な予算を確保すること。

(3) リスクコミュニケーションの強化

風評払しょくをより実効性のあるものとするため、科学的データに基づく正確な情報発信はもとより、受け手である消費者側の確かな安心につながるよう、生産者と消費者の相互交流の機会をさらに充実させる必要があることから、ふくしまの食と消費者をつなぐ県の取組を支援するとともに、国においてもリスクコミュニケーションの強化を図ること。

28 地域女性活躍推進交付金の予算の確保

【内閣府】

当県の復興・創生には、女性活躍の必要性の啓発やあらゆる分野への女性参画、女性が活躍できる環境づくりが重要であることから、地域女性活躍推進交付金について十分な予算を確保すること。

29 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金の予算の確保

【内閣府】

被害者がその被害を受けた地域で支援に差が出ないように、また、安定した相談体制の整備や医療費助成及び協力病院の機能強化のために、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金の予算を十分に確保すること。

30 人権啓発活動地方委託費の予算の確保

【法務省】

インターネット上における誹謗、中傷など多様化する人権課題に対応し、互いの人格を尊重し、個々の違いを認め合う共生社会を実現するためには、地域における人権啓発活動の一層の充実を図る必要があることから、令和7年度以降も地方委託事業を継続するため十分な予算を確保すること。

31 避難地域等における地域公共交通ネットワークの構築に関する支援等

【復興庁、国土交通省】

(1) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

より一層の帰還促進や生活の利便性向上を図るとともに、福島国際研究教育機構の設立など福島イノベーション・コースト構想の進展と連動した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、令和7年度までとされている地域公共交通確保維持事業(被災地域地域間幹線系統確保維持事業)について、いまだ復興の途上である避難地域の現状を踏まえ、令和8年度以降も継続し、中長期にわたり必要な予算を確保すること。

あわせて、避難地域市町村が実施するコミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等の運行事業、さらには、新たな交通モードへの実証事業への支援についても、復興まちづくりの進展に応じ、令和8年度以降も被災者支援総合交付金等により必要な予算を確保すること。

(2) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業におけるバス購入補助の特例の継続

避難地域において路線バスを運行する交通事業者の負担を軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス購入時の一括補助の措置について、復興の現状を踏まえ、令和8年度以降も継続すること。

(3) 地域間幹線系統確保維持事業の特例措置(激変緩和措置)の継続

被災地域地域間幹線系統確保維持事業から地域間幹線系統確保維持事業に移行した路線の輸送量要件の緩和等の特例について、引き続き、避難者の生活の足を維持・確保できるよう継続すること。

32 JR只見線の継続的な運行

【総務省、国土交通省、観光庁】

只見線は、JR路線の上下分離方式の導入の先進事例として、地方路線の維持に加え、鉄道を軸にした地方創生の全国に先駆けた取組である。今後も日本一の「地方創生路線」として生活路線、観光路線、教育路線、産業路線で利活用され、何度でも乗りたい・訪れたいと思える路線・地域を創り上げるため、以下の内容について支援すること。

(1) 只見線の施設整備や維持管理費に対する財政支援

上下分離方式の導入により、県と会津17市町村が毎年負担している維持管理に要する費用について、持続可能な地域公共交通モデルとして引き続き、安全で安定的な運行が確保されるよう、特別な財政需要として地方交付税を措置するなど財政支援を講じるとともに、地方債（一般事業（地域鉄道対策事業））の充当を可能とすること。

(2) 只見線の利活用促進に関する支援

鉄道を活用した地方創生モデルとして、福島県や地元自治体が行き組む利活用促進について、国においても様々な機会を捉えて只見線をPRし、インバウンド等の誘客を支援すること。

33 厳しい経営状況にある交通事業者への財政支援等

【国土交通省】

(1) 地域公共交通事業者への支援

新型コロナウイルス感染症や今般の原油価格・物価高騰の影響により、地域公共交通事業者は、極めて厳しい経営を強いられているが、こうした中にあっても、事業者が安定的に地域公共交通サービスを提供し、社会機能を維持できるよう、地域公共交通事業者への減収補てんを含む新たな支援制度を構築すること。

(2) 地域公共交通事業者の人材確保・育成への支援

コロナ禍からの回復の遅れや原油価格・物価高騰の影響等により、地域公共交通事業者における人材不足の課題がより一層顕著になっていることから、処遇や労働環境の改善を始め、規制緩和、資格・免許取得の支援、さらには業界のイメージアップなど、国において総合的な対策を講じること。

34 地域間幹線系統バスの確保・維持に向けた支援

【国土交通省】

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、必要な予算を確保するとともに、急激な人口減少やコロナ禍からの回復が遅れている現状等を考慮し、輸送量等の補助要件について緩和措置を継続すること。

あわせて、バス専用道を有しているなどの特殊な事情により、運行経費以外の維持管理費を要している路線について、実情に応じた算出額となるよう、特例措置等を設けること。

また、いわき市など過去に大規模な市町村合併を行った自治体において、自治体内を運行する広域バス路線同等の長大路線について、交通事業者の負担軽減のため、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金と同等の財政支援が受けられるよう、特例措置等を設けること。

35 第三セクター鉄道会社に対する補助事業等の予算確保 【国土交通省】

新型コロナウイルス感染症の5類化以降も新しい生活様式の浸透等により利用者が回復していない中、物価の上昇が続いている影響により、より一層厳しい経営を強いられている第三セクター鉄道会社の状況を踏まえ、地域鉄道が安全で安定的に経営を維持していけるよう、施設整備、車両更新、車両検査等に対して、鉄道施設総合安全対策事業やポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業等において、十分な予算を確保するとともに、補助率どおり全額交付すること。

36 ローカル鉄道の再構築に関する支援 【国土交通省】

JR各社による赤字路線の収支公表や、昨年10月に施行した改正地域交通法により、ローカル鉄道の再構築に向けた議論が活発化しているが、鉄道路線全体のネットワークの在り方については、地方自治体に委ねるのではなく、国が日本全体の問題として捉え、地方路線の維持に向けて積極的に関与すること。

あわせて、法改正に伴い整備された地域公共交通再構築事業について、それぞれの地域の実情に応じて、施設整備を始め、利用促進や実証事業、駅を中心としたまちづくり等に取り組むことができるよう、柔軟な運用と十分な予算の確保を図ること。

37 海外への情報発信等の取組に対する支援

【外務省、観光庁】

(1) 風評・風化対策に係る情報発信の強化・支援

今年4月末現在で7の国・地域で福島県産食品の輸入規制が行われており、ALPS処理水の海洋放出後は、一部の国における輸入規制の強化などの影響が生じている。また、海外においては原発事故に伴う当県への風評が依然として根強く残っている一方、時間の経過とともに加速する風化の問題があることから、国においては、外国人プレスへの当県への招聘、国内外において当県をPRする機会の確保など、海外への情報発信を一層強化し、国を挙げて当県の風評払拭及び風化防止対策に取り組むこと。

また、ALPS処理水の処分については、福島県だけでなく日本全体の問題であるとの認識の下、国内外の理解醸成に向け、関係省庁がしっかりと連携し、行動計画に基づき政府一丸となって措置を講じること。

(2) 国際会議及び関連行事の誘致等

国や関係団体が主催する国際会議や関連行事等の当県開催を誘致・支援するとともに、国際会議参加者等による当県の現状に関する理解を促進するための取組を実施すること。

38 外国人住民の相談対応に対する支援の拡充と継続

【出入国在留管理庁】

外国人住民の相談対応については、個々の自治体だけの対応には困難な部分が多いことから、国の外国人在留支援センター等における在留相談の更なる周知を図るとともに、全国の地方公共団体の行政窓口を対象とした通訳支援事業を継続するなど、地方自治体における外国人住民への対応を支援すること。

また、今後、相当数の増加が見込まれる外国人材を円滑に受け入れ、地域で外国人住民が安心して暮らせる環境づくりを進めるため、多言語による一元的相談窓口の整備・運営に係る十分な予算を継続して確保すること。

39 福島県環境創造センターの運営支援

【復興庁、文部科学省、環境省】

福島県環境創造センターは、原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための総合的な拠点として国の支援のもとで整備・運営されており、開設以来、県と国が連携・協力し、放射線モニタリング、調査研究、情報収集・発信及び教育・研修・交流に係る取組を実施している。

引き続き、当センターにおける環境回復・創造に向けた取組を推進するため、以下の措置を講じること。

(1) 運営費の予算確保

当県においては、原子力災害が収束するまでの間、当センターにおける長期的かつ継続的な取組が必要であることから、原子力災害等復興基金の利活用期間を令和7年度まで延長するとともに、令和8年度以降における運営費等についても十分な予算を確保し、支援すること。

(2) 連携協力機関に係る予算確保

前例のない原子力災害からの環境回復・創造には、世界の英知を結集して取組を進めていく必要があるため、福島県環境創造センターでの取組においては、日本原子力研究開発機構、国立環境研究所との連携協力が不可欠であることから、両機関が当県と共に継続的に取組を行うことができるよう、必要な措置を講じること。

また、福島国際研究教育機構に移管される環境動態研究については、当県の環境回復・創造に密接に関係することから、国として、同機構が福島県環境創造センターを拠点とし、県等と連携して必要かつ十分な調査研究に取り組めるよう、十分な予算の確保と体制の整備を行うこと。

(3) 交流棟「コミュタン福島」への訪問促進

「コミュタン福島」は、当県の放射線等に関する正確な情報発信や児童・生徒等を対象とした環境教育を実施している施設であり、国が策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」においては、訪問を促進する施設として位置付けられている。

については、国内外からの「コミュタン福島」への更なる訪問を促進するため、国としても、教育旅行での「コミュタン福島」の活用の周知や、国内外に向けた情報発信に積極的に取り組むこと。

40 ふくしまグリーン復興構想の推進

【環境省】

当県の自然公園の利用者数は、震災等の影響から大幅に減少している。国と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」の実現に向け、連携して取組を進めてきたが、震災前の水準までは回復していない。世界に類を見ない複合災害に見舞われた福島だからこそ、国内外から多くの方々に足を運びその魅力を体感していただくこと、また、自然の恵みを次世代に継承することが重要であることから、引き続き、取組を推進していくため、以下の措置を講じること。

(1) 国立・国定公園の魅力向上、情報発信等の着実な推進

ふくしまグリーン復興構想において目標とする、国立・国定公園の利用者数700万人を達成するため、国が行うイベント・事業等の中で県内の自然公園の魅力向上・情報発信に取り組むこと。

(2) 県や市町村が行う国立・国定公園の利活用事業への支援

今年開所する越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンターの設置を契機とし、本国定公園地域や国立公園の利活用を更に促進するため、海外からの誘客に資する取組や、県や市町村が行う周遊促進事業などの取組を支援するための予算を確保すること。

(3) 自然環境整備交付金等の予算の確保

福島の良い自然環境の保護と安全で快適な利用のため、維持管理に支障を来している老朽化した登山道や遊歩道施設及び噴石対策を必要とする避難小屋の再整備について、自然環境整備交付金等の予算を十分に確保すること。

(4) 環境省直轄事業の確実な実施

本構想を推進するためには、環境省が行う直轄事業の確実な実施が必要不可欠であることから、利用拠点である集団施設地区や園地の整備、充実を図るとともに登山道などの再整備を計画的に実施すること。

また、平成16年12月27日付け通知「自然公園等事業の改革について」に基づき、国立公園の保護上及び利用上重要な五色沼自然探勝路などの特別保護地区及び第1種特別地域内施設の直轄整備及び管理に取り組むこと。

41 鳥獣被害対策の推進

【環境省】

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業にかかる予算確保

原発事故による影響等により、生息域を拡大させるイノシシ、ニホンジカ、クマの被害防止を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業により必要な捕獲及び調査の対策をすることができるよう十分な予算を確保すること。

(2) 尾瀬等におけるニホンジカ対策の強化

尾瀬の植生に甚大な被害を及ぼしているニホンジカについて、核心地区における捕獲の一層の強化を図ること。また、尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会における議論を踏まえ、尾瀬ヶ原の見晴などの区域への防護柵の設置を早急に進めること。

なお、近年、磐梯朝日国立公園内においてもニホンジカが頻繁に目撃されるようになってきていることから、引き続き、被害状況やニホンジカの行動エリアについて調査を行い、被害防止対策を講じること。

42 外来種対策に係る予算確保等

【環境省】

(1) 国による水際対策と情報共有の徹底

外来種について、国において侵入の未然防止に向けた水際対策を徹底するとともに、国内発生時においては、国が積極的に発生・生息情報等を収集し、関係機関へ情報共有を行うこと。

(2) 外来種対策に係る予算の確保

特定外来生物防除等対策事業の予算を十分に確保するとともに、捕獲手法や防除手法の開発など、地方自治体の取組を技術的にも支援すること。

43 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群などの水環境保全

【環境省】

(1) 水環境保全対策等に係る調査研究の実施

国立公園内の中核的な湖沼である猪苗代湖の水質改善に向けて、水質の将来予測や現在試験を行っている植物を利用した水質浄化の社会実装などに国立環境研究所と県が連携して取り組むため、予算を継続的に確保すること。

(2) 水環境保全に対する支援

生態系保全や気候変動への適応及び資源循環の視点を踏まえ、県が行う猪苗代湖・裏磐梯湖沼群の水環境保全について、継続的に取り組むための支援を行うこと。

44 アスベストの飛散防止対策

【環境省】

(1) アスベストに係る事前調査や除去工事に係る支援制度の創設

大気汚染防止法の改正により規制対象が拡大され、建築物の所有者等が実施する事前調査や除去工事に係る費用負担が増加していることから、これらに対する国の支援制度を創設すること。

(2) アスベスト飛散防止対策業務に対する財政支援

規制対象の拡大に伴い地方自治体において増大している、立入検査等のアスベスト飛散防止対策業務に係る経費に対し財政支援を行うこと。

45 新幹線騒音対策の強化

【環境省、国土交通省】

(1) 新幹線鉄道騒音対策

新幹線沿線において、環境基準 70dB が達成されるよう、効果的かつ速やかな音源対策等について、国が主導的に取り組むこと。

(2) 低周波音に係る基準・評価方法の明確化

新幹線鉄道走行による低周波音の環境影響に対し県民に不安が生じていることから、早期に低周波音に係る測定・評価方法及び低減策を示すこと。

46 被災者見守り・相談支援事業の継続

【復興庁、厚生労働省】

復興公営住宅等での避難生活が長期化している方や帰還した方に対し、今後も生活支援相談員による継続的な支援が必要であることから、令和7年度も引き続き必要な予算を確保すること。

また、第2期復興・創生期間終了後も中長期的な対応が必要であることから、本格的な復興・再生に向け当該事業による避難者支援を継続するとともに、生活支援相談員が複数年雇用できる基金化の実現に取り組むこと。

47 高齢者等サポート拠点運営事業の継続

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除区域に設置されている高齢者等サポート拠点の運営に関して、介護保険事業への移行など、介護サービスの提供体制が整備されるまでの間、必要かつ十分な財政支援を継続すること。

48 社会福祉施設等の復旧に向けた支援

【復興庁、厚生労働省】

原発事故による避難の長期化により事業再開ができない社会福祉施設等に対し、復旧に着手できる時点で社会福祉施設等災害復旧費補助金が適用できるよう財政支援を継続すること。

49 避難地域の介護サービス提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除区域において、住民が安心して生活するためには介護提供体制の再構築が必要不可欠であるが、当該地域ではいまだ介護人材の不足により必要な介護サービスが十分に提供されない状況にある。

下記事業については、人材確保の成果が表れるまでに時間を要することから、継続して取り組む必要があり、引き続き十分な予算を確保すること。

(1) 被災地における福祉・介護人材確保事業（セーフティネット支援対策等事業費補助金）

- ① 介護職員初任者研修等の受講に係る奨学金等の貸与
- ② 介護福祉士養成施設等における修学に係る教材費等貸与
- ③ 新規採用職員及び中堅介護職員の就職支援金の交付
- ④ 福島県相双地域等において従事する者の就労先の確保
- ⑤ 福島県相双地域等において従事する者の住宅の確保
- ⑥ 応援職員の出向に係る経費の支援
- ⑦ 事業に関する広報・説明会の実施

(2) 福島介護再生臨時特例補助金事業（福島介護再生臨時特例補助金）

- ① 避難指示解除区域等で再開、運営している介護保険施設に対する運営費支援
- ② 避難指示解除区域等で訪問サービスを実施する事業所に対する運営費支援

50 被災者に係る国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続

【復興庁、厚生労働省】

避難指示区域等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援については、令和5年度から順次見直しが始まっている。

国においては、対象となる住民の不安や疑問に丁寧に対応するとともに、今後、見直しについて検討される帰還困難区域又は特定帰還居住区域に居住していた住民の保険料等の減免や、市町村の保険事務等の支援について、引き続き、市町村の意向をしっかりと踏まえた上で対応すること。

51 医師確保への支援

【厚生労働省】

東日本大震災及び原子力災害からの復興に伴い日々新たに増えている課題に対処していく必要があるほか、県土の多くを過疎・中山間地域が占めている当県において、県民が安心して医療を享受できるよう医療提供体制の確保を図っていく必要がある。

特に、避難地域のある相双医療圏においては、医師数が震災以前の水準まで回復しておらず、今後の住民の帰還や医療提供体制の推移等を見据え、引き続き、県内全域において医師を確保することにより、避難地域へ医師を配置していかなければならない。

また、第8次（前期）福島県医師確保計画においては、都道府県の下位1／3基準からの脱却に向け、令和8年度時点での目標医師数を4,238名（令和4年度から359名確保）としており、更なる医師確保対策に取り組んでいく必要がある。

当県が対応できる医師の確保対策には一定の限度があることから、国は以下の措置を講じること。

(1) 地域偏在解消に向けた実効性を伴う専門研修の仕組みの構築

専攻医募集定員に係る厳格なシーリングの実施や都道府県域をまたぐ医師の地域偏在・診療科偏在解消に向けた実効性のある仕組みの構築を行うこと。

(2) 医師確保対策への更なる財政支援

福島県医師確保計画に基づき実施する医師の確保・偏在対策のための具体的な施策に対し、更なる財政支援を行うこと。

(3) 医師の働き方改革への支援

大学の医局等からの医師の引き揚げ等により地域医療に大きな影響を及ぼすことがないように、勤務環境の整備や医師以外の医療従事者も含めたタスクシフトへの支援など対策を講じるとともに、必要な支援を引き続き行うこと。

52 福島県立医科大学医学部定員増の継続

【文部科学省、厚生労働省】

当県においては、原子力災害等の影響により医療提供体制がより深刻な状況であるほか、厚生労働省が令和5年4月に示した医師偏在指標では全国ワースト6位の「医師少数県」に位置付けられるなど、依然として厳しい状況が続いている。

令和5年11月9日の「第8次医療計画等に関する検討会、第13回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」において、「令和7年度については令和6年度の枠組みを暫定的に維持する。令和8年度以降の医学部臨時定員については、各都道府県・大学の医師確保の現状を踏まえた臨時定員の設置の方針も含めて、改めて検討する。」と示されているが、医学部臨時定員増が認められない場合、同大学医学部の定員は130名から85名となり、45名の減少となることから、第8次（前期）福島県医師確保計画に掲げる令和8年度時点での目標医師数4,238名（令和4年度から359名確保）の目標達成が困難になることは明らかである。

については、現在、期限付きで認められている福島県立医科大学医学部の臨時定員増の恒久化措置を図ること。

53 地域医療介護総合確保基金

【厚生労働省】

国においては、平成 26 年度から地域医療介護総合確保基金により、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を進めているが、当県は、深刻な人材不足にあるなど地域医療及び介護の提供体制が一段と脆弱化している状況にあり、これらの人材確保の対策が必須の課題となっている。

こうした当県の地域事情を十分に考慮し、医師少数県に位置付けられている当県が実施する医師の確保・偏在対策の施策に対し、十分な財源を確保するとともに、配分方針の更なる明確化や客観化により、医師確保の取組に対する重点的な配分を確実に行うこと。

また、各事業の区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとすること。

さらに、介護人材を確実に確保することができるよう、必要な財源を確保すること。

あわせて、例年、夏頃の内示時期を待って事業に着手する状況であり、事業期間の十分な確保と効果的な実施のため、また市町村から早期の内示を要望されていることから、第 1 四半期中に事業着手が可能となるよう、交付手続きの迅速化を図ること。

54 地方単独医療費助成制度による国庫負担金の減額調整措置の廃止

【厚生労働省】

地方単独事業により現物給付による医療費助成を実施した場合の国保の国庫負担金等の減額調整措置について、「こども未来戦略」において、こども医療費分は廃止されたが、重度心身障害者やひとり親家庭等に対する減額調整措置も廃止すること。

55 国民健康保険における財政支援

【厚生労働省】

国保改革に係る国費の追加財政支援(約3,400億円)について、都道府県及び市町村の国保財政運営の安定化のため、令和7年度以降も着実に実施すること。

56 国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置の拡充

【厚生労働省】

国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、その軽減額も5割とされているため、子育て支援の観点から、対象範囲及び軽減割合の拡充について更なる検討を行うこと。

57 重層的支援体制整備事業等に係る確実な財源措置

【厚生労働省】

地域共生社会の実現に向けて、市町村が実施する「重層的支援体制整備事業」及び「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」並びに県が実施する「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」については、県や市町村に新たな負担が生じないよう、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

特に「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」については、市町村の「重層的支援体制整備事業」を更に進めるために必要不可欠であるため、令和8年度以降も継続して実施すること。

58 福祉人材の更なる処遇改善

【厚生労働省】

団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降の超高齢化社会を迎えるに当たり、介護を必要とする方に持続的に介護サービスを提供するためには人材の確保・定着が不可欠であることから、人材確保に資する確実な収入の引上げにつながるよう、処遇改善加算等の効果を検証し適切に制度設計するなど、サービス種別を限定せず、介護事業所で働く全ての従事者の更なる処遇改善を図ること。

また、介護サービスの安定供給のために必要な措置を十分講じた上で、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

59 農福連携への支援

【厚生労働省】

障がい者が地域で自立した生活を実現するためには、障がい者の働く場の提供と工賃向上を図ることや一般就労を支援することが求められる。それらに大きく貢献している農福連携事業について、施設外就労コーディネーターの活動を支援する工賃向上計画支援等事業特別事業の補助率が下がり、事業の継続が困難になっていることから、従前の補助率に引き上げるとともに、必要な事業が行えるよう十分な予算額を確保すること。

60 がん対策の充実

【厚生労働省】

がんは死因の第1位であり死亡率の低下が全国的な課題である。当県においてもがん罹患数は増加傾向にあり、令和元年は15,862人の県民ががんと診断されていることから、がんの予防と患者のケアにより一層取り組んでいく必要がある。

がんの予防を推進する上では、受診率の向上、受診対象者の範囲拡大、HPVワクチンの積極的な接種勧奨の周知も含めたがんに関する知識の普及啓発、検診を実施する医療機関の体制整備やたばこ対策等の課題がある。

また、患者ががんと共生する上で治療と就労や社会参加の両立が課題である。そのためには治療に伴う外見の変化に対して患者のストレスを軽減する必要があるが、がん治療に係る費用に加え、ウィッグや人工乳房などの補整具を購入すると経済的な負担が大きくなる。

さらに、がん患者が住み慣れた生活の場で療養生活を送れるようにすることも課題であるが、20歳以上40歳未満の患者は介護保険制度の在宅支援を受けることができず、終末期の在宅療養が困難な状況にある。

については、国は以下の措置を講じること。

(1) 職域のがん検診の制度化

がん検診受診率向上のため、職域におけるがん検診の実施主体を明確にするとともに、対象者数や受診率などの実態を地方自治体が把握できる体制を整備すること。

(2) 子宮頸がん検診及び乳がん検診受診率向上への支援

「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」におけるクーポン券等配布事業の対象を拡大すること。

また、HPV検査単独法については、各自治体の取組で生じた疑義や課題に対し、専門的・技術的支援を行うとともに、運用上の課題を整理し、精度管理を始め、安全で効果的な実施体制の整備に取り組むほか、必要な財源措置を講じること。

(3) HPVワクチン接種の推進

HPVワクチンの積極的な接種勧奨を実施していくに当たって、各自治体が接種対象者に対し、接種の有効性や安全性に関する情報を提供できるよう、十分かつ迅速な情報提供を行うとともに、HPVワクチンに関する知識の普及に要する経費への財政的支援を行うこと。

また、令和6年度末で終了するキャッチアップ接種について、現在の接種状況を踏まえ、実施期間を延長するとともに、男性に対する定期接種化の方針についても速やかに結論を示すこと。

(4) 都道府県のがん予防施策への支援

がん検診の受診率低下が課題となっていることから、都道府県が地域の実情に応じたがん予防・がん検診受診促進施策を積極的に実施できるよう「都道府県健康対策推進事業」の柔軟な運用、財政的支援を拡充すること。

(5) たばこ対策の充実

受動喫煙防止対策の制度について国民へ十分な理解促進を図るとともに、制度運用に関する技術的助言に努めること。

また、喫煙者に対する禁煙推奨など幅広いたばこ対策が各都道府県において実施できるよう、国の「たばこ対策促進事業」や「受動喫煙対策促進事業」において、補助対象の拡大、補助率の拡充を図ること。

(6) アピアランスケアに対する助成制度の創設

がん患者が治療と就労や社会参加を両立できるよう、ウィッグ等の補整具購入費を助成する制度を創設すること。

(7) 20歳から40歳未満のがん患者等の療養生活に対する支援制度の創設

20歳から40歳未満のがん患者や、18歳又は19歳で小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていないがん患者について、患者や家族の経済的負担を軽減しながら地域社会で療養生活を送ることができるよう、当該世代に対する医療費助成や介護保険サービスと同等の支援制度を創設すること。

61 国における結婚・子育て幸せキャンペーンの実施及び結婚支援への財政支援

【こども家庭庁】

(1) 国における「結婚・子育て幸せキャンペーン」の実施

国民の価値観が多様化する中、それぞれの考えを尊重しながら、若者が結婚や子育てに積極的に向き合えるよう、その幸福感を発信するとともに、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運醸成に積極的に取り組むこと。

(2) 結婚支援への財政支援

自治体を実施する結婚支援等に活用している地域少子化対策重点推進交付金については、長期的かつ安定的に十分な予算を確保するとともに、対象事業に係る交付要件の緩和等、柔軟な制度運用を図ること。

62 保育士の配置基準の見直し及び処遇改善に向けた財政支援

【こども家庭庁】

令和5年12月の「こども未来戦略」の策定を受け、令和6年4月から3歳児の保育士配置基準が20対1から15対1へ、4歳・5歳児の基準を30対1から25対1へ、令和7年度以降に1歳児の基準が6対1から5対1へ改善されることになったが、確実に実施するとともに、配置に必要な公定価格上の加算を措置すること。

また、待機児童解消の取組を強化するため、「新子育て安心プラン」により保育の受皿を整備しているが、施設整備に伴い必要となる保育士の確保については、令和4年10月以降、処遇改善等加算Ⅲが追加されたものの、今後、保育士の配置基準の見直しにより、これまで以上に人材不足が懸念されることから、公定価格の底上げを図るなど保育士の給与改善を更に進めるよう、国が責任をもって対処すること。

あわせて、保育所等における処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、現在、国で検討されている処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化や保育士の勤務状況等を一元管理するデータベースづくりなどに取り組み、保育現場及び地方自治体の事務負担の軽減を図ること。

63 就学前教育・保育施設の整備に関する制度の一元化と財源確保

【こども家庭庁】

認定こども園の施設整備においては、同じ施設でありながら補助基準が異なっており、県及び市町村の事務執行に支障をきたしていることから、教育部分の補助率を保育部分と同一にするとともに、実際に県及び市町村の事務負担軽減につながるよう、こども家庭庁の主導により、制度を一元化すること。

また、安心してこどもを育むことができるよう、地方の施設整備の状況を踏まえて、十分な予算を確保すること。

64 放課後児童クラブの整備・運営と職員の処遇改善等に向けた財政支援

【こども家庭庁】

放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備や人員確保など、放課後児童クラブの安定的な運営に向けた財政支援の充実・強化を図ること。

また、放課後児童支援員等の更なる処遇改善に向け、運営費補助単価の拡充及び補助率の引き上げを行うこと。

65 0歳児から2歳児の保育料の無償化及び放課後児童クラブの利用料の無償化

【こども家庭庁】

子育て世帯の経済的負担を軽減し、切れ目なく子育て家庭を支援するため、保育料の無償化の対象を0歳児から2歳児まで拡大し、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。

66 避難地域等における幼児期の教育・保育環境の充実 【こども家庭庁、復興庁】

原子力災害による避難地域における教育・保育施設については、今後更に帰還が進むよう魅力ある教育・保育の環境を整備することが求められていることから、引き続き、整備に必要な予算を十分確保すること。

また、子育て世代の帰還を促すため、市町村が特色ある施設整備ができるよう効果促進事業の枠組みを引き続き継続すること。

67 こども誰でも通園制度（仮称）の円滑な導入に向けた制度設計と財政支援

【こども家庭庁】

こども誰でも通園制度（仮称）の導入に当たっては、関係者の意見を丁寧に聞き、地域の実情に応じて、導入時期や保育時間など、柔軟に対応できる制度設計とするとともに、不安解消に向けて積極的に説明を行うこと。

また、市町村や施設が制度を円滑に導入できるよう財政支援制度を創設すること。

68 母子の健康支援

【環境省】

東日本大震災当時、中高生であった県民等が妊娠・出産・子育てを行う世代となっており、生まれてくるこどもへの放射線の健康影響等の不安に対応するため、母子の健康支援を継続して実施できるよう、予算を確保すること。

69 子どもの心のケア事業の充実

【こども家庭庁、復興庁】

東日本大震災や原子力災害の影響により、当県の多くのこどもたちが県内外に避難し、心身の健康・生活面の負担を強いられてきた。

災害から13年経過し、当時こどもであった世代が、こどもを生み育てる世代となっており、不安を抱える親もいる。親とこどもの心は密接な関係にあるため、不安を抱える親を支え、こどもが健やかに成長できるよう手厚く支援することが必要である。

特に、当県の避難地域12市町村では、避難指示解除による帰還や転居などにより、復興のための新たなコミュニティがつくられているが、生活環境の変化等によるストレスを抱え、支援が必要なこどもや子育て家庭がある。

こうした状況に対応し、健やかなこどもの成長を支える地域づくりを推進するため、「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、不安を抱えるこどもの心の中長期的に見守りながら、乳幼児期から思春期まで、こどもや家庭を包括的に支援する事業を実施している。

親子に対する手厚い相談体制の維持・充実や、こどもの心身の健康に係る支援を継続できるよう、予算を安定的に確保すること。

70 次世代育成支援対策施設整備交付金の十分な財源確保

【こども家庭庁】

次世代育成支援対策施設整備交付金については、社会的養育が必要なこどもの支援・充実を図るため、児童福祉施設や障がい児施設等の整備に支障が生じないように、十分な予算を確保すること。

また、妊産婦やこども、子育て家庭に対する支援を一層充実させるため、こども家庭センターの整備に支障が生じないように、十分な予算を確保すること。

71 ひとり親家庭への支援策の充実

【こども家庭庁】

(1) 生活基盤の強化

物価高騰など社会経済の影響を受けやすいひとり親家庭に対し、児童扶養手当の更なる増額や給付型の住宅支援など、生活基盤を確保するための支援を強化すること。

(2) ひとり親家庭の医療費助成制度の創設

経済的に不安定な状態にあるひとり親家庭が、安心して医療機関を受診することができるよう、国においてひとり親家庭の医療費助成制度を創設すること。

(3) 児童扶養手当の一部支給停止の廃止

支給開始から5年等満了後に手当額の1/2を支給停止とする「一部支給停止」の取扱いは、支給対象者の困窮化を招くことはもとより、支給停止及び支給停止の除外に係る事務が煩雑であり、受給資格者及び支給機関の双方の負担が大きいことから、廃止すること。

72 すべてのこどもを対象とした医療費助成制度の創設

【こども家庭庁】

安心してこどもを生き育てやすい環境づくりを進めるとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国においてすべてのこどもを対象にした医療費助成制度を創設すること。

73 水道の広域連携に係る支援の拡充

【国土交通省】

水道事業の基盤強化に向けた水道事業者等の広域連携を促進するため、広域連携の中核となる水道事業者等が防災・安全交付金を活用できるよう資本単価に係る採択要件を緩和すること。

また、事業統合や経営の一体化に限らず、維持管理や職員育成の共同化、業務委託の一括発注など、地域の実態にあった広域連携に対する補助制度を創設すること。

さらに、圏域別検討会や広域化の詳細なシミュレーションなど、水道広域化推進プランに基づいて都道府県が行う取組について財政的支援を行うこと。

74 水道施設整備に係る財源の確保

【国土交通省】

水道施設整備に当たっては、更新及び耐震化等を計画的に進めるため、人口減少に伴う水需要の伸び悩みによる利用料金の減収など厳しい財政状況にある市町村等の状況を踏まえ、必要額を確実に措置すること。

75 公衆衛生獣医師確保のための補助制度の創設

【厚生労働省、環境省】

公衆衛生獣医師の業務は、食品・食肉の安全確保、狂犬病等の動物由来感染症のまん延防止、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発など多岐にわたっており、県民生活の安全・安心の確保や質の向上を図るため、公衆衛生獣医師の果たす役割や責任は非常に大きなものになっている。

そのため、公衆衛生業務を担う獣医師の安定的な確保は不可欠であるが、当県においては、東日本大震災以降、24名の獣医師が中途退職しているほか、今後数年間に相当数の獣医師が定年退職を迎えることから、獣医師不足の状況が改善されなければ、公衆衛生の維持・向上に影響が生じることが懸念される。

このような状況の中、農林水産省では「獣医師養成確保修学資金給付事業」を実施し、産業動物獣医師や家畜防疫員等の農林水産分野の公務員獣医師の確保対策を推進している。

公務員獣医師の確保が困難な状況にあるのは、公衆衛生分野でも同様であることから、公衆衛生獣医師の確保対策として、獣医学生に対し同様に修学資金を補助する制度を創設すること。

76 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

【復興庁、中小企業庁】

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金や商工会館等災害復旧支援事業）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の解除に伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれることから、第2期復興・創生期間以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

77 被災中小企業の復旧・復興に向けた金融支援

【復興庁、中小企業庁】

(1) 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金の予算確保

原子力災害で被害を受けた中小企業等が事業を継続・再開するため、中小企業等グループ施設等復旧整備に係る補助金の自己負担部分に利用できる当貸付金についても、補助金と連動した予算措置を行うこと。

(2) 東日本大震災復興緊急保証の継続

東日本大震災による著しい被害によって経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、東日本大震災復興緊急保証を第2期復興・創生期間以降も継続して実施すること。

(3) 特定地域中小企業特別資金の継続

原子力災害により移転を余儀なくされた中小企業等が事業を継続・再開するため、特定地域中小企業特別資金の貸付を第2期復興・創生期間以降も継続すること。

78 放射線量測定指導・助言事業の継続

【復興庁、経済産業省】

福島県内企業に対する風評被害は未だ収まっておらず、現在も企業から、工業製品の放射線量測定、指導及び助言の需要が依然としてあることから、国において実施している工業製品の放射線量の測定指導・助言事業について、関係機関等の意見を踏まえながら第2期復興・創生期間以降も継続していくとともに十分な予算確保を行うこと。

79 知的財産戦略の推進

【特許庁】

知財の創造、保護及び活用によりイノベーションを力強く創出し、知財が新たな知財を生む好循環「知的創造サイクル」を確立するため、知的財産に関する相談窓口の設置や専門家の配置、普及啓発セミナーの開催などの取組を行うこと。

また、浜通り地域等における特許料及び国際出願に係る手数料等の特例措置を継続するとともに、原子力災害からの復興・再生を実現する創造的復興の中核拠点となる福島国際研究教育機構との連携による産業集積に向けた取組を推進すること。

80 産業人材育成への支援

【厚生労働省】

(1) 「技能者育成資金融資制度」の更なる改善

当県産業人材を幅広く育成・確保するため、公共職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）の訓練生を対象に、大学等の学生と同等の給付型奨学金制度を創設すること。

また、「技能者育成資金融資制度」の更なる金利の引き下げや融資金額の増額、手続きの簡素化など改善を講じること。

(2) 技能検定受験手数料の若年減免制度の復活

若年技能者の減免対象範囲が大幅に縮小されたことにより、受検者数も大幅に減少する恐れがあり、そのことが、当県の産業の基盤である若年技能者の育成に影響を及ぼす恐れがあるため、補助対象を縮小することなく、技能の振興の継承に対する施策の充実を図ること。

(3) 離職者等再就職訓練の訓練実施経費単価の上乗せ

物価や人件費の高騰により、現在国が示している訓練実施経費単価と必要経費との乖離が見られ、訓練実施施設の運営に支障が生じている。この状況が続いた場合、訓練を受託する事業所が減少し、求職者への職業訓練の機会を提供できなくなる恐れがあるため、現行の訓練実施経費単価を物価・賃金水準に合わせて引き上げること。

(4) 職業能力開発施設における訓練施設・設備への財政支援

職業能力開発施設において、施設や機器が著しく劣化しており、訓練施設としての機能はもとより、安全性、ジェンダーに配慮した整備が迫られている中、計画的な整備に向けて、職業能力開発校設備整備等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費）の補助率を引き上げるなど予算措置を行うこと。

81 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) ALPS処理水の処分に係る風評対策

ALPS処理水の処分について、観光事業者の不安を払拭するため、観光業への風評を把握する調査の更なる充実、当県の正確な情報や観光の魅力などを発信する取組等を継続して実施すること。

(2) 浜通り観光再生への支援

浜通り地域においては、観光客入込数が震災前の水準まで回復していないほか、観光地としてのコンテンツや観光に携わる事業者も十分ではない現状があることから、ホープツーリズムの拡充やブルー・ツーリズムの推進等の誘客促進の取組を通じて、観光基盤を育む必要があるため、引き続き、十分な予算を確保すること。

(3) 風評払拭による観光誘客促進への支援

当県への観光に不安を抱く国内外の方々に対して行う、これまでの風評払拭の取組に加えて、ALPS処理水による新たな風評への懸念を踏まえた当県が行うコンテンツ造成や観光キャンペーンなどの情報発信、福島ならではの観光誘客の取組等に必要な予算を確保すること。

(4) 教育旅行回復への支援

震災前の水準まで回復していない教育旅行について、モニターツアーや情報発信等の誘致促進の取組に必要な予算を確保すること。

(5) インバウンド回復への支援

震災後、全国の水準に達していないインバウンド需要について、海外での福島に対する風評払拭に向けた取組に必要な予算を確保すること。

(6) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種大規模イベントについて、当県の現状を知っていただく絶好の機会となることから、当県で開催できるよう誘致等に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

82 浜通り地域等への交流人口・消費の拡大

【復興庁、経済産業省】

デジタル技術の活用も視野に入れた地域が連携したプロモーションや電子決済ポイント還元事業の展開、誘客コンテンツ開発・広域マーケティング支援により、浜通り地域等への交流人口の流れを促進させ、消費拡大につなげるための取組に対する予算を確保するとともに、自治体等の意見を踏まえながら、交流人口拡大に向けた取組を推進するためのアクションプランを着実に進めること。

83 福島空港の国際定期路線就航に向けた支援

【外務省、観光庁】

福島空港の国際定期路線は、震災前まで中国（上海）、韓国（ソウル）に運航していたが、原発事故に伴う風評により10年以上運休している。

当県は、他県に比べ外国人観光客の伸びが鈍く、今後、本格復興の歩みを加速させ、経済効果を全県に波及させていくうえで、国際定期路線の誘致が必要である。

そのためにも、福島空港国際定期路線の就航に向け、今後運航が見込まれる国、地域に対して、国が全面に立って働き掛けを行うほか、税関、入国審査、検疫といった受入体制を維持・拡充すること。

また、福島空港国際定期路線の就航に関する県の取組を支援すること。

84 福島空港の防災拠点等への位置づけ

【内閣府、総務省、国土交通省】

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、万が一、首都直下地震などの大規模かつ広域的な災害が起こった場合に備え、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として国の防災計画等へ位置づけるとともに、防災拠点としての施設等整備を行うこと。

85 地方空港路線の維持・拡大のための国内航空会社等に対する財政支援

【内閣府、国土交通省】

地方空港の航空需要については国内線・国際線ともに回復途上にあるが、長期化したコロナ禍に加え物価高騰や人材不足など、航空会社等を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

福島空港は、県民の活動を支える極めて重要な交通インフラであり、東日本大震災後、国際線定期路線の運休が続く中で、大阪（伊丹）線と札幌（新千歳）線の路線を維持することは、震災と原発事故からの本格復興に向かう当県にとって、企業・経済活動及び地域間交流の促進に当たって最も重要な課題のひとつとなっている。

県では、これまでも路線の維持・拡充対策として国内航空会社や空港運営を担う事業者への支援を講じているが、経営状況に関してはいまだに回復の途上にあることから、今後も国内航空会社等に対する継続的な支援が必要である。

このため、国は、厳しい経営環境の続く国内航空会社、空港運営を担う事業者の経営改善及び県に対する財政支援として、空港使用料・航空機燃料税の減免や地方空港路線の維持・拡充を図るための航空会社に対する運航費の補助、グランドハンドリングなどの空港運営を担う事業者への支援、固定経費の中で大きな負担となっている空港ビル等の賃借料の補助を行うなど必要な措置を講じること。

86 食料安全保障の強化に向けた支援

【農林水産省】

(1) 農林水産業における物価高騰対策の充実・強化

風評の影響により、当県産農林水産物の価格は依然として全国平均より低く、農業産出額の回復が遅れている状況である中、燃料や原材料、肥料・資料等の生産資材価格の高止まりにより、当県の農林漁業者の収益が悪化している。そのため、価格の高止まりの影響を受ける農林漁業者に対する強力な支援を継続するとともに、肥料・飼料等について当面の安定的な調達・供給に向けた取組を充実・強化すること。

また、生産・流通コスト等を踏まえた再生産に配慮した適正な価格形成・取引を推進するための仕組みを早期に構築するとともに、農林漁業者等が生産費の増加を生産物の価格に反映できるよう、消費者等の理解の醸成を図ること。

(2) 国内生産の増大と利用の拡大

震災と原発事故の影響により、当県の麦、大豆、飼料作物等の生産面積が震災前まで回復していない状況であることから、食料自給率の着実な向上や食料の安定供給に向けて、輸入に大きく依存する麦、大豆、飼料作物等の水田等を有効活用した生産拡大の取組や、園芸・畜産を含めた生産基盤整備への支援を一層推進すること。また、国民の農林水産業、国産農林水産物に対する理解促進など消費拡大を図っていくこと。

(3) 農林水産業の持続的な発展に向けた支援の強化

避難指示や風評等により、当県の農林漁業者数は著しく減少していることから、担い手の確保・育成のため、多様な人材を農山漁村に呼び込むとともに、農林水産業を職業として選択し、将来にわたり安定的な経営を展開することができるよう、就業希望者や新規就業者が活用できるきめ細かい支援策を展開すること。

また、スマート技術等を活用した営農の推進や水田の大区画化・汎用化を図るほ場整備の推進等による生産性の向上に向けた取組、気候変動に適応し、将来にわたって持続可能な農林水産業の実現に向けた取組等への支援を強化すること。

87 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化へ向けた支援の継続

【復興庁、外務省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省】

(1) 福島県産農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力強化へ向けた支援の継続

根強く残る風評を払拭し、産地の競争力を回復するため、引き続き生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査（流通実態調査）の結果や情勢の変化に応じた「福島ならでは」のブランド力の強化に向け必要となる予算を第2期復興・創生期間以降も確保すること。

(2) 国による農林水産物の風評対策の強化

国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

(3) 輸入規制撤廃に向けた働き掛けの強化と関連予算の確保

諸外国への輸入規制撤廃に向けた更なる働き掛けや、食の安全確保に関する正確な情報の発信、放射線に関する国民の理解の増進等、国を挙げて風評払拭及び風化防止対策に取り組むこと。

88 特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域（特定帰還居住区域含む）における農林業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、林野庁、環境省】

(1) 特定帰還居住区域における営農再開に向けた支援

特定帰還居住区域における営農については、市町村が抱える課題が複雑化・多様化していることから、復興の進捗や現場の実情に応じたきめ細かな支援をすること。

また、帰還者の居住地から離れた農地についても営農意向がある場合は一体的に区域に含めるなど、柔軟な対応をすること。

(2) 帰還住民の農地・森林等の捉え方

農地や森林等は農業や林業等の生業の場以外にも住民の生活に密接に関わっていることから、日常生活の範囲として面的に幅広くとらえるなど住民の帰還意欲を高め、市町村の復興に資するよう帰還後も安心して安全に生活できる生活圏の考え方を提示すること。

(3) 帰還困難区域における農林業の再生

特定帰還居住区域に含むことが困難な帰還困難区域に位置する農地については、引き続き、地元の意向を丁寧に把握しながら農業の再生に向けた考え方を示すこと。

また、帰還困難区域の大半が森林であることから、「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」の奥山等の林業の再生に向けた取組に、帰還困難区域も含めた取組を加えること。

89 6次産業化推進に向けた予算の確保

【農林水産省】

農林水産業の復興を果たし、農林漁業者等の所得の向上と雇用の確保を図るためには、農林水産資源を基盤とした6次産業化を力強く推進することが重要である。

このため、6次産業化に関わる新たな担い手の育成、売れる商品づくりのサポート、農林漁業者と他の業種との多様な連携の構築、施設や機械の整備等を一体的に支援する仕組み作りが必要であることから、これらの取組を総合的に支援できる予算を確保すること。

90 避難地域の営農再開に向けた支援

【復興庁、農林水産省】

避難地域の営農再開を滞りなく進めるには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であることから、営農再開関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業、被災地域農業復興総合支援事業（福島再生加速化交付金）及び福島県高付加価値産地展開支援事業）について、第2期復興・創生期間以降も継続して、十分な財源を確保すること。

特に、福島県営農再開支援事業については、基金の不足が確実な状況であることから、令和7年度に必要額(18.4億円)を積増しすること。

また、「市町村の枠を超えた広域的な高負荷価値産地構想」を実現し、営農再開を加速するため、福島県高付加価値産地展開支援事業の実施に当たっては、引き続き、避難地域で農業法人の参入や生産力強化に必要な財源を確保し、県・市町村・関係機関と一体となって産地形成を支援すること。

91 農林水産分野の先端技術展開事業及び福島国際研究教育機構関連事業の予算確保

【復興庁、農林水産省】

避難地域等の農林水産業の本格的な復興・再開を進めていくためにも、福島イノベーション・コースト構想関連事業及び福島国際研究教育機構関連事業による技術の開発、実証の継続及び社会実装に必要な財源を確保すること。

92 放射性物質除去・低減技術の開発に対する支援の継続

【復興庁、農林水産省】

科学的裏付けに基づく安全な農林水産物の生産を継続するため、第2期復興・創生期間以降も放射性物質除去・低減技術の開発に対する支援を継続するとともに、中長期的に予算を確保すること。

【必要な取組】

- ・ 特定復興再生拠点区域等内の農地における放射性物質の挙動把握、安全な農産物を生産するためのカリ含量を適正水準に維持する技術の確立等
- ・ 汚染されたコナラ林をきのこ原木用として利用するための吸収抑制技術の確立
- ・ 廃炉作業及びALPS処理水の放出が長期にわたり続く中、水産物への影響を確認し、安全性を科学的に証明するための放射性物質濃度の継続的な調査及び推移予測技術の確立等

93 地域計画の見直し及び計画の実現等に向けた支援に係る予算確保及び制度改善

【復興庁、農林水産省】

地域計画の策定後においても、実効性のある地域計画の見直しが適切に行われるよう、地域計画策定推進緊急対策事業の後継事業を創設し、地域計画の見直しに必要な市町村・農業委員会の人件費や事務費に対する支援を継続するとともに、農業委員会交付金とも併せ、十分な予算を確保すること。

加えて、地域計画の見直しに係るアンケート調査等に活用できる農地利用最適化交付金については、事業実施年度における農業委員会の人件費及び事務費の所要額が配分額に反映される仕組みとするなど制度を改善するとともに、十分な予算を確保すること。

地域計画の実現のため、多様な担い手の育成に必要な農業機械等の整備を幅広く支援できるよう、十分な予算を確保すること。

帰還困難区域などを有する避難地域12市町村においては、住民の帰還状況等により令和6年度末までの地域計画策定が困難な地域もあることから、令和7年度以降も策定支援を継続すること。

94 農業経営・就農支援体制整備推進事業の拡充及び予算確保
【農林水産省】

(1) 農業経営・就農支援センターの活動支援

農業経営・就農支援センターの活動経費に加え、事務所の運営に要する経費を補助対象に拡充するとともに、十分な予算を確保すること。

(2) 県の新規就農者受入体制整備への支援

県域と地域、JA等の農業関連団体が就農希望者や就農者へ効率的な支援を実施するため、県が専属の職員をサテライト窓口配置するなどの支援体制の強化についても補助対象とし、十分な予算を確保すること

95 新規就農者育成総合対策の適切な配分及び予算確保
【農林水産省】

(1) 令和7年度以降の新規就農者育成総合対策

新規就農希望者が、機会を逸することなく就農できるよう、就農準備資金及び経営開始資金を十分に確保するとともに、相談体制や研修農場の整備などを支援するサポート体制構築事業についても必要な予算を十分に確保すること。なお、資金についても早期に全額を配分すること。

加えて、経営発展支援事業については、引き続き地方財政措置を確実に講じること。

(2) 令和6年度経営開始資金及び就農準備資金

令和6年度経営開始資金及び就農準備資金の当県要望に対し、4月に、要望の半分が配分されたが、残額についても早期に全額配分すること。

96 農地中間管理関連事業の予算確保

【復興庁、農林水産省】

- ・ 農地中間管理機構事業の十分な予算を確保すること。
- ・ 機構集積協力金交付事業の継続と十分な予算を確保すること。
- ・ 原子力災害被災 12 市町村農地集積・集約化対策事業については、第 2 期復興・創生期間以降も継続し、十分な予算を確保すること。

97 鳥獣被害対策を強化するための予算確保等

【復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 鳥獣による放射性物質の拡散防止

高いレベルの放射性物質が検出されているイノシシやニホンジカが急速に生息域を拡大しており、捕獲の強化や集落ぐるみの対策を継続して支援する必要があるため、財源を確保し中長期的に拡散防止を支援すること。

(2) 鳥獣被害対策関連事業の予算拡充と早期交付

市町村から要望の多い鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和 6 年度の要望に対応できる予算を確保するとともに、令和 7 年度以降も財源を確保し中長期的に支援すること。

(3) 専門的知識を有する人材の確保と育成

地域のニーズに合わせて、①人材の掘り起こし（学生等を対象とした現地体験交流等の実施）、②採用前一定期間の事前研修、③市町村とのマッチング、④高度な専門的人材の確保・育成に係る経費補助に県が事業実施主体となって一体的に取り組めるよう鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業）のメニューを拡充すること。

98 農業経営の復旧・復興のための金融支援

【復興庁、農林水産省】

(1) 特例措置の継続

財特法特例、最長 18 年間の無利子化措置や無担保・無保証人での融資措置について継続すること。

(2) 特例措置の対象者の拡大

避難地域 12 市町村においては、農業を再生させることが重要であることから、地域外から参入する農業者についても支援対象者とする。

(3) 震災復興特別交付税の継続

当県独自の農業制度資金に係る融資機関への利子補給及び農業信用基金協会への補助等の費用について、農業者の償還が終了するまで震災復興特別交付税を充当すること。

99 米の計画的な生産に向けた支援

【農林水産省】

生産者や農業者団体等が安心して需給調整に取り組むために、水田活用の直接支払交付金の予算を十分に確保すること。

100 産地生産基盤パワーアップ事業の予算確保

【農林水産省】

当県農業の力強い発展のためには、産地において基幹的な機能を担う集出荷施設や乾燥調製施設の機能向上、大規模な園芸用栽培施設の整備、省力化のための農業機械等の導入など本事業の活用が不可欠であることから、全ての要望地区で事業が実施できるよう、十分な予算を確保すること。

101 果樹の国産花粉の確保対策

【農林水産省】

日本なし、りんごの受粉に適する品種の苗の増産への支援や、国産花粉の国内流通の促進、国産花粉の製造・販売を行う事業者の育成などにより、花粉の安定確保対策を講じること。

せん定枝から花粉を効率的に採取するための技術を確立すること。

102 ふくしまの畜産復興対策

【復興庁、農林水産省】

当県の畜産生産基盤の回復に必要な、以下の対策について第2期復興・創生期間以降も予算を確保すること。

(1) 酪農の復興対策

- ① 中核酪農家を対象とした初妊牛導入による増頭支援
原子力災害により失った生乳生産基盤を回復させるため、計画的な規模拡大に取り組む中核酪農家に対する初妊牛導入による増頭支援を継続すること。
- ② 乳用牛改良の再構築支援
原子力災害により途絶えた乳用牛の改良の再構築に向け、高能力乳用牛への転換支援を継続すること。

(2) 肉用牛の復興対策

- ① 肉用牛肥育農家を対象とした優良肥育素牛導入支援
県産和牛の価格回復及び安定供給を図るため、県内産優良肥育素牛の導入支援を継続すること。
- ② 肉用牛繁殖農家を対象とした繁殖雌牛増頭事業
原子力災害により失った肉用牛生産基盤の回復を図るため、休止している肉用牛繁殖雌牛増頭支援の早期再開について検討すること。

103 肉用牛肥育経営安定交付金制度の運用改善

【農林水産省】

肉用牛肥育経営安定交付金制度については、従来の都道府県毎の算定方式を認めるなど、地域の実態に合わせた制度運用とすること。

104 飼料価格高騰等の影響を受けている畜産農家への支援

【農林水産省】

(1) 配合飼料価格安定制度の見直し

輸入原料価格が高止まりしており、生産者及び飼料メーカーによる通常補填への積立額を増額してもなお、通常補填に要する財源は不足している。生産者の将来への不安を払しょくし、安定的にセーフティネットの機能を発揮させられるよう異常補填の発動水準を引き下げるなど、制度のあり方について検証・見直しを行うこと。

(2) 配合飼料価格の高止まりに対応した緊急対策の実施

配合飼料価格は依然として高い水準で推移していることから、配合飼料価格安定制度による補填が十分でない場合には、緊急対策を実施し、生産者の実負担の軽減を図ること。

(3) 酪農家を対象とした経営安定対策の実施

酪農家が将来にわたり経営を継続できるよう、飼料価格の高止まりにより酪農家を取り巻く状況が厳しい間、飼料費等のコスト低減に資する乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業を継続すること。

また、生乳の需要拡大を図り、酪農家の所得確保に努めること。

105 豚熱や高病原性鳥インフルエンザ対策の見直し・強化 【農林水産省】

(1) 豚熱発生時の殺処分対象範囲の見直し

ワクチン接種農場における豚熱発生時は、部分的殺処分による防疫措置実施の可能性について、豚熱のまん延リスクにかかる科学的検討を進めること。

(2) アフリカ豚熱の水際対策等の充実

旅客や郵便等による海外からのアフリカ豚熱ウイルス侵入防止のため、福島空港をはじめとした地方の空海港にも検疫探知犬を配備するなど、水際検疫のより一層の強化を行うとともに、アフリカ豚熱ワクチンの早期開発・実用化を進めること。

(3) 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化

発生農場の疫学調査結果を踏まえた予防対策や効率的な防疫措置など、発生都道府県で得られた知見等を集約し、各都道府県が速やかに情報共有することができる仕組みを構築するとともに、自衛防疫の取り組みを支援するための十分な予算を確保すること。

106 栽培漁業の再構築に向けた支援

【復興庁、水産庁】

(1) 種苗放流支援事業の継続

種苗生産体制の再構築及び漁業者等の負担による栽培漁業（アワビ・ヒラメ）の体制が整うまでの間、引き続き、種苗放流に取り組めるよう「被災海域における種苗放流支援事業」による支援を第2期復興・創生期間以降も継続すること。

さらには、長期に及ぶ廃炉作業の中、栽培漁業をしっかりと維持していくため、中長期的な支援の仕組みを構築すること。

(2) サケ資源減少に対応する増殖事業等への支援

① ふ化放流事業の継続

ふ化放流事業の実施に必要な卵数を確保するため、広域での融通制度の構築や、回帰尾数が回復するまでの間、ふ化放流事業に取り組む団体等の更なる支援の強化を国主導で行うこと。

② 回帰尾数の回復

関係道県の連携のもと、海洋環境の変化に適応したふ化放流技術の開発や稚魚の初期減耗要因の究明等、調査研究を充実・強化するとともに、サケ増殖事業の将来指針の提示を、国主導により図ること。

107 水産業復旧・再開関連事業の継続

【復興庁、水産庁】

水産業の再生のために必要な以下の事業について第2期復興・創生期間以降も予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

- ・ 漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業）
- ・ 漁場復旧対策支援事業
- ・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業
- ・ 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業
- ・ 水産関係資金無利子化事業
- ・ 漁業者等緊急保証対策事業

108 農業・農村再生に必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

避難地域 12 市町村におけるほ場整備や農業水利施設の新たな管理体制の構築、ため池の放射性物質対策など、当県の農業・農村再生に不可欠な復興事業について、第 2 期復興・創生期間以降も事業が完了するまでに必要となる予算を確保すること。

- ・ 営農再開の加速化や維持管理の省力化につなげるほ場整備の推進
- ・ 農業水利施設の永続的な管理につなげる営農再開支援水利施設等保全事業の継続
- ・ 安全・安心な営農再開につなげる、ため池等放射性物質対策の促進

109 農業・農村再生に必要な人員の確保

【復興庁、農林水産省】

農業・農村の早期の復興・再生を着実に進めていくため、県が市町村と一体となって実施している農地等の基盤整備の更なる推進が急務となっていることから、引き続き、全国知事会などと連携を図り、人員確保に対する支援を継続すること。

110 農業農村整備に係る予算の確保

【農林水産省】

担い手への農地集積や園芸産地の育成・拡大等による高収益作物の高品質化、生産拡大等の農業生産性の向上と農村地域の安全・安心の確保のために不可欠な農業農村整備事業に係る予算を十分に確保するとともに、地方財政措置の更なる拡充を行うこと。

111 営農再開支援水利施設等保全事業制度の継続

【復興庁、農林水産省】

- ・ 営農再開に向けて水利施設の保全管理に大きな役割を果たしている営農再開支援水利施設等保全事業について、第2期復興・創生期間以降も復旧復興事業や営農再開の進展により地域農業の復興再生が図られるまで事業継続するとともに、必要となる予算を確保すること。
- ・ 避難指示・解除区域における農業水利施設の新たな管理体制の構築に向けて、管理の省力化や維持管理軽減化の取組を支援すること。

112 日本型直接支払交付金に係る予算の確保

【農林水産省】

- ・ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けて、活動組織が多面的機能支払や中山間地域等直接支払を活用し、農業生産活動や農地の保全管理等の取組を継続できるよう、地元の要望に沿った予算を確保するとともに、更なる事務の簡素化を図ること。
- ・ 県・市町村が効果的に取組を推進できるよう、推進交付金の予算を十分に確保すること。

113 地籍調査事業に係る予算の確保

【国土交通省】

地籍調査については、頻発する豪雨災害等への備えとともに、公共事業の計画的な実施に必要不可欠であるため、土地の境界確認に必要な人証や物証が失われる前の早期実施に向けて、必要な予算を十分に確保すること。

また、地方公共団体の地方負担額について、円滑な財源確保ができるよう、地方債制度の創設など地方財政措置の更なる拡充を行うこと。

114 森林・林業再生に向けた取組に必要な事業制度と予算の確保 【内閣府、復興庁、林野庁、環境省】

(1) 帰還困難区域等も含めた「総合的な取組」の促進

「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に帰還困難区域等を含め、県民の安全・安心の確保や森林・林業の再生に向けて、市町村の要望に沿った対策が着実に進められるよう取り組むこと。

(2) 森林環境モニタリングの予算確保

森林における放射性物質対策を推進するため、放射性物質の影響や経時的変化について、調査・実証を行う「森林環境モニタリング調査事業」について、第2期復興・創生期間以降も予算を確保すること。

(3) ふくしま森林再生事業等に係る予算の確保

間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う「ふくしま森林再生事業」及び「森林環境保全直接支援事業（災害に強い森林づくり）」は、原子力災害の影響を受けた当県の森林・林業を再生するうえで必要不可欠の事業であることから、第2期復興・創生期間以降も含めた当該事業の実施に必要な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

(4) 里山再生事業の着実な実施

里山再生事業について、関係市町村の意向を踏まえた、第2期復興・創生期間以降も実効性のある対策を実施するとともに、今後の要望を踏まえた中長期的な予算を確保すること。

115 広葉樹林再生の取組に必要な予算の確保

【復興庁、林野庁】

次世代のきのこ原木林となる広葉樹林を再生させるため、第2期復興・創生期間以降も継続的にほだ木等原木林再生のための実証に係る予算を確保すること。

116 路網整備に係る予算の確保

【復興庁、林野庁】

森林・林業の再生に向け、森林整備の効率化や輸送能力の強化に不可欠な林業専用道を整備するため、第2期復興・創生期間以降も継続して十分な予算を確保するとともに、県や市町村負担分の震災復興特別交付税置の継続すること。

117 バーク処理に向けた支援

【復興庁、林野庁、環境省】

(1) 放射性物質の影響を受けたバークの処理や利用再開に向けた支援の継続

木材加工業者へのバークの処理経費の一時貸付に関する支援について、第2期復興・創生期間以降も継続すること。

(2) 賠償対象とならないバークの処理に関する支援

震災以降の新規事業もしくは事業規模拡大によって生じるバークの産業廃棄物処理経費等については、東京電力は賠償対象外としており、当県の林業振興の支障となっていることから、東京電力に対して、当該バークの処理が木材加工業者等の負担とならない仕組みを早急に構築するよう強く働きかけること。

また、賠償対象とならないバークの処理経費については、東京電力が対応するまでの間、木材加工業者等のバークの産業廃棄物処理経費等を支援する新たな事業を創設すること。

118 きのこ原木の安定供給に向けた調査への支援

【復興庁、林野庁】

安全なきのこ原木の供給量回復のため、県内の広葉樹林において、各地域の汚染状況を調査し、きのこ原木が生産可能な林分の分布や供給可能量を推定する調査を第2期復興・創生期間以降も継続して支援すること。

119 きのこ原木の安定確保及び栽培きのこにおける生産資材の継続支援

【復興庁、林野庁】

栽培きのこの生産については、未だ震災前の状況に回復していないことから、原木やおが粉などの生産資材の調達に係る補助事業について、今後見込まれる原木露地栽培の再開も見据え、第2期復興・創生期間以降も継続して予算を確保すること。

120 野生きのこ等の出荷制限の解除

【厚生労働省、林野庁】

- ・ 令和3年3月8日の自由民主党東日本大震災復興加速化本部による「食品等の出荷制限の合理的なあり方に関する提言」において非破壊検査の早期実用化が盛り込まれ、同月末、マツタケについて非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合に出荷ができるよう制度改正されたが、主要な野生きのこ・山菜についても同様に簡易な検査を行って出荷できるよう、技術的な検証を進めること。
- ・ 非破壊検査機器による検査体制、出荷管理体制を構築するため、機器の整備を進めるとともに検査体制の維持に係る補助事業を継続すること。
- ・ 食品用非破壊検査機器によるスクリーニングレベルを下回っている検査結果を出荷制限解除に向けたデータとして活用できるよう検討すること。

121 海岸防災林造成事業に係る予算の確保と維持管理への支援

【復興庁、林野庁】

(1) 海岸防災林の整備

最終年度となる令和7年度予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続をすること。

(2) 防災林機能の発現・強化

成林するまでに要する保育管理や生育基盤盛土の機能発現対策のための十分な予算を確保すること。

122 水産業再生に係る取組の強化

【復興庁、水産庁、経済産業省】

(1) 生業である水産業の継続対策

当県水産業が復興し、水産業関係者が安心して生業を継続しながら、次世代に確実に繋いでいけるよう、国が前面に立ち、万全な風評対策を講じるとともに、生産拡大の中核となる取組である漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業）を始め、生産から流通、消費に至るまで水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を引き続き講じること。

(2) ALPS対策基金等の的確な運用

「水産業を守る」政策パッケージである、ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策基金（300億円）、処理水影響対策支援基金（500億円）及び新たな水産業事業者支援策（207億円）については、引き続き、現場の実態に即した迅速かつ柔軟な運用を図ること。

(3) 水産業再生に必要な財源の確保

当県水産業が近隣県に比べて生産回復が大きく立ち後れている現状を踏まえ、第2期復興・創生期間以降の長期的な視点に立ち十分な財源を確保するとともに、情勢の変化に対応し、必要な対策を徹底的に講じること。

123 仮置場の原状回復と農地除染

【復興庁、農林水産省、環境省】

- ・ 除染仮置場として使用されていた農地については、計画的かつ速やかに原状回復し、返地を行うこと。
- ・ 仮置場返地後及び除染後の農地において、不陸や礫などにより、営農再開に支障を来す事案が生じた場合は、適切な追加的措置を速やかに講じること。
- ・ 帰還希望者の半数以上が営農を希望している実情を踏まえ、現在、特定帰還居住区域外にある農地についても、営農希望がある場合は区域に含めて除染を行うなど、市町村や農家の意向に応じて、柔軟な対応をすること。

124 阿武隈川上流遊水地群整備事業を行う地域における農業の産地維持に向けた支援

【国土交通省、農林水産省】

(1) 遊水地群整備地外における農業の産地維持に向けた支援

地域の基幹産業である農業を守り、食料の安定生産・供給を図るため、移転を希望する農業者の営農意向や地域づくりを行う町村、住民等、地元の意向を十分に把握しながら、遊水地群整備地外における移転先の確保や農業の産地維持に必要な支援及び予算を確保すること。

(2) 遊水地群整備地内における土地の利活用の検討

遊水地群整備後の土地の利活用方法については、町村や関係団体、住民等の意向を十分に踏まえた上で、関係省庁が連携しながら、利活用方法の実現可能性を検証し、住民の理解を得ること。

特に、遊水地群整備地内における農地利用については、制度や技術面等の様々な課題を洗い出しながら、農道や水路等の維持管理を含めた営農の継続性や農業者の収益性等を十分に検証・検討するとともに、これ以上、地元の負担が生じることのないようフォローアップを含めて、十分な支援策を講じた上で進めること。

125 東日本大震災の復旧・復興事業における財源確保

【復興庁、総務省、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備等を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保すること。

(2) 震災復興特別交付税措置の継続

令和7年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(3) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、移住希望者のニーズに応じた効果的な支援を行うため、移住・定住促進事業を継続するとともに、面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件の緩和など、運用の弾力化を図ること。

あわせて、住民帰還や移住等の復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、柔軟で使いやすい制度とすること。

126 基幹的インフラ整備、県民の安全・安心確保のための事業に対する財源確保

【内閣官房、総務省、水産庁、国土交通省】

(1) 直轄事業における財源の確保

安全・安心の確保や持続可能な地域社会の形成のためには、基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業、砂防事業及び港湾事業について、資材価格等が上昇している中でも必要な事業量を確保できるよう、必要かつ十分な財源の確保を図ること。

(2) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、水産物供給基盤整備事業等）について、資材価格等が上昇している中でも必要な事業量を確保できるよう、必要かつ十分な財源の確保を図ること。

(3) 県民の安全・安心確保のための事業の継続的予算の確保

県民の生命や暮らしを守るために実施している、治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐことを目的とした河川改修、人家や公共インフラ・ライフライン施設等の保全を目的とした土砂災害対策について、事業の早期完了を図るため、防災・安全交付金等において今後も継続的な予算確保を図ること。

また、近年頻発する水災害・土砂災害から生命と財産を安定的かつ継続的に守るため、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策に必要な予算の確保を図るとともに、県民の安全・安心を確保する取組について、地方負担を軽減するための措置を講じること。

加えて、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた長寿命化対策に要する財源を確保すること。

(4) 積雪寒冷地域の除雪費増加に伴う財政支援

「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づき、持続可能な除雪体制及び必要な予算を確保すること。

また、近年の異常気象に加え、労務単価や燃料等の物価高騰に伴い資材価格及び諸経費率の上昇によって道路除雪に関わる経費が年々増加傾向にあり、財源確保が喫緊の課題となっていることから、引き続き必要となる除雪費について、必要かつ十分な予算を確保し、財政支援を図ること。

127 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるため、「小野富岡線」を始めとした「ふくしま復興再生道路」等の第2期復興・創生期間の事業として整備している道路について、必要な予算の確保を行うこと。

(2) 常磐自動車道（仮）小高スマートICの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートICについて早期整備が図れるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

(3) 常磐自動車道をはじめとする浜通り軸の強化

東日本大震災からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野 I C～山元 I C間」のうち、4車線化として事業化された区間「広野 I C～ならば S I C間(L=5.6km)」、「浪江 I C～南相馬 I C間の一部区間(L=1.9km)」及び「相馬 I C～新地 I C間(L=6.0km)」及び「山元南 S I C～山元 I C間(L=5.5km)」の早期完成や残る区間について早期事業化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号の4車線化などの機能強化を図ること。特に、国道6号小名浜地区(林城交差点～飯田交差点)の渋滞対策の早期計画策定を図ること。

併せて、国道6号勿来バイパスの早期整備を図ること。

128 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【復興庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

(1) 福島国際研究教育機構等を支えるインフラ整備

本構想に掲げる福島国際研究教育機構(F-R E I)を始めとした各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進への取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要であることから、イノベ地域の関係者が連携した来訪者の増加や交流拡大、県内外から移住・定住を促進する取組、本構想に掲げるF-R E Iや拠点施設への広域的なアクセスを強化する道路等の整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対して第2期復興・創生期間以降も福島再生加速化交付金制度を継続し、支援を行うこと。

(2) 福島ロボットテストフィールドを活用したインフラ関連施策の推進

i-Construction やロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においてもロボットを活用した新技術の開発や技術支援を継続するとともに、研修会や講習会等については、福島ロボットテストフィールドを積極的かつ継続的に利用すること。

129 帰還困難区域等の復興に向けたインフラ整備に対する支援 【内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 第2期復興・創生期間以降のインフラ整備の予算確保

特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域の避難指示解除に伴う帰還や拠点間交流の促進、復興に向けたまちづくり、福島国際研究教育機構（F－R E I）の設置に係る環境整備等、復興の進展等により、新たに発生する課題等への対応に向けて、拠点間のアクセスを強化する道路や、人家等を守るための砂防施設及び治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐ河川が不可欠である。

については、避難地域の復興を成し遂げるため、第2期復興・創生期間以降も社会資本整備総合交付金（復興）制度や福島再生加速化交付金制度を継続し、インフラの整備・修繕に必要な予算を確保すること。

(2) 福島国際研究教育機構等を支えるインフラ整備【再掲】

本構想に掲げる福島国際研究教育機構（F－R E I）を始めとした各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進への取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要であることから、イノベ地域の関係者が連携した来訪者の増加や交流拡大、県内外から移住・定住を促進する取組、本構想に掲げるF－R E Iや拠点施設への広域的なアクセスを強化する道路等の整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対して第2期復興・創生期間以降も福島再生加速化交付金制度を継続し、支援を行うこと。

(3) 住民帰還と移住・定住のためのインフラ修繕

住民帰還と移住・定住促進のため、隘路の解消や復旧・復興工事による道路の損壊箇所の整備に必要な予算の確保について支援を講じること。

また、道路・河川等のインフラについて、避難指示の長期化に伴い通常の管理ができなかった施設の更新等に必要な財源を確保するなど、最後まで責任を持って取り組むこと。

(4) 帰還困難区域等における除去土壌・建設副産物等の適正処理

帰還困難区域等において実施する災害復旧事業や復興事業等において、高線量のため再利用等ができない土壌が発生することから、復興の妨げとならないよう、事業実施前に除染を行うなど、国が責任を持って必要な措置を講じること。

(5) 道路・河川等の施設の適切な除染

道路・河川等の施設の除染について、除染後もその機能が保たれるよう原形復旧するとともに、除染によって生じる課題に適切に対応するなど、除染の実施主体として最後まで責任を持って取り組むこと。

130 復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、令和7年度の供用に向け全面的な財政支援を講じること。

131 長期避難者に対する支援の継続

【復興庁、総務省、国土交通省】

(1) 災害（復興）公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業

原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者や帰還した住民の厳しい生活再建状況や風評被害、人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、震災復興特別交付税を含め、現行の支援水準を維持すること。

(2) 建築確認申請等手数料の減免に対する財政支援

特定行政庁が行う建築確認申請等の手数料免除に対して、震災復興特別交付税の措置を継続すること。

また、指定確認検査機関が行う建築確認申請等の手数料減免について、国庫補助を継続すること。

132 早期の災害復旧に向けた対応

【総務省、国土交通省】

(1) 災害復旧事業の推進に係る業務委託費等の確保

査定設計書を作成するために必要となる調査、測量及び設計に関する委託費が大きな負担となっているため、公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金がすべての事業で対象となるよう制度の拡充を図ること。

また、災害復旧事業の円滑な執行を図るためには発注者支援業務委託等を実施する必要があることから、工事雑費算定率の嵩上げや業務委託費等に充当できる新たな委託費補助制度の創設、さらには特別交付税の配分など、必要な財源を十分に確保すること。

(2) 災害関連事業の制度拡充

災害関連事業について、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川において堤防が決壊するなどの甚大な被害が生じた場合等、災害復旧事業費に対する改良費について、上限を設定せず、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、制度の拡充を図ること。

また、家屋移転が必要となる市街地部においては、被災発生年に改良復旧事業計画を作成することが困難であることから、地域との合意形成を図るために必要な期間（約1年程度）を確保した上で、災害査定を受けることができるようにするなど、制度の拡充を図ること。

(3) 災害関連緊急砂防事業等の充実

災害関連緊急砂防事業等を当該年度に迅速に実施するためには、年度途中で財源を確保する必要がありその捻出に苦慮していることから、災害関連緊急砂防事業等に係る国費率の嵩上げや地方負担に係る全額交付税措置など、万全の財源措置を講じること。

また、当該事業は、原則として年度内完成の見込みのあるものとしているため、年度途中で災害が発生した場合、適正な工期の確保が困難なことから、大規模土砂災害に対し複数年施工できるよう制度の拡充を図ること。

(4) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択基準の緩和

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択基準として、激甚災害に指定されていることが前提条件となっていることから、激甚災害に限らず適用できるよう採択要件の緩和を図ること。

また、近年、激甚化・頻発化する水災害等に対応するため、人工斜面（宅地擁壁等）における豪雨に伴うがけ崩れについても、特例措置の対象となるよう運用の拡大を図ること。

(5) 国道 399 号「伊達橋」及び主要地方道浪江国見線「伊達崎橋」の早期復旧

国による災害復旧の権限代行制度で進めている国道 399 号「伊達橋」の復旧を迅速かつ強力に進めること。
また、国による修繕代行で進めている主要地方道浪江国見線「伊達崎橋」の早期修繕を迅速かつ強力に進めること。

(6) 国道 252 号「あいよし橋」等の早期復旧に向けた支援

雪崩で流失した国道 252 号「あいよし橋」等の復旧に必要な技術的助言など、早期復旧に向けた支援を講じること

(7) 国道 121 号「大峠道路」の早期復旧に向けた支援

国道 121 号は、当県と山形県にとって極めて重要な道路であることから、早期復旧に向けた支援を講じること。
また、令和 4 年 8 月豪雨で被災した国道 121 号福島山形県境部の強靱化に向け、技術的支援を行うこと。

(8) 港湾施設の早期復旧に向けた支援

災害による施設復旧に係る地方負担を軽減するため、野積場など負担法対象外の施設について、復旧に係る補助事業等の創設を図ること。

133 国との連携による「流域治水」の推進

【総務省、農林水産省、国土交通省】

(1) 流域治水の取組を推進するための財政支援

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害等に対し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるため、河川改修や貯留施設の整備のほか、洪水浸水想定区域図の作成をはじめ、住民避難、早期復旧・復興に関する取組など、流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」に必要な予算を十分に確保すること。

(2) 阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの早期推進

令和元年東日本台風により甚大な被害を受けた阿武隈川について、頻発化・激甚化する豪雨災害から県民の生命・財産を守るため、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの更なる推進を図るとともに、プロジェクトに関連する県及び市町村の道路・河川事業に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

特に、阿武隈川上流遊水地群の整備については、早期整備に向け、立地地域での合意形成に取り組むとともに、流域住民の理解醸成を推進すること。

また、遊水地整備後の地内利活用については、立地地域住民をはじめ幅広い意見を聞き、方針を策定すること。

(3) 特定都市河川指定に向けた技術的支援

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく県管理河川の特定都市河川への指定に向け、法定手続きや流域水害対策計画の策定など、引き続き技術的支援を行うこと。

(4) 土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査にかかる費用に対する国費率の嵩上げ及び起債の適用

令和2年8月に変更された「土砂災害防止対策基本指針」に基づき、高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれのある箇所を抽出を行った結果、基礎調査対象箇所が大幅に増加することから、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査について、今後も十分な予算を確保すること。

基礎調査に係る予算については、起債適用の対象外であるため、予算の確保が困難となっていることから、地方負担を軽減するため、国費率の嵩上げや起債充当を認めること。

(5) 市街地における浸水対策の推進

気候変動に伴い局地的集中豪雨等の増加により発生する内水氾濫に対して、「流域治水プロジェクト」に位置づけられた雨水幹線や排水ポンプ施設の整備や、本川、支川及び内水を考慮した「複合的なハザードマップ」の作成など、引き続きハード・ソフト両面から浸水対策に取り組むため、必要な財源を十分に確保すること。

134 国土強靱化の推進に向けた支援

【内閣官房、総務省、農林水産省、林野庁、水産庁、
国土交通省】

(1) 福島県国土強靱化地域計画に位置づける国土強靱化関連事業への重点的な支援

- ① 当県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風や令和3年2月、令和4年3月の福島県沖地震など重ねて甚大な被害を受けており、気候変動に伴う激甚化・頻発化する大規模自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県国土強靱化地域計画に位置づける国土強靱化関連事業について、公共施設の防災・減災の取組及び地域の安全・安心確保のため、まだまだ国土強靱化対策が必要であり、例年以上の規模で、必要十分な予算を確保すること。
- ② 予防保全に向けた老朽化対策の加速化を含め「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるため、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な財源を確保すること。
- ③ 「防災・減災、国土強靱化5か年のための加速化対策」の最終年となる令和7年度においても、必要な予算・財源を確保し、これまでのペースを緩めることなく、計画的・継続的に事業を推進すること。
- ④ 能登半島地震など、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害状況も踏まえ、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、対象事業の継続・拡大及び要件緩和を行うとともに、国土強靱化実施中期計画の策定期限を夏までに示した上で、令和6年内の早期に策定し、国土強靱化に必要な予算・財源を引き続き別枠で確保すること。
- ⑤ 県内は積雪寒冷地域が多く、冬期間の安全な交通確保のため雪崩や防雪対策等が必要であるとともに、老朽化する既存防雪・消雪施設の計画的な対策が必要であるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び国土強靱化実施中期計画の対象事業に位置づけること。

- ⑥ 令和6年度までの措置となっている緊急浚渫推進事業債、令和7年度までの緊急防災・減災事業債や防災・減災国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置を行うとともに、措置期間を延長すること。

(2) 防災・減災対策等事業推進の拡大

突発的な災害対応で臨機に活用が図られるよう、「防災・減災対策等事業推進費」の更なる事業拡大に向けて取り組むこと。

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法の運用に関する支援

盛土等に関する工事等の許可について、相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、制度執行において混乱が生じないように、基準や許可等の運用の明確化及び円滑化に資する措置や、制度の十分な周知、普及啓発に率先して努めること。

盛土等の安全性把握のための調査や危険な盛土等の対策工事に対し、必要となる予算の確保や技術的な支援を行うこと。

(4) 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置の拡充

東日本大震災により津波対策として整備した水門・陸閘については、施設操作者の安全確保を図るため、自動化、遠隔操作化する必要があるため、その施設管理の費用が増大していることから、今後増加する修繕費、更新費に対する国庫補助率の嵩上げを行うとともに、維持管理費用の財源確保に向けて海岸保全施設延長を地方交付税の算定項目へ追加するなど、財政上の支援措置を講じること。

(5) 積雪寒冷地域における道路の凍上被害に関する支援

近年、地球温暖化の影響により、積雪寒冷地域でも冬期における気温が上昇傾向にあり、降雨や融雪に伴い供給された水が舗装内部へ浸透し、凍結・融解の繰り返し等により舗装の損傷が生じていることから、これらの地球温暖化により顕在化してきた凍上対策について支援を行うこと。

(6) 地方整備局等の体制の充実・強化

大規模災害等への事前の備えや初動体制の強化に向けて、被災した自治体への応援職員の派遣や必要な技術的助言、財政面での支援などを強化するため、地方整備局の体制充実・強化や災害対応に必要となる資機材の更なる確保に努めること。

135 下水道事業の推進による水災害の防止と水環境の改善に向けた支援

【国土交通省】

(1) 下水道の整備に関する財政支援の継続

浸水対策の強化による水災害の防止と未普及対策による汚水処理人口普及率の向上のため、下水道の整備推進に向けた財政支援を継続すること。

(2) 下水道施設の老朽化対策に関する財政支援の充実

県及び市町村の下水道施設に係る老朽化対策の着実な推進に向け、財源確保について支援を充実すること。

(3) 下水道施設の耐水化リスク対応に関する財政支援の継続

災害時において継続的に下水道施設の機能を確保するため、下水道施設の耐水化及び耐震化の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。

136 活力ある県土基盤構築に向けた道路ネットワークの整備に対する支援

【国土交通省】

(1) 会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫北道路、会津縦貫南道路の早期整備・早期完成を図るとともに、国道 118 号の一部区間及び国道 121 号を直轄指定区間とすること。

(2) 中通り軸の整備

① 国道 4 号（矢吹鏡石道路）の早期完成、国道 4 号矢吹町以南の早期全線 4 車線化

中通り軸として、国道 4 号（矢吹鏡石道路）の早期完成を図るとともに、国道 4 号矢吹町以南の早期の全線 4 車線化を図ること。

② 国道 13 号西道路の早期完成、国道 4 号福島北道路の早期事業化

国道 13 号について、福島西道路Ⅱ期工区の早期完成を図ること。あわせて、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、国道 4 号福島北道路の早期事業化を図ること。

(3) 横断道軸の整備（磐越自動車道の 4 車線化及び国道 49 号の早期整備）

磐越自動車道の 4 車線化優先整備区間「会津若松 IC～安田 IC 間」のうち事業中である「会津坂下 IC～西会津 IC 間（L=8.8km）」、「西会津 IC～津川 IC 間（L=17.5km）」及び「三川 IC～安田 IC 間（L=8.3km）」の早期完成や、残る区間についての早期事業化を図るとともに、「安田 IC～新潟中央 IC 間」についても、4 車線化優先整備区間に選定すること。

また、国道 49 号（北好間改良、会津防災事業及び好間三和防災）の早期整備を図ること。

(4) 南部軸の整備（国道 289 号（八十里越）国直轄権限代行事業の整備推進等）

国道 289 号で唯一交通不能区間の八十里越の早期完成に向け、引き続き国直轄権限代行事業の整備推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。

(5) 重要物流道路の整備・機能強化

重要物流道路及びその代替・補完路については、令和 3 年 7 月に策定された東北地方新広域道路交通計画を踏まえ、令和 5 年 4 月 1 日に追加指定されたところであり、平時・災害時を問わない安定的な人流・物流の確保に向けた指定道路の整備・機能強化について、重点的な支援を行うこと。

(6) 東北自動車道（仮）大玉スマート IC の早期事業化に向けた技術的支援

大玉村に設置を検討しているスマート IC について、早期事業化に向けた技術的支援を行うこと。

137 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【国土交通省】

(1) 特定貨物輸入拠点港湾小名浜港の整備促進

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港については、産業と生活に必要な資源及びエネルギー関連の物資を安定的かつ安価に供給するとともに、次世代エネルギーの需要増加などに対応するため、東港地区の更なる活用が必要であることから、国が実施している沖防波堤等の整備を促進すること。

(2) 重要港湾相馬港の整備促進

重要港湾である相馬港については、復興支援道路である相馬福島道路の全線開通により、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ、安全で効率的な荷役を可能とするため、県が実施している南防波堤の整備に係る財源を確保するとともに、国が実施している沖防波堤の嵩上げを促進すること。

138 福島空港への支援

【内閣府、総務省、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) 空港整備事業の予算確保

今後の空港利用拡大に向けて、航空機が安全に運航できる基準を満たし、かつ防災拠点としての役目を果たせるよう、滑走路端安全区域（R E S A）整備事業や滑走路舗装改良事業などに必要な予算を確保すること。

(2) 地方空港路線の維持・拡大のための国内航空会社等に対する財政支援

長期化したコロナ禍に加え燃料高騰や人材不足など、航空会社等を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

福島空港は、県民の活動を支える極めて重要な交通インフラであり、東日本大震災後、国際定期路線の運休が続く中で、大阪（伊丹）線と札幌（新千歳）線の路線を維持することは、震災と原発事故からの本格復興に向かう当県にとって、企業・経済活動及び地域間交流の促進に当たって最も重要な課題のひとつとなっている。

県では、これまでも路線の維持・拡充対策として国内航空会社や空港運営を担う事業者への支援を講じているが、経営状況に関してはいまだに回復の途上にあることから、今後も国内航空会社等に対しての継続的な支援が必要である。

このため、国は、厳しい経営環境の続く国内航空会社、空港運営を担う事業者の経営改善及び県に対する財政支援として、空港使用料・航空機燃料税の減免や地方空港路線の維持・拡充を図るための航空会社に対する運航費の補助、グランドハンドリングなどの空港運営を担う事業者への支援、固定経費の中で大きな負担となっている空港ビル等の賃借料の補助を行うなど必要な措置を講じること。

(3) 福島空港の国際定期路線就航に向けた支援

福島空港の国際定期路線は、震災前まで中国（上海）、韓国（ソウル）に運航していたが、原発事故に伴う風評により10年以上運休している。

当県は、他県に比べ外国人観光客の伸びが鈍く、今後、本格復興の歩みを加速させ、経済効果を全県に波及させていくうえで、国際定期路線の誘致が必要である。

そのためにも、福島空港国際定期路線の就航に向け、今後運航が見込まれる国、地域に対して、国が前面に立って働き掛けを行うほか、税関、入国審査、検疫といった受入体制を維持・拡充すること。

また、福島空港国際定期路線の就航に関する県の取組を支援すること。

(4) 福島空港の防災拠点等への位置づけ

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、万が一、首都直下地震などの大規模かつ広域的な災害が起こった場合に備え、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として国の防災計画等へ位置づけるとともに、防災拠点としての施設等整備を行うこと。

139 「街なかのにぎわいと安全」を支える街路整備事業の財源確保

【国土交通省】

街路は都市の骨格を形成し、都市の活動を支える役割に加え、都市防災機能など多面的な機能を有するが、事業費の減少が著しく、計画的な整備に支障をきたしていることから、街なかのにぎわいと安全を支える街路整備事業について、十分な財源を確保すること。

140 健康長寿や子ども・子育て環境に配慮したインフラ整備への支援

【国土交通省】

(1) 都市公園の利活用促進に向けた事業への支援

子育てしやすい都市づくりを推進するため、都市公園の利活用促進に向け、老朽化した施設更新等に対する財政支援を充実すること。

(2) 通学路や歩道等の安全確保に向けた事業への支援

令和3年6月に発生した千葉県八街市での交通事故を受け、関係機関と連携し実施した通学路における合同点検の結果を踏まえた交通安全対策について、計画的かつ集中的に実施するため、個別補助制度による必要な予算の支援を講じること。

また、子育てしやすい都市づくりを推進するため、歩道等の安全確保に向けた事業への支援を充実すること。

(3) 自転車の利活用推進に向けた事業への支援

当県の健康長寿及び観光の推進に向けて、福島県自転車活用推進計画による自転車の利用環境整備への支援を充実すること。

141 カーボンニュートラルポート（CNP）の形成の推進 【経済産業省、国土交通省】

特定貨物輸入拠点港湾である小名浜港及び重要港湾相馬港において、「カーボンニュートラルポート（CNP）」を形成するため、県が行う港湾脱炭素化推進計画の策定や港湾計画の改訂、民間事業者が進めるカーボンニュートラルに向けた取組に必要な予算の確保など十分な支援を行うとともに、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等に係る補助制度の創設を図ること。

142 当県の復旧・復興を推進するための施工確保対策への支援 【復興庁、総務省、国土交通省】

(1) 復興係数の特例措置の継続

福島県の復興はいまだ途上であり、入札不調率は震災前と比較して高い水準にあることから、令和7年度以降も復興係数の特例措置を継続すること。

(2) 自治法派遣職員による支援の継続

東日本大震災復旧・復興事業、令和元年東日本台風関連防災・減災対策事業及び令和3年2月、令和4年3月福島県沖を震源とする地震からの復旧事業を進めるため、県及び市町村に対する自治法派遣職員による支援を継続すること。

143 市町村の復旧・復興を推進するための取組への支援 【総務省、財務省、国土交通省】

(1) 災害査定実施時期の延長や査定簡素化等の措置の継続

避難指示区域内（旧避難指示区域を含む）はまだ査定が完了していない箇所（町）があるため、今後も査定の簡素化等の措置を継続すること。

(2) 土木・建築技術者の人材育成と人員確保に向けた取組への支援

土木・建築技術者の人員不足に対応するため、土木・建築分野におけるイメージアップを推進するとともに、人材育成に向けた講習会や研修会の開催等により支援を行うこと（市町村の職員を含む）。

(3) 下水道の整備に関する財政支援の継続【再掲】

浸水対策の強化による水災害の防止と未普及対策による汚水処理人口普及率の向上のため、下水道の整備推進に向けた財政支援を継続すること。

(4) 下水道施設の老朽化対策に関する財政支援の充実【再掲】

県及び市町村の下水道施設に係る老朽化対策の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。

(5) 自治法派遣職員による支援の継続【再掲】

東日本大震災復旧・復興事業、令和元年東日本台風関連防災・減災対策事業及び令和3年2月、令和4年3月福島県沖を震源とする地震からの復旧事業を進めるため、県及び市町村に対する自治法派遣職員による支援を継続すること。

144 デジタル化を推進するための取組への支援

【中小企業庁、国土交通省】

(1) 建設生産プロセスのデジタル変革に必要な財政支援

建設産業の働き方改革の更なる推進に向け、建設生産プロセスの各段階にデジタル技術の活用が必要となるため、受注者における機器類等の環境整備に係る支援策について、既存補助金制度の継続と申請要件の緩和を図ること。

(2) 地方におけるインフラ分野のDX推進に係る技術支援

インフラ分野のDX推進に向けて、県・市町村職員や建設企業の双方の理解醸成・実践力を習得するための人材育成講習会の開催や、ICT活用工事の未経験企業に対してノウハウの提供や技術的支援を行う専門家の派遣等について、財政支援を図ること。

145 工業用水道施設整備補助制度の拡充

【経済産業省】

- ・ 豊富低廉な工業用水供給を継続していくため、工業用水道事業への国による積極的な補助等の支援が重要であり、改築事業への補助を行うなど、幅広く活用しやすい補助制度となるよう拡充すること。
- ・ 激甚災害に指定されない場合は、2億円未満の災害復旧事業は補助対象外となることから、工業用水道事業の経営への影響を最小限に抑えるため、一般災害の災害復旧事業（補助事業）における採択基準及び補助率の拡充を行うこと。
- ・ 計画的に均等化した工事費を安定的に確保して更新ができるよう、複数年度の補助採択を行うこと。

146 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、復興庁、こども家庭庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から 13 年が経過した今もなお、双葉町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、地元での学校再開に向け、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

このため、子どもたちが通いたい、また、保護者が通わせたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるとともに、避難地域 12 市町村における地域の特色を活かした魅力的な教育プログラムを開発するための経費について、引き続き予算を確保すること。

さらに、帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。

(2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

当県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、生徒が引き続き安心して学ぶことができるよう、寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流、グローバル探究や大学と連携した先進的なカリキュラム開発など魅力ある教育活動への支援を行うこと。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導等のきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、第2期復興・創生期間以降も教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、第2期復興・創生期間以降も「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続するとともに、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組や心のサポートに資する学習支援に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員の十分な配置ができるよう、予算の確保・拡充を図ること。

147 福島イノベーション・コースト構想を支える教育・人材育成 【復興庁、総務省、文部科学省、経済産業省】

(1) 構想を支える教育・人材育成

国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想を推進していく鍵は人材育成にある。本構想を牽引するトップリーダーや、農林水産業、工業、商業の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、学校が企業、研究機関・地域と連携を図るためのコーディネートや各校のプログラムの進捗支援のほか、学校間連携及び成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算について、第2期復興・創生期間以降も確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線教育、プログラミング教育及びふるさとへの理解を深める教育等を推進するための予算について、第2期復興・創生期間以降も確保すること。

加えて、全国の大学等の「復興知」を活用した浜通り地域等における教育研究活動については、原子力災害に伴う条件不利の現状が継続し、依然として人材確保等の課題がある中で、参加した学生が本活動後に当該地域等で就職や就農するなど、復興を担う人材育成に直接寄与しているほか、本活動を契機として、大学キャンパス設置が計画されるなど、人材育成基盤の構築に大きく貢献している。また今後、本活動を通じて引き続き多くの大学等の参画を促すことで、将来的に、福島や世界の課題解決を担うF-R-E-Iへの人材輩出も期待できる。さらに、本活動は交流人口の拡大や地域経済への波及効果も有していることから、第2期復興・創生期間以降も、復興の進捗に応じた特色ある教育研究プログラムを継続することが必要であり、各大学等の活動を支援するとともに、地元の市町村や企業等との連携、ワークショップの開催等に必要となる予算を十分に確保すること。

(2) 福島国際研究教育機構との連携

本機構が地域に定着し長期的に発展するためには、地域人材の育成を推進する必要がある。地元の小中学校・高校等を始めとする県内の教育機関等と連携して連続的な人材育成に取り組むとともに、中期計画に基づく地域との対話による人材育成ニーズの把握等を通じて、地域における外国語教育や探究的な学びの充実など、研究開発のみにとどまらない地域の人材育成の推進に取り組むよう支援すること。

148 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化 【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

東日本大震災後に著しく低下した子どもの体力と増加した肥満傾向児の出現率について、全国との差は改善傾向にあるものの、いまだ肥満傾向児の出現率は、震災前の水準まで回復していないことから、運動習慣や食習慣を自ら改善するための健康マネジメント力を育む事業の継続的な実施が可能となるよう、必要な予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の 継続

東日本大震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

(4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

(5) 個別支援教育の推進

DVやネグレクト、ヤングケアラー等の自らの力だけでは解決が困難な課題を抱える児童生徒が増加している中、当県では、原発事故等の影響による心のケアを始め、特別な支援が必要な児童生徒への対応が継続的に求められていることから、標準法を改正し特別支援学級の編制基準の引下げを行うなど、小・中・高できめ細かな教育が行えるよう、体制整備に向けた十分な支援を行うこと。

(6) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や当県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、当県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

149 子どもたちの健やかな成長を支える取組

【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 学校給食の放射性物質検査の継続

児童生徒や保護者の学校給食に対する不安がいまだ払拭されていないことから、学校給食用食材の放射性物質検査に係る全ての経費について財源措置を継続すること。

また、放射性物質検査に使用する検査機器についても、使用を開始してから10年以上経過していることから、検査機器の修繕、更新等に必要な予算を確保すること。

(2) 部活動指導員を活用するための予算の確保

教職員の多忙化を解消し、教員が子どもたちと向き合う時間を確保できるようにするため、「部活動指導員」に関する十分な予算を確保すること。

(3) 地域における部活動の運営を推進するための予算の確保

令和5年度から開始された休日の部活動の段階的な地域移行については、地域の実状に応じた段階的な移行が可能となるよう継続的に予算を確保すること。

150 被災した文化財と復興事業に伴う埋蔵文化財調査への支援 【復興庁、総務省、文部科学省、文化庁】

(1) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査の支援の継続

第2期復興・創生期間以降も継続する見込みである復興事業に伴う埋蔵文化財保護のための調査について、十分な財源を継続して確保すること。

さらに、埋蔵文化財調査に対応可能な専門職員について、全国的な自治体間派遣を斡旋する等の支援を継続して行うこと。

(2) 被災した博物館資料の管理保管に関する予算措置

大熊町・双葉町については、東日本大震災及び原子力発電所事故により搬出された博物館資料の修理及び仮保管施設で管理保管を継続することが必要であるため、町への返還が可能となるまで、継続的な予算措置を講じること。